官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）　二
〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業三）　二〇
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働八）　二四
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産六）　二七
〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七六）　三七
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（法務三九）　四一
○法務省組織規則の一部を改正する省令（同四〇）　五三
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二五）　五三
〔法規的告示〕
○銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（金融庁二九）　五三
○信用金庫法施行規則第六十四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（同三〇）　五五
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（同三一）　五六
○銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部を改正する件（同三二）　五七
○保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準の一部を改正する件（同三三）　五八
○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業二）　五九
○労働金庫法施行規則第四十五条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（金融庁・厚生労働二）　六一
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産二）　六二
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（同三）　六三
○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（同四）　六四
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産七六一）　六六
○出願公表後に名称変更がなされた件（同七六二）　六六
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同七六三）　六八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七四
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者関係　八六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九九
会社その他
会社決算公告　一〇六

府　令

○内閣府令第五十五号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等取扱業」、「電子決済等関連預金媒介業務」、「電子決済等取扱業者」、「外国電子決済等取扱業者」、「認定電子決済等取扱事業者協会」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「電子決済等取扱業務」、「銀行業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等取扱業、電子決済等関連預金媒介業務、電子決済等取扱業者、外国電子決済等取扱業者、認定電子決済等取扱事業者協会、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行事業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、電子決済等取扱業務、銀行業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 （外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出） **第十条の二**　［略］ 2　前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等の総株主等の議決権（法第二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。第三十四条の六十八第三項及び第三十四条の七十七第二項を除き、以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。 3　［略］	（定義） **第一条**　この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等取扱業」、「電子決済等関連預金媒介業務」、「電子決済等取扱業者」、「外国電子決済等取扱業者」、「認定電子決済等取扱事業者協会」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「電子決済等取扱業務」、「銀行業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等取扱業、電子決済等取扱業者、外国電子決済等取扱業者、認定電子決済等取扱事業者協会、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行事業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、電子決済等取扱業務、銀行業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 （外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出） **第十条の二**　［同上］ 2　前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、同項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。 3　［同上］

（特定取引勘定）

第十三条の六の三　［略］

2　前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

［一～三　略］

四　金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）又は貸付債権（外国において取引されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡

［四の二～十七　略］

［3・4　略］

5　特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第十七条の二第五項及び第九項第二号並びに第三十四条の十六第七項第二号において同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

［二～四　略］

（専門子会社の業務等）

第十七条の二　［略］

［2～4　略］

5　法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号及び第三十四条の十六第七項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条及び第三十四条の十六において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項並びに第三十四条の十六第七項第二号において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

（特定取引勘定）

第十三条の六の三　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

［四の二～十七　同上］

［3・4　同上］

5　［同上］

一　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

［二～四　同上］

（専門子会社の業務等）

第十七条の二　［同上］

［2～4　同上］

5　法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6　法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

［一～十　略］

7　［略］

8　法第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

9　第五項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を銀行若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（法第十六条の二第一項第十二号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第十七条の七の三第三項において同じ。）に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）

10　前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは「第十六条の二第一項第十三号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令」とあるのは「第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第五項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生

6　法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～十　同上］

7　［同上］

8　法第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

9　第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十三号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第十六条の二第一項第十二号に規定する特定子会社をいう。次項及び第十七条の七の三第三項において同じ。）がその取得した第五項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了

会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第四項並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十四項第二号及び次条第二項第十二号を除き、以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［略］

14　法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　次条第二項第十四号の三に掲げる業務

［15・16　略］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［略］

2　法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～十　略］

十一　機械類その他の物件を使用させる業務（法第十条第二項第十八号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

十二　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式等に係る配当を受け取ること又は株式等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

13　［同上］

14　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［15・16　同上］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［同上］

2　［同上］

［一～十　同上］

十一　機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第十条第二項第十八号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十二　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

［号の細分を加える。］

へ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

［十三～三十九　略］

［3～6　略］

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六　［略］

［2・3　略］

4　法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第十七条の二第六項第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

［一・二　略］

5　［略］

6　法第五十二条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

7　第三項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第三項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第三十四条の二十三の二第三項において同じ。）に取得された時に第三項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）

8　前項（第二号を除く。）の規定は、第四項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

9　第七項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第七項中「第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令」とあるのは「第五十二条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

［十三～三十九　同上］

［3～6　同上］

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六　［同上］

［2・3　同上］

4　法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一・二　同上］

5　［同上］

6　法第五十二条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

7　第三項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第三項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8　前項の規定は、第四項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

9　第七項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第七項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十三号」と読み替えるものとする。

10　第三項から前項まで（第五項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第三項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第四項に規定する会社若しくは第八項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「事業再生会社」という。）又は第六項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第十七条の二第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項、第三十四条の二十一第一項第九号、第三十四条の二十三の二第四項並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社等に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第五項に定める要件に該当するものに限る。以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［11～14　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金庫の子会社の範囲等） **第六十四条**　［略］ ２　［略］	（金庫の子会社の範囲等） **第六十四条**　［同上］ ２　［同上］

3　法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～十　略］

十一　機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき当該業務が行われない場合を除く。）

十二　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式若しくは持分を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

［十三～二十二　略］

二十三　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

［二十四～三十九　略］

［4～10　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社をいい、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては法第五十四条の二十三第四項に規定する認可対象会社（同条第一項第十四号に掲げる会社（第六十六条の三に規定する会社を除く。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社をいう。第七十条第十三項第二号を除き、以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二

3　［同上］

［一～十　同上］

十一　機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

十二　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

［号の細分を加える。］

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

［十三～二十二　同上］

二十三　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

［二十四～三十九　同上］

［4～10　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　［同上］

［一～四　同上］

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権

十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　［略］

［2～11　略］

（特例対象会社）

第六十九条の二　［略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。次条第八項、第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［4・5　略］

（専門子会社の業務等）

第七十条　［略］

［2・3　略］

4　法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第八項第二号及び第百七条第五項第一号において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿をいう。第八項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八項第二号及び第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5　法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

［一～十　略］

数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　［同上］

［2～11　同上］

（特例対象会社）

第六十九条の二　［同上］

2　［同上］

3　第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［4・5　同上］

（専門子会社の業務等）

第七十条　［同上］

［2・3　同上］

4　法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5　法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～十　同上］

6　［略］

7　法第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

8　第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）

9　前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

10　第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは「第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

［11・12　略］

13　法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　第六十四条第三項第十四号の三に掲げる業務

［14～16　略］

6　［同上］

7　法第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

8　第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

9　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

10　第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号」と読み替えるものとする。

［11・12　同上］

13　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［14～16　同上］

（特定取引勘定）

第百七条　［略］

２　前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

［一～三　略］

四　金銭債権（第五十三条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）又は貸付債権（外国において取引されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡

［四の二～十七　略］

［３～５　略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百七十条の十一　［略］

２　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　［略］

二　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

［イ・ロ　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定取引勘定） **第百七条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～三　同上］ 四　金銭債権（第五十三条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡 ［四の二～十七　同上］ ［３～５　同上］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等） **第百七十条の十一**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。） ［イ・ロ　同上］	（特定取引勘定） **第百七条**　［略］ ２　前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。 ［一～三　略］ 四　金銭債権（第五十三条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡 ［四の二～十七　略］ ［３～５　略］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等） **第百七十条の十一**　［略］ ２　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。） ［イ・ロ　略］
（信用協同組合等の子会社の範囲等） **第四条**　［略］ ２　［略］ ３　法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 ［一～十　略］ 十一　機械類その他の物件を使用させる業務（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき当該業務が行われない場合を除く。）	（信用協同組合等の子会社の範囲等） **第四条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　機械類その他の物件を使用させる業務（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であって、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

十二　次に掲げる行為により国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式若しくは持分を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

［十三～三十九　略］

［4～10　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条　信用協同組合等は、認可対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社（同条第一項第十号に掲げる会社（第六条の三に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。第十条第十三項第二号を除き、以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　［略］

［2～5　略］

十二　次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

［号の細分を加える。］

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

［十三～三十九　同上］

［4～10　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条　［同上］

［一～四　同上］

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　［同上］

［2～5　同上］

（特例対象会社）

第九条の二　［略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用協同組合にあっては法第四条の二第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協同組合連合会にあっては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第八項、第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。第百十条の六十八第三項及び第百十条の七十六第二項を除き、以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［4・5　略］

（専門子会社の業務等）

第十条　［略］

［2・3　略］

4　法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第八項第二号において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第八項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八項第二号及び第十二項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5　法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

［一～十　略］

6　［略］

7　法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

（特例対象会社）

第九条の二　［同上］

2　［同上］

3　第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用協同組合にあっては法第四条の二第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協同組合連合会にあっては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。第百十条の六十八第三項及び第百十条の七十六第二項を除き、以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［4・5　同上］

（専門子会社の業務等）

第十条　［同上］

［2・3　同上］

4　法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5　法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～十　同上］

6　［同上］

7　法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

８　第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第四項に規定する会社に該当していた会社であって、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

９　前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

10　第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは「第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

11・12　略

13　法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　第四条第三項第十四号の三に掲げる業務

［14～16　略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百十条の四十四　［略］

２　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　［略］

二　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

［イ・ロ　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

８　第四項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

９　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

10　第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号」と読み替えるものとする。

11・12　同上

13　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［14～16　同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百十条の四十四　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

［イ・ロ　同上］

（保険業法施行規則の一部改正）

第四条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」、「公告方法」、「指定紛争解決機関」、「生命保険業務」、「損害保険業務」、「少額短期保険業務」、「保険仲立人保険募集」、「保険業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集、公告方法、指定紛争解決機関、生命保険業務、損害保険業務、少額短期保険業務、保険仲立人保険募集、保険業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 （密接な関係の範囲） **第一条の二の二**　令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。 一　二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係 ［イ・ロ　略］ ハ　一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係 (1)　一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第四十六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第百五条及び第百五条の六、第百十八条、第十一章（第二百十条の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二を除く。）、第四編並びに第二百四十六条において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。 (i)　［略］	（定義） **第一条**　この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」、「公告方法」、「指定紛争解決機関」、「生命保険業務」、「損害保険業務」、「少額短期保険業務」、「保険仲立人保険募集」、「保険業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集、公告方法、指定紛争解決機関、生命保険業務、損害保険業務、少額短期保険業務、保険仲立人保険募集、保険業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 （密接な関係の範囲） **第一条の二の二**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　［同上］ (1)　［同上］ (i)　［同上］

(ii)　当該一方の者が法人その他の団体（以下この号及び第四十五条の二十五第三項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等の議決権（法第二条第十一項に規定する総株主等の議決権をいう。第二百三十九条の五第三項及び第二百三十九条の十四第二項を除き、以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。(iv)において同じ。）

(iii)～(vii)　略

(2)　［略］

［二・三　略］

［2・3　略］

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条　相互会社は、法第九十六条の十第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十二　略］

十三　法第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更に際して組織変更株式交付をすることとしたときは、次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　保険会社又はその子会社が国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第五十六条第十六項第二号及び第五十六条の二第二項第二十四号を除き、以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四　［略］

2　［略］

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二　［略］

2　前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

［一～三　略］

四　金銭債権（第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもって表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）又は貸付債権（外国において取引されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡

［四の二～十七　略］

［3～5　略］

（専門子会社の業務等）

第五十六条　［略］

［2～4　略］

(ii)　当該一方の者が法人その他の団体（以下この号及び第四十五条の二十五第三項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。(iv)において同じ。）

(iii)～(vii)　同上

(2)　［同上］

［二・三　同上］

［2・3　同上］

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　保険会社又はその子会社が国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四　［同上］

2　［同上］

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　金銭債権（第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

［四の二～十七　同上］

［3～5　同上］

（専門子会社の業務等）

第五十六条　［同上］

［2～4　同上］

5　法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第十一項第二号及び第二百十条の七第八項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条及び第二百十条の七において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6　法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

［一～十　略］

7　［略］

8　法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

9　第五項に規定する会社のほか、新興企業者等も、保険会社の特定子会社（法第百六条第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。以下この章において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、第五項に規定する会社であった会社が新興企業者等となったときに、当該特定子会社が次に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る同号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

［一～三　略］

10　［略］

11　第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社のほか、次に掲げる会社については、同号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第五項に規定する会社又は第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していた会社であって、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

5　法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6　法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～十　同上］

7　［同上］

8　法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

9　第五項に規定する会社のほか、新興企業者等も、保険会社の特定子会社（法第百六条第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。第十四項及び第十五項並びに第五十八条の七第三項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、第五項に規定する会社であった会社が新興企業者等となったときに、当該特定子会社が次に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る同号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

［一～三　同上］

10　［同上］

11　第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

12　第九項及び前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び前項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

13　第九項及び第十一項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは「第百六条第一項第十五号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

［14・15　略］

16　法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　次条第二項第二十六号の三に掲げる業務

［17・18　略］

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［略］

2　法第百六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～二十二　略］

二十三　機械類その他の物件を使用させる業務（法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

二十四　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の発行する株式若しくは持分を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

［二十五～四十七　略］

［3～6　略］

12　第九項及び前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び前項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

13　第九項及び第十一項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十五号」と読み替えるものとする。

［14・15　同上］

16　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［17・18　同上］

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［同上］

2　［同上］

［一～二十二　同上］

二十三　機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十四　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

［号の細分を加える。］

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

［二十五～四十七　同上］

［3～6　同上］

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七　［略］

［２～４　略］

５　法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第五十六条第六項第十号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

［一・二　略］

６　［略］

７　法第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

８　第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を保険持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第四項に規定する会社に該当していた会社であって、その議決権が当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。以下この号、第十一項及び第十二項において同じ。）に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

９　前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

10　第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令」とあるのは「第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七　［同上］

［２～４　同上］

５　法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一・二　同上］

６　［同上］

７　法第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

８　第四項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

９　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

10　第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十五号」と読み替えるものとする。

11　第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項及び第二百十条の十四第二項第六号において「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五十六条第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項及び第二百十条の十四第二項第六号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該保険持株会社に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては当該保険持株会社に係る同項第十五号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項及び第二百十条の十四第二項第六号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［12～15　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

11　第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項及び第二百十条の十四第二項第六号において「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五十六条第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項及び第二百十条の十四第二項第六号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該保険持株会社に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては当該保険持株会社に係る同項第十五号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項及び第二百十条の十四第二項第六号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［12～15　同上］

府令・省令

附　則

この府令は、令和八年六月十五日から施行する。ただし、第一条中銀行法施行規則第十七条の三第二項第十一号の改正規定、第二条中信用金庫法施行規則第六十四条第三項第十一号の改正規定、第三条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第三項第十一号の改正規定及び第四条中保険業法施行規則第五十六条の二第二項第二十三号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

○内閣府・財務省・経済産業省令第三号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第一項第七号から第九号まで及び第二項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定取引勘定） **第十八条**　［略］ ２　前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第三十八条第一号及び第六十条第一項第十一号において同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。 ［一～三　略］ 四　金銭債権（第八条第一号、第二号、第四号、第七号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）又は貸付債権（外国において取引されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡 ［五～十三　略］ ［３・４　略］ ５　商工組合中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。 一　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第六十九条第五項及び第九項第二号において同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額 ［二～四　略］ （専門子会社の業務等） **第六十九条**　［略］ ［２～４　略］ ５　法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八	（特定取引勘定） **第十八条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～三　同上］ 四　金銭債権（第八条第一号、第二号、第四号、第七号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡 ［五～十三　同上］ ［３・４　同上］ ５　［同上］ 一　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額 ［二～四　同上］ （専門子会社の業務等） **第六十九条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第八項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者を

号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6　法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

［一～十　略］

7　［略］

8　法第三十九条第一項第九号に規定する主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

9　第五項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を商工組合中央金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第七十一条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が商工組合中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、商工組合中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第五項に規定する会社に該当していた会社であって、その議決権が商工組合中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（法第三十九条第一項第七号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

10　前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第三十九条第一項第七号」とあるのは、「第三十九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第三十九条第一項第七号に規定する主務省令」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五

いう。第十三項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6　法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一～十　同上］

7　［同上］

8　法第三十九条第一項第九号に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

9　第五項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を商工組合中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第七十一条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が商工組合中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、商工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第三十九条第一項第七号」とあるのは、「第三十九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第三十九条第一項第七号」とあるのは、「第三十九条第一項第九号」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第三十九条第一項第七号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日か

号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては商工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては商工組合中央金庫に係る同項第八号に規定する主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては商工組合中央金庫に係る同項第九号に規定する主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば商工組合中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第四十条第一項に規定する国内の会社をいう。第十四項第二号及び次条第二項第十八号を除き、以下同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に商工組合中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［略］

14　法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　次条第二項第二十二号に掲げる業務

［15・16　略］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　［略］

2　法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～十六　略］

十七　機械類その他の物件を使用させる業務（法第二十一条第四項第二十二号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

十八　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（法第二十一条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式等に係る配当を受け取ること又は株式等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。

ら十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては商工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては商工組合中央金庫に係る同項第八号に規定する主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては商工組合中央金庫に係る同項第九号に規定する主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば商工組合中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第四十条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に商工組合中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［同上］

14　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［15・16　同上］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　［同上］

2　［同上］

［一～十六　同上］

十七　機械類その他の物件を使用させる業務（主務大臣等が定める基準により主として法第二十一条第四項第二十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十八　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第二十一条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

改正後	改正前
ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。 へ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。 ［十九～五十　略］ ［３～６　略］	［号の細分を加える。］ ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 ［十九～五十　同上］ ［３～６　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、令和八年六月十五日から施行する。ただし、第七十条第二項第十七号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第八号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第一号ロ及び第二号から第四号まで、第五十八条の五第一項第七号から第九号まで及び第二項第二号並びに第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第一号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［略］ ２　［略］ ３　法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 ［一～十　略］ 十一　機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき当該業務が行われない場合を除く。） 十二　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ　当該団体の発行する社債（法第五十八条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。	（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。） 十二　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ　当該会社の発行する社債（法第五十八条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式若しくは持分を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

［十三～二十二　略］

二十三　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

［二十四～三十九　略］

4　法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第九項第二号において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5　法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

［一～十　略］

6　［略］

7　法第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

8　［略］

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

［号の細分を加える。］

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

［十三～二十二　同上］

二十三　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

［二十四～三十九　同上］

4　法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第七項において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5　法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～十　同上］

6　［同上］

7　法第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

8　［同上］

9　第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（労働金庫にあつては法第五十八条の三第一項第二号に規定する特定子会社をいい、労働金庫連合会にあつては法第五十八条の五第一項第七号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第五十条の二第三項において同じ。）に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）

10　前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは「第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

12　第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第四項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

9　第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号」と読み替えるものとする。

12　第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（労働金庫にあつては法第五十八条の三第一項第二号に規定する特定子会社をいい、労働金庫連合会にあつては法第五十八条の五第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次項及び第五十条の二第三項において同じ。）がその取得した第四項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、事業再生会社に

は第五十八条の五第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の七第一項に規定する国内の会社をいう。第十四項第二号を除き、以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［略］

14　法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　第三項第十四号の三に掲げる業務

［15～18　略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百五十二条の十一　［略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　［略］

二　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

［イ・ロ　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和八年六月十五日から施行する。ただし、第四十五条第三項第十一号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第六号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

あつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の七第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［同上］

14　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［15～18　同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百五十二条の十一　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

［イ・ロ　同上］

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第三十四条**　［略］ ［２～４　略］ ５　法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第九項第二号及び第五十二条第一項において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。 ６　法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。 ［一～十　略］ ７　［略］ ８　法第十一条の六十六第一項第八号の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。 ［一・二　略］ ９　第五項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。 一　議決権を農業協同組合連合会若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第五項に規定する会社に該当していた会社であって、その議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社	（専門子会社の業務等） **第三十四条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。 ６　法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～十　同上］ ７　［同上］ ８　法第十一条の六十六第一項第八号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。 ［一・二　同上］ ９　第五項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

二　議決権を特定子会社（法第十一条の六十六第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第四十四条第三項において同じ。）に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

10　前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十一条の六十六第一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第七号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十一条の六十六第一項第六号の」とあるのは「第十一条の六十六第一項第八号の」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該農業協同組合連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては当該農業協同組合連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号、第四十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［略］

10　前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十一条の六十六第一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第七号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十一条の六十六第一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第八号」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第十一条の六十六第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該農業協同組合連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては当該農業協同組合連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号、第四十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［同上］

14　法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　次条第二項第十五号の三に掲げる業務

［15～18　略］

（従属業務等）

第三十五条　［略］

2　法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

［一～十一　略］

十二　機械類その他の物件を使用させる業務（法第十条第二十三項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

十三　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（法第十条第九項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式若しくは持分に係る配当を受け取り又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式若しくは持分を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

［十四～三十一　略］

［3～5　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（組合又は連合会の子会社の範囲等）	（組合又は連合会の子会社の範囲等）
第二十六条　［略］	**第二十六条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］

14　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［15～18　同上］

（従属業務等）

第三十五条　［同上］

2　［同上］

［一～十一　同上］

十二　機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第十条第二十三項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十三　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第十条第九項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

［号の細分を加える。］

ホ　イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

［十四～三十一　同上］

［3～5　同上］

3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

［一～四の七　略］

五　機械類その他の物件を使用させる業務（法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

［六～十五　略］

4　法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

［一～九　略］

十　機械類その他の物件を使用させる業務（法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

十一　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（令第二十二条第二項第五号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式等に係る配当を受け取り又は株式等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

［十二～二十八　略］

5　［略］

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条　［略］

［2～4　略］

5　法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第九項第二号及び第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開

3　［同上］

［一～四の七　同上］

五　機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

［六～十五　同上］

4　［同上］

［一～九　同上］

十　機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十一　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（令第二十二条第二項第五号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ　イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

［十二～二十八　同上］

5　［同上］

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条　［同上］

［2～4　同上］

5　法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、

発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6　法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

［一～十　略］

7　［略］

8　法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

9　第五項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を連合会若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第五項に規定する会社に該当していた会社であって、その議決権が当該連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第三十七条第三項において同じ。）に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

10　前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは「第八十七条の二第一項第七号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第八十七条の二第一項第六号の」とあるのは「第八十七条の二第一項第八号の」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

6　法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～十　同上］

7　［同上］

8　法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

9　第五項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第七号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第八号」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。第五十条の三十五第三項及び第五十条の四十五第二項を除き、以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［略］

14　法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　前条第四項第十三号の三に掲げる業務

［15～20　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。第五十条の三十五第三項及び第五十条の四十五第二項を除き、以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　［同上］

14　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［15～20　同上］

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定取引勘定） **第六十五条**　［略］ ２　前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとすることにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。 ［一～三　略］ 四　金銭債権（第五十八条第一項第一号、第二号、第四号、第七号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引き受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）又は貸付債権（外国において取引されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡 ［五～十八　略］ ［３・４　略］ ５　農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。 一　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第九十五条第四項及び第八項第二号において同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額 ［二～四　略］ （専門子会社の業務等） **第九十五条**　［略］ ［２・３　略］ ４　法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第八項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八項第二号及び第十二項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。	（特定取引勘定） **第六十五条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～三　同上］ 四　金銭債権（第五十八条第一項第一号、第二号、第四号、第七号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引き受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡 ［五～十八　同上］ ［３・４　同上］ ５　［同上］ 一　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額 ［二～四　同上］ （専門子会社の業務等） **第九十五条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5　法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

［一～十　略］

6　［略］

7　法第七十二条第一項第十一号の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　略］

8　第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を農林中央金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第四項に規定する会社に該当していた会社であって、その議決権が農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（法第七十二条第一項第九号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第百四条の二第三項において同じ。）に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

9　前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは、「第七十二条第一項第十号」と読み替えるものとする。

10　第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第七十二条第一項第九号の」とあるのは「第七十二条第一項第十一号の」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

11　第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第四項に規定する会社若しくは第八項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事

5　法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～十　同上］

6　［同上］

7　法第七十二条第一項第十一号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

［一・二　同上］

8　第四項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された場合にあっては、農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された時（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

9　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは、「第七十二条第一項第十号」と読み替えるものとする。

10　第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは、「第七十二条第一項第十一号」と読み替えるものとする。

11　第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第七十二条第一項第九号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第四項に規定する会社若しくは第八項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において

業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては農林中央金庫に係る同項第十号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては農林中央金庫に係る同項第十一号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。第十三項第二号及び第九十七条第二項第二十号を除き、以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12　［略］

13　法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　第九十七条第二項第二十三号の三に掲げる業務

［14・15　略］

（従属業務等）

第九十七条　［略］

2　法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

［一～十八　略］

十九　機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

二十　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式等に係る配当を受け取り又は株式等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては農林中央金庫に係る同項第十号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあっては農林中央金庫に係る同項第十一号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12　［同上］

13　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［14・15　同上］

（従属業務等）

第九十七条　［同上］

2　［同上］

［一～十八　同上］

十九　機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

［号の細分を加える。］

へ　イからホまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。 ［二十一～三十九　略］	ホ　イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 ［二十一～三十九　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
［3～5　略］	［3～5　同上］

附　則

この命令は、令和八年六月十五日から施行する。ただし、第一条中農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第十二号の改正規定、第二条中漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の改正規定並びに第三条中農林中央金庫法施行規則第九十七条第二項第十九号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第七十六号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第八号、第十五号、第十七号及び第十八号並びに関係法令の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第八号の総務省令で定める事務） **第八条**　法別表第八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の七第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項の規定による住居地の記載（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは在留カードの返還又は出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号。以下この条において「入管法施行令」という。）第三条の規定による届出の年月日の記載若しくは記録 ［二～五　略］ 六　入管法第十九条の十五の二第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、特定在留カードの交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第一号）第二条第一項の規定による提出を受けること、同条第二項の規定による旅券の提示の確認若しくは書面の提出を受けること、同条第五項の規定により提示される資料の確認若しくは説明の聴取又は特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省・法務省令第一号）第二条第二項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の地方公共団体情報システム機構への送付	（法別表第八号の総務省令で定める事務） **第八条**　［同上］ 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の七第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第二項の規定による住居地の記載（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは在留カードの返還 ［二～五　同上］ ［新設］

七　入管法第十九条の十五の二第三項の規定による申出の受付、その申出の形式の確認若しくはその申出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第六項の規定による特定在留カードの受領若しくは引渡し、入管法施行令第三条の二第三項の規定による交付年月日の記録、同条第四項の規定による通知、入管法第十九条の十五の二第九項の規定により返納される在留カードの受領若しくは出入国在留管理庁長官への送付又は同条第十二項の規定による手数料の経由

八　［略］

九　入管法施行令第二条又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号。以下第十五条において「整備・経過措置政令」という。）第十八条の規定による伝達

十　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の四第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

十一　［略］

十二　特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令第三条の規定により提示される書類の確認

十三　特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令第四条第二項の規定による特定在留カードの提示の確認又は同条同項の規定による求めの受理若しくはその求めに係る事実についての審査

（法別表第十五号の総務省令で定める事務）

第十五条　法別表第十五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　入管特例法第七条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号。以下この条において「入管特例法施行令」という。）第一条（同令第八条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による交付年月日の記録又は入管特例法施行令第二条第一項（同令第八条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知

三　［略］

四　整備・経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記録又は整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

五　［略］

六　整備・経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記録又は整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

［新設］

六　［同上］

七　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第二条又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号。以下第十五条において「整備・経過措置政令」という。）第十八条の規定による伝達

八　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の三第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

九　［同上］

［新設］

［新設］

（法別表第十五号の総務省令で定める事務）

第十五条　［同上］

一　［同上］

二　入管特例法第七条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号。以下この条において「入管特例法施行令」という。）第一条の規定による交付年月日の記載又は入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

三　［同上］

四　整備・経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記載又は整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

五　［同上］

六　整備・経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記載又は整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

七　入管特例法第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付、これらの規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第三項の規定による住居地の記載（入管特例法第八条第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは特別永住者証明書の返還又は入管特例法施行令第四条の規定による記載若しくは記録

［八～十　略］

十一　入管特例法第十一条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第三項の規定による交付年月日の記録

十二　入管特例法第十二条第一項若しくは第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第三項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十二条第三項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録

十三　入管特例法第十三条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十三条第二項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録

十四　入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、入管特例法第十四条第四項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録、入管特例法第十四条第五項の規定による手数料の経由又は入管特例法施行令第六条の規定による通知若しくは資料の出入国在留管理庁長官への送付

［十五・十六　略］

十七　入管特例法第十六条の二第一項の規定による申請（同条第十一項の規定による申請を含む。）の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第二号）第一条第一項の規定による提出を受けること、同条第三項の規定により提示される資料の確認若しくは説明の聴取又は特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省・法務省令第二号）第二条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の地方公共団体情報システム機構への送付

十八　入管特例法第十六条の二第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則第二条第一項の規定による提出を受けること、同条第二項の規定による旅券の提示の確認若しくは書面の提出を受けること又は同条第五項の規定により提示される資料の確認若しくは説明の聴取

七　入管特例法第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付、これらの規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第三項の規定による住居地の記載（入管特例法第八条第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは特別永住者証明書の返還

［八～十　同上］

十一　入管特例法第十一条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第三項の規定による交付年月日の記載

十二　入管特例法第十二条第一項若しくは第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第三項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十二条第三項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載

十三　入管特例法第十三条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十三条第二項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載

十四　入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、入管特例法第十四条第四項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載、入管特例法第十四条第五項の規定による手数料の経由又は入管特例法施行令第六条の規定による通知若しくは資料の出入国在留管理庁長官への送付

［十五・十六　同上］

［新設］

［新設］

十九　入管特例法第十六条の二第四項（同条第十一項で適用する場合を含む。）の規定による申出の受付、その申出の形式の確認若しくはその申出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第六項の規定による特定特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、同条第七項の規定による特定特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第十六項の規定による手数料の経由

［二十～二十四　略］

二十五　特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令第三条の規定により提示される書類の確認

（法別表第十七号の総務省令で定める事務）

第十七条　法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項若しくは同法第三条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同法第三条第四項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成若しくは記録、同法第三条第五項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知、同法第三条第六項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けること又は同法第三条第七項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録若しくは提供

［二～五　略］

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項若しくは同法第二十二条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同法第二十二条第四項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成若しくは記録、同法第二十二条第五項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知、同法第二十二条第六項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けること又は同法第二十二条第七項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録若しくは提供

［七～十八　略］

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　番号利用法第十八条の五第三項の規定による通知を受けること、同条第四項の規定による措置を講じること若しくは同条同項の規定による通知、同条第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の規定による措置を講じること若しくは同条同項の規定による通知、同条第七項の規定による通知を受けること、同条第八項の規定により返納される個人番号カードの受領又は番号利用法施行令第十八条の三第一項の規定による書面の受領

［十～十七　略］

［新設］

［十七～二十一　同上］

［新設］

（法別表第十七号の総務省令で定める事務）

第十七条　［同上］

一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、第三条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

［二～五　同上］

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項若しくは第二十二条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、第二十二条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

［七～十八　同上］

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

［九～十六　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

○法務省令第三十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日　法務大臣　平口　洋

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国人の上陸の許可に関すること（第十八号及び第三十号に掲げる事務を除く。）。 ［二～十　略］ 十一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条の三第二項（同法第九条第二項において準用する場合及び同法第十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第三条第三項及び同法第二十二条の三第二項（同法第二十八条第二項において準用する場合及び同法第二十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第二十二条第三項の規定による措置に関すること。 十二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の五第五項の規定による措置に関すること。 十三　外国人の中長期の在留の管理に関すること（第九号及び前二号に掲げる事務並びに中長期在留者の住居地に関する届出に関する事務を除く。）。 十四～四十　［略］ 2　地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。	（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国人の上陸の許可に関すること（第十六号及び第二十八号に掲げる事務を除く。）。 ［二～十　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 十一　外国人の中長期の在留の管理に関すること（第九号に掲げる事務及び中長期在留者の住居地に関する届出に関する事務を除く。）。 十二～三十八　［同上］ 2　地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
札幌出入国在留管理局	審査第一担当	前項第二十二号から第三十六号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十九号まで、第二十号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二十一号、第三十七号から第三十九号まで及び第四十号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

局の名称	担当区分	分担事務
札幌出入国在留管理局	審査第一担当	前項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十七号まで、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

仙台出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十五号まで、第十八号、第十九号、第二十号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二十一号、第三十七号から第三十九号まで及び第四十号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第二十二号から第三十六号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十二号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十三号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	オンライン審査第一担当	一　特定技能及び技能実習を目的とする外国人以外の外国人について、前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）及び第十四号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第四十号に掲げる事務
	オンライン審査第二担当	一　特定技能及び技能実習を目的とする外国人について、前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード

仙台出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十四号、第十五号及び第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	オンライン審査第一担当	一　特定技能及び技能実習を目的とする外国人以外の外国人について、前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）及び第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務
	オンライン審査第二担当	一　特定技能及び技能実習を目的とする外国人について、前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード

	及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）及び第十四号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第四十号に掲げる事務
在留調査担当	一　前項第十三号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十五号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十七号（入管法第十九条の三十七の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十八号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第四十号に掲げる事務
在留支援担当	一　前項第十六号及び第十七号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第四十号に掲げる事務
就労審査第一担当	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
就労審査第二担当	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

	及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）及び第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務
在留調査担当	一　前項第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十五号（入管法第十九条の三十七の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十六号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務
在留支援担当	一　前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務
就労審査第一担当	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
就労審査第二担当	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十三号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十四号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する同項第九号及び第四十号に掲げる事務
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十八号、第十九号及び第二十一号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務

就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十三号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する同項第九号及び第三十八号に掲げる事務
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務

違反審査担当	前項第二十二号から第二十九号まで、第三十二号、第三十四号及び第三十五号に掲げる事務	名古屋出入国在留管理局
審判第一担当	前項第三十号及び第三十一号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務	
審判第二担当	前項第三十六号に掲げる事務	
難民審判担当	前項第三十三号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務	
実態調査担当	前項第三十七号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十八号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十九号に掲げる事務	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十二号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十三号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十八号、第三十九号及び第四十号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
在留支援担当	一　前項第十六号及び第十七号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第四十号に掲げる事務	
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務	
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十三号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十四号、第十五号及び第四十号に掲げる事務	
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務	

違反審査担当	前項第二十号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事務	名古屋出入国在留管理局
審判第一担当	前項第二十八号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務	
審判第二担当	前項第三十四号に掲げる事務	
難民審判担当	前項第三十一号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務	
実態調査担当	前項第三十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十六号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号に掲げる事務	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十六号、第三十七号及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
在留支援担当	一　前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務	
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務	
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務	
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務	

大阪出入国在留管理局	研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十二号まで、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	難民調査担当	前項第十八号、第十九号及び第二十一号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十二号から第三十二号まで、第三十四号及び第三十五号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	難民審判担当	前項第三十三号及び第三十六号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務
	実態調査担当	前項第三十七号に掲げる事務
	審査管理担当	前項第一号（永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十二号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十三号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第四十号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	在留支援担当	一　前項第十六号及び第十七号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第四十号に掲げる事務
	就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十三号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十四号、第十五号及び第四十号に掲げる事務

大阪出入国在留管理局	研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十号から第三十号まで、第三十二号及び第三十三号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	難民審判担当	前項第三十一号及び第三十四号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務
	実態調査担当	前項第三十五号に掲げる事務
	審査管理担当	前項第一号（永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	在留支援担当	一　前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務
	就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務

	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	永住審査担当	前項第十八号、第十九号及び第二十一号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十二号まで、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十二号から第三十六号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	実態調査担当	前項第三十七号に掲げる事務
	情報管理担当	前項第三十八号及び第三十九号に掲げる事務
広島出入国在留管理局	就労・永住審査担当	前項第十三号、第十五号から第十九号まで、第二十一号及び第三十七号から第三十九号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十二号まで、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号、第九号、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十二号から第三十六号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	実態調査担当	前項第三十五号に掲げる事務
	情報管理担当	前項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務
広島出入国在留管理局	就労・永住審査担当	前項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号、第九号、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

3

［略］

高松出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二十二号から第三十六号まで及び第四十号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号及び第三十七号から第三十九号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第四十号に掲げる事務
福岡出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十二号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十三号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十六号から第十九号まで、第二十号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二十一号、第三十七号から第三十九号まで及び第四十号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	就労・永住審査担当	就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十二号まで、第十三号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十四号、第十五号及び第四十号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十二号から第三十六号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

3

［同上］

高松出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十二号、第十四号、第十五号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二十号から第三十四号まで及び第三十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第三十八号に掲げる事務
福岡出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十三号、第十八号（審判担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	就労・永住審査担当	就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十一号まで、第十三号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［略］

２　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局、大阪出入国在留管理局関西空港支局及び大阪出入国在留管理局神戸支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第十四号まで、第十八号から第三十七号まで及び第四十号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審査担当から第十二審査担当	第七条第一項第一号から第十四号まで、第十八号から第三十九号まで及び第四十号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審判担当及び第二審判担当	第七条第一項第九号及び第二十二号から第三十六号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務
	情報管理担当	第七条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる事務
東京出入国在留管理局羽田空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第七審査担当	第七条第一項第一号から第十四号まで、第十八号から第三十九号まで及び第四十号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十二号から第三十六号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務
東京出入国在留管理局横浜支局	審査管理担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十二号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十三号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十六号、第十七号、第三十七号から第三十九号まで及び第四十号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［同上］

２　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局、大阪出入国在留管理局関西空港支局及び大阪出入国在留管理局神戸支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十五号まで及び第三十八号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審査担当から第十二審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審判担当及び第二審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十四号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務
	情報管理担当	第七条第一項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務
東京出入国在留管理局羽田空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第七審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十四号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務
東京出入国在留管理局横浜支局	審査管理担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

	就労・永住審査担当	第七条第一項第十八号、第十九号及び第二十一号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十二号まで、第十三号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十四号、第十五号及び第四十号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第二十二号から第三十六号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項第一号から第十四号まで及び第十八号から第四十号までに掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項第一号から第十四号まで、第十八号から第三十九号まで及び第四十号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十二号から第三十六号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第二十号及び第四十号に掲げる事務
大阪出入国在留管理局神戸支局	審査第一担当	第七条第一項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号及び第三十七号から第三十九号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第四十号に掲げる事務

	就労・永住審査担当	第七条第一項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十四号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務
大阪出入国在留管理局神戸支局	審査第一担当	第七条第一項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十五号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第三十八号に掲げる事務

	審査第二担当
	第七条第一項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二十二号から第三十六号まで及び第四十号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

3　［略］

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［略］	［略］
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十四号まで及び第十八号から第四十号までに掲げる事務
	［略］	［略］
福岡空港出張所 那覇空港出張所	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十四号まで及び第十八号から第四十号までに掲げる事務
	［略］	［略］
函館出張所 旭川出張所 青森出張所 郡山出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所	首席審査官	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十三号から第二十七号まで及び第二十九号に掲げる事務を除く。）
	［略］	

	審査第二担当
	第七条第一項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号、第十四号、第十五号、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二十号から第三十四号まで及び第三十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

3　［同上］

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［同上］	［同上］
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
	［同上］	［同上］
福岡空港出張所 那覇空港出張所	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
	［同上］	［同上］
函館出張所 旭川出張所 青森出張所 郡山出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所	首席審査官	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号に掲げる事務を除く。）
	［同上］	

静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所 松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所			
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十四号まで及び第十八号から第四十号までに掲げる事務	
［略］			
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十三号から第二十七号まで及び第二十九号に掲げる事務を除く。） 三　［略］	
2　［略］			

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所 松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所			
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務	
［同上］			
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号に掲げる事務を除く。） 三　［同上］	
2　［同上］			

附　則

この省令は、令和八年六月十四日から施行する。

○法務省令第四十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日

法務大臣　平口　洋

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室） **第二十七条**　［略］ ［２・３　略］	（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室） **第二十七条**　［同上］ ［２・３　同上］

4　情報システム管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　特定在留カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等をいう。）の交付の申請、作成、交付及び返納に伴う市町村長（特別区の区長を含む。）及び地方公共団体情報システム機構に対する通知並びに申請書及び届出書の送付に関すること。 5　［略］	4　情報システム管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 5　［同上］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年六月十四日から施行する。

○文部科学省令第二十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十一号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日

文部科学大臣　松本　洋平

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等） **第三十九条の二**　［略］ 2　法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一・二　［略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十号、第十四号及び第十五号を除く。）に掲げる事務 3～5　［略］	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等） **第三十九条の二**　［同上］ 2　法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一・二　［同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十三号及び第十四号を除く。）に掲げる事務 3～5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第二十九号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第十一号及び第三十八号の規定に基づき、銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等（平成十年大蔵省告示第九号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務） **第一条**　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。次条第七号において同じ。）の子会社（法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。 ２　［略］	（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務） **第一条**　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第三条第七号において同じ。）の子会社（同条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。 ２　［同上］
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　規則第十七条の三第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二項第十八号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第十七条の三第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第十条第二項第十八号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。
（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） **第二条**　規則第十七条の三第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～六　略］ 七　リース業務（規則第十七条の三第二項第十一号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の	（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） **第三条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　リース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業

物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、銀行又は銀行持株会社の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八　［略］

（銀行業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、銀行又は銀行持株会社の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八　［同上］

（銀行業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条　［同上］

○金融庁告示第三十号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第六十四条第三項第十一号及び第三十八号の規定に基づき、信用金庫法施行規則第六十四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等（平成十年大蔵省金融監督庁告示第十一号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　規則第六十四条第三項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十四条第三項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第六号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。 （銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） **第三条**　［同上］
（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） **第二条**　規則第六十四条第三項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～五　略］	［一～五　同上］

六　リース業務（規則第六十四条第三項第十一号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする金庫（信用金庫又は信用金庫連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（信用金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［略］

（法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第三十一号

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第四条第三項第十一号及び第三十八号の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等（平成十年大蔵省告示第十二号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　規則第四条第三項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四条第三項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第六号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

六　リース業務（自己又は自らを子会社とする金庫（信用金庫又は信用金庫連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（信用金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［同上］

（法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条　［同上］

（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第二条　規則第四条第三項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～五　略］

六　リース業務（規則第四条第三項第十一号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、信用協同組合等の子会社であるリース業務を営む会社（信用協同組合連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［略］

（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第三十二号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づき、銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年大蔵省金融監督庁告示第四号）の一部を次のように改正し、令和八年六月十五日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号の二に規定する基準は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　当該特定金銭債権は、銀行又はその子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。同号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。同号において同じ。）を取得し、又は保有している当該銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。 ［三～五　略］ 2　法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社が同号ロに掲げる業務として規則第十七条の三第二項第三号の二括弧書に規定する業務を行う場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「銀行又はその」とあるのは「銀行持株会社又はその」と、「第十六条の四第一項」とあるのは「第五十二条の二十四第一項」と、「銀行、その」とあるのは「銀行持株会社の」と、同項第五号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」とする。	1　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　当該特定金銭債権は、銀行又はその子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。 ［三～五　同上］ 2　前項の基準は、法第五十二条の二十三第一項第十号ロに規定する規則第十七条の三第二項第三号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、「法第十六条の四第一項」とあるのは「法第五十二条の二十四第一項」と、「銀行、その」とあるのは「銀行持株会社の」と、同項第五号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第三十三号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条の二第二項第五号の二及び第二十三号の規定に基づき、保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準（平成十一年大蔵省告示第六号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
1　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号の二に規定する基準は、次に掲げるものとする。 一　規則第五十六条の二第二項第五号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。 二　当該特定金銭債権は、保険会社又はその子会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。同号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。同号において同じ。）を取得し、又は保有している当該保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行から当該特定会社が取得した債権であること。 三　特定会社は、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。 四　特定会社は、取得した不動産の円滑な売却に努めること。 五　特定会社が前二号に掲げる行為を行うに当たっては、保険会社又はその子会社が、合算して、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。	（債権管理回収業の範囲等） **第一条**　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　規則第五十六条の二第二項第五号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。 二　当該特定金銭債権は、保険会社又はその子会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行から当該特定会社が取得した債権であること。 三　特定会社は、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。 四　特定会社は、取得した不動産の円滑な売却に努めること。 五　特定会社が前二号に掲げる行為を行うに当たっては、保険会社又はその子会社が、合算して、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。
2　法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社が同号ロに掲げる業務として規則第五十六条の二第二項第五号の二括弧書に規定する業務を行う場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「保険会社又は」とあるのは「保険持株会社又は」と、「保険会社、その」とあるのは「保険持株会社の」と、同項第五号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」とする。	2　前項の基準は、法第二百七十一条の二十二第一項第十二号ロに規定する規則第五十六条の二第二項第五号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」と、「保険会社、その」とあるのは「保険持株会社の」と、同項第五号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及びリース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件

（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、保険会社又は保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。以下この条において「リース物件売買等業務」という。）並びに当該リース業務を営む会社の子会社であるリース物件売買等業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）のリース物件売買等業務による収入の額の合計額に占める法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及びリース物件売買等業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）におけるリース物件売買等業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁・財務省・経済産業省告示第二号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）第七十条第二項第十七号及び第四十九号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（預金の受払事務の委託等） **第二条**　規則第十九条第一号イに規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。 一　有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十二条第五号において同じ。）（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）を営む金融商品取引業者 二・三　［略］ 2　［略］	（預金の受払事務の委託等） **第二条**　［同上］ 一　有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十三条第五号において同じ。）（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）を営む金融商品取引業者 二・三　［同上］ 2　［同上］

［条を削る。］

（規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務）

第十二条　規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～六　略］

七　リース業務（規則第七十条第二項第十七号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする商工組合中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、商工組合中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八　［略］

（商工組合中央金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準）

第十三条　［略］

（リース業務の範囲等）

第十二条　規則第七十条第二項第十七号に規定する主務大臣等が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第二十一条第四項第二十二号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第七十条第二項第十七号に規定する主務大臣等が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第二十一条第四項第二十二号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

（規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務）

第十三条　［同上］

［一～六　同上］

七　リース業務（自己又は自らを子会社とする商工組合中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、商工組合中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八　［同上］

（商工組合中央金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準）

第十四条　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁厚生労働省告示第二号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第四十五条第三項第十一号及び第三十八号の規定に基づき、労働金庫法施行規則第四十五条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等（平成十年大蔵省労働省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊
厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　規則第四十五条第三項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四十五条第三項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第六号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。 （銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） **第三条**　［同上］
（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） **第二条**　規則第四十五条第三項第三十八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～五　略］ 六　リース業務（規則第四十五条第三項第十一号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする金庫（労働金庫又は労働金庫連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の	［一～五　同上］ 六　リース業務（自己又は自らを子会社とする金庫（労働金庫又は労働金庫連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっ

売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（労働金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［略］

（法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（労働金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［同上］

（法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条　［同上］

○金融庁・農林水産省告示第二号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十五条第二項第十二号及び第三十号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省・農林水産省告示第十四号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

農林水産大臣　鈴木　憲和

金融監督庁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第六号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

（信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第二条　命令第三十五条第二項第三十号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～五　略］

六　リース業務（命令第三十五条第二項第十二号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする農業協同組合連合会若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、農業協同組合連合会の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［略］

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条　［同上］

［一～五　同上］

六　リース業務（自己又は自らを子会社とする農業協同組合連合会若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、農業協同組合連合会の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［同上］

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第四条　［同上］

○金融庁・農林水産省告示第三号

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第二十六条第三項第五号及び第十四号並びに第四項第十号及び第二十七号の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省・金融監督庁・農林水産省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同条第三項第五号及び第四項第十号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

（信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第二条　命令第二十六条第三項第十四号及び第四項第二十七号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～五　略］

六　リース業務（命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社（法第十一条の八第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、組合の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［略］

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁・農林水産省告示第四号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第九十七条第二項第十九号及び第三十八号の規定に基づき、農林中央金庫法の施行に関し定める件（平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準） **第十条**　規則第九十七条第二項第九号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、次のとおりとする。 ［一～三　略］	（金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準） **第十条**　［同上］ ［一～三　同上］

2　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第六号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

（信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条　［同上］

［一～五　同上］

六　リース業務（自己又は自らを子会社とする組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、組合の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［同上］

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第四条　［同上］

四　前二号に掲げる行為を行うに当たっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。第十三条第一項において同じ。）を超える議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第十三条第一項において同じ。）を取得し又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。

［2・3　略］

［条を削る。］

（金融関連業務）

第十一条　規則第九十七条第二項第三十八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～六　略］

七　リース業務（規則第九十七条第二項第十九号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする農林中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、農林中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八　［略］

第十二条～第十五条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四　前二号に掲げる行為を行うに当たっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。第十四条第一項において同じ。）を超える議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第十四条第一項において同じ。）を取得し又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。

［2・3　同上］

（リース業務の範囲等）

第十一条　規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

（金融関連業務）

第十二条　［同上］

［一～六　同上］

七　リース業務（自己又は自らを子会社とする農林中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、農林中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八　［同上］

第十三条～第十六条　［同上］

その他告示

○農林水産省告示第七百六十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年六月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Actinidia Lindl.	Yang Shi Jin Hong 50	Yangzhou Yang's Fruit Technology Co., Ltd. Chenyuan Village, Huaisi Town, Hanjiang District, Yangzhou City, CN-225100, China	第38180号 令和７年９月４日
Arachis hypogaea L.	愛の訪れ	曽良久男 千葉県茂原市緑町１番地19	第38428号 令和８年２月25日
Calendula L.	カスタードミルク	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	第38434号 令和８年２月27日
〃	マロンミルク	〃	第38435号 令和８年２月27日
Cotinus coggygria Scop.	MINCOLEM04	Hortival Diffusion S.A.S. les Fontaines de l'Aunay Beaufort—en—Vallee 49250 Beaufort—en—Anjou, France	第38410号 令和８年２月12日
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch x Euphorbia cornastra (Dressler) Radcl.-Sm.	Bonpri 0201	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第38438号 令和８年３月２日
〃	Bonpri 2064	〃	第38439号 令和８年３月２日
〃	Bonpr 974BK	〃	第38440号 令和８年３月２日
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	チクマッシュTE-6	株式会社千曲化成 長野県千曲市大字内川1101番地	第38437号 令和８年２月27日
Fragaria L.	FL 17 15 86	Florida Foundation Seed Producers, Inc. 3913 Highway 71, Marianna, Florida 32446, USA	第38349号 令和８年１月13日
Gentiana L.	福島GE24号	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	第38382号 令和８年１月30日
〃	西京の朝霧	山口県 山口県山口市滝町１番１号	第38425号 令和８年２月24日
〃	西京の星空	〃	第38427号 令和８年２月24日
Glycine max (L.) Merr.	KAE-007	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38407号 令和８年２月９日
〃	KAE-008	〃	第38408号 令和８年２月９日
〃	KAE-009	〃	第38409号 令和８年２月９日
Malus domestica (Suckow) Borkh.	サマーローズ	吉家一雄 長野県中野市大字厚貝286番地	第38398号 令和８年２月３日
Oryza sativa L.	湖響	滋賀県 滋賀県大津市京町４丁目１番１号	第38365号 令和８年１月23日
〃	はな結び	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	第38421号 令和８年２月20日
Petunia Juss.	Surf Minanamu	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	第38441号 令和８年３月２日
〃	Sunpet 4283	〃	第38442号 令和８年３月２日
〃	Surf Sironana	〃	第38443号 令和８年３月２日
〃	Surf 20511	〃	第38444号 令和８年３月２日

Prunus persica (L.) Batsch	スノークリスプ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38394号 令和８年２月２日
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	福島JP7号	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	第38383号 令和８年１月30日
Rosa L.	AUSA27A16	David Austin Roses Limited Bowling Green Lane, Albrighton, Wolverhampton WV7 3HB, United Kingdom	第38338号 令和８年１月６日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Arachis hypogaea L.	愛の訪れ	曽良久男 千葉県茂原市緑町１番地19	第38428号 令和８年２月25日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Calendula L.	カスタードミルク	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	第38434号 令和８年２月27日	〃	〃
〃	マロンミルク	〃	第38435号 令和８年２月27日	〃	〃
Cotinus coggygria Scop.	MINCOLEM04	Hortival Diffusion S.A.S. les Fontaines de l'Aunay Beaufort — en — Vallee 49250 Beaufort — en — Anjou, France	第38410号 令和８年２月12日	〃	〃
Euphorbia pulcherrima Willd.ex Klotzsch x Euphorbia cornastra (Dressler) Radcl.–Sm.	Bonpri 0201	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第38438号 令和８年３月２日	〃	〃
〃	Bonpri 2064	〃	第38439号 令和８年３月２日	〃	〃
〃	Bonpr 974BK	〃	第38440号 令和８年３月２日	〃	〃
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	チクマッシュTE–6	株式会社千曲化成 長野県千曲市大字内川1101番地	第38437号 令和８年２月27日	〃	〃
Gentiana L.	福島GE24号	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	第38382号 令和８年１月30日	〃	〃
〃	西京の朝霧	山口県 山口県山口市滝町１番１号	第38425号 令和８年２月24日	〃	〃
〃	西京の星空	〃	第38427号 令和８年２月24日	〃	〃
Glycine max (L.) Merr.	KAE–007	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38407号 令和８年２月９日	〃	〃
〃	KAE–008	〃	第38408号 令和８年２月９日	〃	〃

〃	KAE-009	〃	第38409号 令和８年２月９日	〃	〃
Oryza sativa L.	湖響（こきょう）	滋賀県 滋賀県大津市京町４丁目１番１号	第38365号 令和８年１月23日	〃	〃
〃	はな結（むす）び	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	第38421号 令和８年２月20日	〃	〃
Petunia Juss.	Surf Minanamu	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	第38441号 令和８年３月２日	〃	〃
〃	Sunpet 4283	〃	第38442号 令和８年３月２日	〃	〃
〃	Surf Sironana	〃	第38443号 令和８年３月２日	〃	〃
〃	Surf 20511	〃	第38444号 令和８年３月２日	〃	〃
Prunus persica (L.) Batsch	スノークリスプ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38394号 令和８年２月２日	〃	〃
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	福島（ふくしま）JP7号（ごう）	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	第38383号 令和８年１月30日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Calendula L.	カスタードミルク	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	第38434号 令和８年２月27日	岐阜県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
〃	マロンミルク	〃	第38435号 令和８年２月27日	〃	〃
Gentiana L.	福島（ふくしま）GE24号（ごう）	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	第38382号 令和８年１月30日	福島県	〃
〃	西京（さいきょう）の朝霧（あさぎり）	山口県 山口県山口市滝町１番１号	第38425号 令和８年２月24日	山口県	〃
〃	西京（さいきょう）の星空（ほしぞら）	〃	第38427号 令和８年２月24日	〃	〃
Oryza sativa L.	湖響（こきょう）	滋賀県 滋賀県大津市京町４丁目１番１号	第38365号 令和８年１月23日	滋賀県	〃
〃	はな結（むす）び	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	第38421号 令和８年２月20日	福井県	〃
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	福島（ふくしま）JP7号（ごう）	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	第38383号 令和８年１月30日	福島県	〃

○農林水産省告示第七百六十二号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第32628号 平成29年11月30日	平成30年６月15日	Eden Waxi	Magic Marble

○農林水産省告示第七百六十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年六月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31726号 令和８年６月12日	Actinidia Lindl.	ZES007	30	Zespri Group Limited 400 Maunganui Road, Mount Maunganui South, New Zealand	平成28年９月29日
第31727号 令和８年６月12日	〃	ZES008	〃	〃	令和２年９月29日
第31728号 令和８年６月12日	〃	Yan Nong 11 Hao	〃	Changsha Yanoon BioTech Co., Ltd. Unit 1108, CR Landmark Office Building, 266 East Sixth Road, Xingsha, Changsha County, Hunan 410100, China	令和６年12月５日
第31729号 令和８年６月12日	〃	Yan Nong 18 Hao	〃	〃	〃
第31730号 令和８年６月12日	Alstroemeria L.	KONPURRAIN	25	Konst Breeding B.V. Nieuwveens Jaagpad 93, 2441GA Nieuwveen, The Netherlands	令和６年５月23日
第31731号 令和８年６月12日	Arachis hypogaea L.	はついろ	〃	曽良久男 千葉県茂原市緑町１番地19	令和５年７月19日
第31732号 令和８年６月12日	Auricularia polytricha (Mont.) Sacc.	沖森（おきもり）AP1号（ごう）	〃	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号 国立大学法人琉球大学 沖縄県中頭郡西原町字千原１番地	令和７年６月26日
第31733号 令和８年６月12日	〃	沖森（おきもり）AP2号（ごう）	〃	〃	〃
第31734号 令和８年６月12日	Begonia L.	こもも	〃	富岡和彦 佐賀県唐津市七山藤川334番第１番地 田上隆治 岐阜県可児市下恵土3288番地	令和５年３月20日
第31735号 令和８年６月12日	〃	こはる	〃	富岡和彦 佐賀県唐津市七山藤川334番第１番地 森眞純 佐賀県佐賀市富士町大字藤瀬92番地	〃
第31736号 令和８年６月12日	Begonia x hiemalis Fotsch	ブラン　レーヌ	〃	須藤裕政 群馬県富岡市黒川1293	令和４年９月28日
第31737号 令和８年６月12日	Camellia sinensis (L.) Kuntze	あおいまる	30	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和７年６月17日
第31738号 令和８年６月12日	Castanea Mill.	満栄（みつえい）	〃	桐生忠教 新潟県五泉市牧149の１	令和６年５月23日
第31739号 令和８年６月12日	Chimonanthus Lindl.	福禄寿（ふくろくじゅ）	〃	新井一弘 埼玉県大里郡寄居町大字用土2312	平成30年５月21日
第31740号 令和８年６月12日	Chrysanthemum L.	秀（しゅう）かざみ	25	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	令和５年８月10日
第31741号 令和８年６月12日	〃	シューシルキー	〃	〃	令和６年４月22日

第31742号 令和８年６月12日	〃	秀(しゅう)こびと	〃	〃	令和６年８月28日
第31743号 令和８年６月12日	〃	秀(しゅう)ゆめか	〃	〃	〃
第31744号 令和８年６月12日	〃	太陽(たいよう)のひまり	〃	沖縄県花卉園芸農業協同組合 沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号	令和６年11月14日
第31745号 令和８年６月12日	〃	太陽(たいよう)のさんな	〃	〃	〃
第31746号 令和８年６月12日	〃	太陽(たいよう)のうむに	〃	〃	〃
第31747号 令和８年６月12日	〃	太陽(たいよう)のさりな	〃	〃	〃
第31748号 令和８年６月12日	〃	精(せい)かなん	〃	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	〃
第31749号 令和８年６月12日	〃	秀(しゅう)こなつ	〃	〃	令和７年１月14日
第31750号 令和８年６月12日	〃	セイタトラ	〃	〃	令和７年２月28日
第31751号 令和８年６月12日	〃	セイシャルトル	〃	〃	〃
第31752号 令和８年６月12日	〃	セイルーラ	〃	〃	〃
第31753号 令和８年６月12日	〃	セイフレイ2	〃	〃	〃
第31754号 令和８年６月12日	〃	セイアイレレッド	〃	〃	〃
第31755号 令和８年６月12日	Citrus limon (L.) Burm. f.	明石(あかし)1号(ごう)	30	明石良和 高知県香美市香北町韮生野482番地４	令和４年10月13日
第31756号 令和８年６月12日	Citrus unshiu Marcow.	愛知(あいち)蒲郡(がまごおり)1号(ごう)	〃	蒲郡市農業協同組合 愛知県蒲郡市宮成町２－１ 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	令和６年11月14日
第31757号 令和８年６月12日	Curcuma L.	Bポセイドン	25	木村亮祐 愛知県あま市乙之子屋敷54番地２ 渡邉隆 愛知県愛西市早尾町川並4429番地 遠嶌桂一 愛知県愛西市立田町郷附29番地 大西貴也 愛知県海部郡蟹江町西之森一丁目50番地 平野修司 愛知県海部郡飛島村元起二丁目72番地 原田広史 愛知県愛西市赤目町下堤畦50番地 山口義博 愛知県海部郡飛島村大字渚一丁目150番地	令和４年７月26日

第31758号 令和８年６月12日	Daucus carota L.	RUBYPAK	〃	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	令和６年８月28日
第31759号 令和８年６月12日	Dianthus caryophyllus L.	カルミナチェリー	〃	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	令和４年２月21日
第31760号 令和８年６月12日	〃	KS16155―01	〃	〃	〃
第31761号 令和８年６月12日	〃	KS16170―05	〃	〃	〃
第31762号 令和８年６月12日	〃	KLEDS20P77	〃	Selecta Cut Flowers S.A. Av Beniamino Farina, 135, 1, Mercat Flor I Planta, Vilassar de Mar, CP 08340, Spain	令和４年６月７日
第31763号 令和８年６月12日	〃	Bresh22403	〃	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	令和４年９月８日
第31764号 令和８年６月12日	〃	Bresi2250	〃	〃	〃
第31765号 令和８年６月12日	〃	Bresj2226	〃	〃	〃
第31766号 令和８年６月12日	〃	Bresj2292	〃	〃	〃
第31767号 令和８年６月12日	〃	Bresj22100	〃	〃	〃
第31768号 令和８年６月12日	〃	Bresj22464	〃	〃	〃
第31769号 令和８年６月12日	〃	Bresj22465	〃	〃	〃
第31770号 令和８年６月12日	〃	Bresi22699	〃	〃	〃
第31771号 令和８年６月12日	〃	Bresi22984	〃	〃	〃
第31772号 令和８年６月12日	〃	Bre19FB011	〃	〃	〃
第31773号 令和８年６月12日	〃	NATawav	〃	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	〃
第31774号 令和８年６月12日	〃	NATrea	〃	〃	〃
第31775号 令和８年６月12日	〃	NATelany	〃	〃	〃

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31726号 令和８年６月12日	Actinidia Lindl.	ZES007	Zespri Group Limited 400 Maunganui Road, Mount Maunganui South, New Zealand	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31727号 令和８年６月12日	〃	ZES008	〃	〃	〃
第31731号 令和８年６月12日	Arachis hypogaea L.	はついろ	曽良久男 千葉県茂原市緑町１番地19	〃	〃
第31732号 令和８年６月12日	Auricularia polytricha (Mont.) Sacc.	沖森（おきもり）AP1号（ごう）	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号 国立大学法人琉球大学 沖縄県中頭郡西原町字千原１番地	〃	〃
第31733号 令和８年６月12日	〃	沖森（おきもり）AP2号（ごう）	〃	〃	〃
第31737号 令和８年６月12日	Camellia sinensis (L.) Kuntze	あおいまる	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31755号 令和８年６月12日	Citrus limon (L.) Burm. f.	明石（あかし）1号（ごう）	明石良和 高知県香美市香北町韮生野482番地４	〃	〃
第31756号 令和８年６月12日	Citrus unshiu Marcow.	愛知蒲郡（あいちがまごおり） 1号（ごう）	蒲郡市農業協同組合 愛知県蒲郡市宮成町２―１ 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	〃	〃
第31757号 令和８年６月12日	Curcuma L.	Bポセイドン	木村亮祐 愛知県あま市乙之子屋敷54番地２ 渡邉隆 愛知県愛西市早尾町川並4429番地 遠嶌桂一 愛知県愛西市立田町郷附29番地 大西貴也 愛知県海部郡蟹江町西之森一丁目50番地 平野修司 愛知県海部郡飛島村元起二丁目72番地 原田広史 愛知県愛西市赤目町下堤畦50番地 山口義博 愛知県海部郡飛島村大字渚一丁目150番地	〃	〃
第31758号 令和８年６月12日	Daucus carota L.	RUBYPAK	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	〃	〃

第31759号 令和８年６月12日	Dianthus caryophyllus L.	カルミナチェリー	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	〃	〃
第31760号 令和８年６月12日	〃	KS16155―01	〃	〃	〃
第31761号 令和８年６月12日	〃	KS16170―05	〃	〃	〃
第31762号 令和８年６月12日	〃	KLEDS20P77	Selecta Cut Flowers S.A. Av Beniamino Farina, 135, 1, Mercat Flor I Planta, Vilassar de Mar, CP 08340, Spain	〃	〃
第31763号 令和８年６月12日	〃	Bresh22403	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	〃	〃
第31764号 令和８年６月12日	〃	Bresi2250	〃	〃	〃
第31765号 令和８年６月12日	〃	Bresj2226	〃	〃	〃
第31766号 令和８年６月12日	〃	Bresj2292	〃	〃	〃
第31767号 令和８年６月12日	〃	Bresj22100	〃	〃	〃
第31768号 令和８年６月12日	〃	Bresj22464	〃	〃	〃
第31769号 令和８年６月12日	〃	Bresj22465	〃	〃	〃
第31770号 令和８年６月12日	〃	Bresi22699	〃	〃	〃
第31771号 令和８年６月12日	〃	Bresi22984	〃	〃	〃
第31772号 令和８年６月12日	〃	Bre19FB011	〃	〃	〃
第31773号 令和８年６月12日	〃	NATawav	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	〃	〃
第31774号 令和８年６月12日	〃	NATrea	〃	〃	〃
第31775号 令和８年６月12日	〃	NATelany	〃	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31732号 令和８年６月12日	Auricularia polytricha (Mont.) Sacc.	沖森（おきもり）AP1号（ごう）	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号 国立大学法人琉球大学 沖縄県中頭郡西原町字千原１番地	沖縄県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31733号 令和８年６月12日	〃	沖森（おきもり）AP2号（ごう）	〃	〃	〃

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

産業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 496 号

産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第71条第６号の規定に基づき公告する。

令和８年６月 12 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　長谷川史彦

（令和８年５月13日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
140360ＪＰ	三菱電機照明株式会社 神奈川県鎌倉市大船二丁目14番40号	三菱電機照明株式会社照明器具システム部　掛川サイト 静岡県掛川市岩滑2346	照明器具電気的特性試験
260443ＪＰ	トクヤマ通商株式会社 東京都中央区日本橋本町４丁目８番16号	トクヤマ通商株式会社熊本試験室 熊本県菊池郡大津町室1676番48	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年五月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

北海道北広島市大曲並木二丁目一〇番地一〇

合同会社プティ・シャ

清算人　古川　睦子

解散公告

当社は、令和八年五月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

札幌市清田区里塚緑ケ丘二丁目一〇番一一号

合同会社フルール

清算人　小寺　由美

解散公告

当社は、令和八年三月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

北海道釧路郡釧路町遠矢八丁目六〇番

株式会社ジオフーズ

代表清算人　宮澤　孝子

解散公告

当社は、令和八年五月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

北海道富良野市北の峰町一三番二九号

樹屋合同会社

清算人　**鄭**　君朗

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

札幌市豊平区月寒西一条九丁目一〇番六八号

株式会社小黒

代表清算人　小黒　隆

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

札幌市豊平区月寒西一条九丁目一〇番六八号

株式会社千代治

代表清算人　小黒　隆

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

岩手県一関市大町一番六号

株式会社ユナイト

代表清算人　佐藤　紀夫

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

岩手県北上市相去町山根梨ノ木三八番地三〇

岩手オートドア株式会社

代表清算人　小関　和恵

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

山形県寒河江市大字西根字石川西三八五番地の二二

株式会社ｅｎｄｌｅｓｓ　ｓｋｙ

代表清算人　木村　和貴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

福島県郡山市富久山町福原字東苗内二八番地の二グリーンフィールドＳＫⅡ一一〇号

合同会社ＭＲＫ

清算人　村木　正史

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

福島県南相馬市原町区錦町一丁目一五四番地

特定非営利活動法人かけはし

清算人　大内　正幸

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

群馬県利根郡昭和村大字赤城原一〇一八番地

有限会社**真**下建商

清算人　**真**下　政美

解散公告

当社は、令和八年五月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

群馬県前橋市文京町一丁目四一番二二号

登丸ビル有限会社

代表清算人　登丸　譲治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

群馬県前橋市池端町四九八番地二

ＡＤＶＩＳＴＬＡＢ株式会社

代表清算人　小鮒　陽子

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

千葉県市原市古市場三四二番地一サンハイツＢ一〇三

Asian Food Supply株式会社

代表清算人　バンダリ・ディリ・ラム

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

千葉県香取郡多古町多古二六六〇番地

有限会社加藤自動車工場

清算人　加藤　光男

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

千葉県富津市大堀一丁目二〇番地一五

新八幡産業株式会社

代表清算人　小泉　健

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都千代田区麹町四丁目五番地二〇ＫＳビル八階　株式会社ｈａｐｐｉｎｅｓｓ

代表清算人　内田　文子

解散公告

当法人は、令和八年五月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都台東区元浅草三丁目一五番四号

特定非営利活動法人都市環境研究会

清算人　石渡　幹夫

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都港区北青山一丁目五番一二号北青山

ホームズ五階　ｌｕｌｌ株式会社

代表清算人　栗林　昌彦

解散公告

当社は、令和八年四月三十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都千代田区二番町九番三号

合同会社エクサバイト

清算人　大神　驍人

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都中野区中央一丁目四三番一五号ＶＩＰ中野坂上六〇二号

特定非営利活動法人産業健康振興協会

清算人　古藤　蔵人

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都港区赤坂二丁目一七番七号赤坂溜池タワー九階　糸島地域開発合同会社

清算人　高原　義宣

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都練馬区下石神井二丁目一九番一二号

有限会社鈴木商店

清算人　柴田菜鶴子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都千代田区神田須田町二丁目一三番地一

アン・ナム・ソリューションズ株式会社

代表清算人　ディン・スアン・ソン

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一九号ワコー宮益坂ビル五階　株式会社達川

代表清算人　中村　麗香

解散公告

当社は、令和七年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都世田谷区弦巻二丁目一八番二〇号一〇二　合同会社ブリッジ

代表清算人　岩田　淳一

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年五月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ＧＫＫ合同会社

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都江戸川区東瑞江二丁目二五番一八号

めぐみサポート株式会社

代表清算人　カルキ　ナラヤン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＳ二一階　マネーフォワードファイン株式会社

代表清算人　松岡　俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＳ二一階　マネーフォワードフィナンシャル株式会社

代表清算人　中出　匠哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都杉並区桃井三丁目六番一―七一七号

合同会社ワンダーフォーゲル

清算人　世良　麻貴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都千代田区麹町四丁目七番二号Ｄａｉｗａ麹町四丁目ビル七階

株式会社収納パートナーズ

代表清算人　鈴木　康之

解散公告

当社は、令和八年五月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目二一番五号

ＳｒｅｅｄＥＢＩＳＵ+七階

Ｃｌａｐｐｅｒ Ｍｅｄｉａ Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　陳　胤琦

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都練馬区南田中一丁目二一番六号

ユイット株式会社

代表清算人　峰﨑　忠彦

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都狛江市中和泉二丁目七番五号

株式会社スリーピラーズ

代表清算人　三原久美子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都練馬区関町南二丁目七番四一号―三

金茂商事株式会社

代表清算人　王　克慧

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルＢ棟九階　株式会社ＳＫＣ

代表清算人　近藤　里美

解散公告

当組合は、令和八年五月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

神奈川県平塚市寺田縄八九三番地

かながわ酪農業協同組合

清算人　荒井　新吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

神奈川県横浜市中区伊勢佐木町二―六三

株式会社バイト

代表清算人　原田　和昌

解散公告

当社は、令和八年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

新潟市中央区弁天橋通一丁目四番十七号

株式会社やひこドリーム

代表清算人　星野孝一郎

解散公告

当社は、令和八年三月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

新潟県南蒲原郡田上町大字田上乙一五九八番地一

合同会社ごまどう直売所

清算人　**吉澤**　敏行

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

富山市向新庄町六丁目四番三三号

株式会社大澤興産

代表清算人　澤田　明

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

岐阜県多治見市西坂町二丁目二八〇番地

株式会社Ｄ―ＳＴＡＧＥ

代表清算人　玉置　淳

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

岐阜県海津市南濃町田鶴七二〇番地の一四

有限会社加藤工業

清算人　加藤　月雄

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

静岡県沼津市大岡三五二七番地の二三

有限会社水谷工務店

清算人　水谷　友紀

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

静岡県沼津市高島町一八番一二号

協和住宅株式会社

代表清算人　田沼　昭造

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

名古屋市瑞穂区津賀田町二丁目二七ドール津賀田二〇五号

春和株式会社

代表清算人　王　勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

名古屋市中区葵一丁目二二番一八号

プレサンスジェネ新栄町駅前葵八〇六

合同会社アイズ

清算人　渡邊　巌

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主建設の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

滋賀県米原市顔戸六一三番地四

株式会社溪山建設

代表清算人　溪山　隆久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

京都市中京区西ノ京車坂町五番五号

聆宇株式会社

代表清算人　柴　暁晨

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

京都市北区紫野東藤ノ森町一一番地の一

ＣＯＪ株式会社

代表清算人　ワン・ユジュアン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大阪市西区新町二丁目三番一三―八〇一

有限会社キャフェ

清算人　小西　和樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大阪府大阪市北区西天満二丁目二番三―Ｅ〇一号

一般社団法人Ｇｏｏｄ　ｊｏｂ　ｐａｒｔｎｅｒｓ　代表清算人　坂　房和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大阪府守口市南寺方中通二丁目二番二四号

有限会社ホープデザイン

清算人　岡田　裕靖

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大阪市福島区吉野一丁目一二番二二号

富栄合同会社

清算人　毛　瑞**达**

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大阪市港区市岡二丁目二番四―一〇五号

ＪＬ株式会社

代表清算人　紀　良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大阪市生野区**巽**北一丁目二一番二九号生野ハイツ八一五号

嘉恩株式会社

代表清算人　孔　維奇

解散公告

当社は、令和八年五月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大阪市東淀川区淡路二丁目四―七

豊瑞合同会社

清算人　王　珍

解散公告

当社は、令和八年五月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西四丁三一七番地三

Ｄ＆Ａデパートｊａｐａｎ合同会社

清算人　ディン・ティ・ゴック・アン

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

神戸市中央区琴ノ緒町四丁目二番一六号

有限会社島本商店

清算人　松本須満男

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

兵庫県西宮市新甲陽町九番一六号

有限会社構想社

清算人　三木　学

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

神戸市長田区北町一丁目四九番地

株式会社世紀星

代表清算人　趙　維

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

奈良県宇陀市大宇陀大熊七二四番地

特定非営利活動法人自然回帰の会

清算人　小林ふさ子

解散公告

当社は、令和八年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

鳥取市富安二丁目一三一番地

株式会社ホーミック

代表清算人　森岡　弘実

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

広島市東区温品五丁目二番二二号

ＫＳコーポレーション株式会社

代表清算人　片瀬　孝二

解散公告

当社は、令和八年六月十一日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

山口県宇部市末広町九番一三号

株式会社山口フジカラー

代表清算人　金子　潤治

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二個月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

香川県観音寺市吉岡町一〇一一番地八

有限会社井上塗装

清算人　井上　秀明

解散公告

当社は、令和八年三月十八日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

香川県高松市瓦町一丁目九番六号

株式会社エムズメディカル

代表清算人　眞鍋　伸次

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

愛媛県松山市久万ノ台一八〇番一

松山タクシー株式会社

代表清算人　三好　雅人

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

愛媛県宇和島市栄町港三丁目三〇三番地

一般財団法人南予果樹産業振興会

代表清算人　吉見　一弥

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

福岡県久留米市藤光一丁目一五番六号

合同会社学ぶ歓び研究所

清算人　伊藤　浩晃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

福岡市早良区祖原二番八号―A七号

合同会社小梅

清算人　浦山　功児

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

福岡県大牟田市千代町八番地三

合同会社緒方建設

清算人　緒方みゆき

解散公告

当社は、令和八年五月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大分市三佐五丁目九番二〇号

有限会社K・Kネット

清算人　片伯部公吉

解散公告

当社は、令和八年五月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大分市三佐一丁目一八番一六号

有限会社パゴダ企画

清算人　片伯部公吉

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

大分市府内町三丁目五番二八号

有限会社サン・ドリーム

清算人　火箱　知弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

鹿児島県南さつま市坊津町泊六〇五四番地一

中﨑造園有限会社

代表清算人　坂上麻里代

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

沖縄県那覇市字仲井真三五二番地五

一般社団法人すてきな沖縄を伝える会

代表清算人　新垣千和子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

沖縄県豊見城市字豊見城五七四番地七

トーエーサービス株式会社

代表清算人　東江　新

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

横浜市港南区港南台七丁目四二番三〇号サンライズ港南台二一〇号

医療法人社団信陽会

清算人　冨永　陽子

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年五月十五日開催の定時総会で決議し令和八年五月二十六日広島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

広島県呉市東惣付町一番五号

惣付生産森林組合

代表清算人　水口　正信

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月十五日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

愛媛県西条市周布一四〇六番地一　賢如院

清算人　池田日出夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

沖縄県浦添市牧港四丁目二番二〇号

医療法人三真会

清算人　石川　真

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

滋賀県彦根市普光寺町七〇六番地　仏念寺

清算人　西村　憲一

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為所定の解散事由の発生により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

京都府宮津市字京街道二三一番地

医療法人佐藤医院

清算人　佐藤　昌平

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

長崎市新地町八番一四号
医療法人せとぐち外科クリニック
清算人　瀬戸口正幸

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月二日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

熊本県荒尾市万田一八八〇番地の四
宗教法人皇教水町支教会
清算人　弁護士　向井　飛翔
連絡先　熊本県熊本市中央区京町二丁目九番三五号京寿ビル二階熊本共同法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

鹿児島県曽於郡大崎町大字永吉字中段八二九九番地一　医療法人坂元内科クリニック
清算人　坂元　寛志

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

千葉県船橋市本中山七丁目二一番一号
医療法人社団光和会
清算人　宇田川美和子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都中央区銀座五丁目一四―一七銀座Ｕ
ＳＢ二階　医療法人社団Ａ歯科タニグチ会
清算人　谷口　悦子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月三十一日理事会の決議により令和七年十二月二十六日山梨県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

山梨県北杜市小淵沢町二九五〇番地
学校法人滝口文化学園
代表清算人　滝口　陽子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

静岡県島田市一一一〇番地の二
宗教法人丸山教向谷分教会
清算人　仲安　博夫

第百八回代議員会開催公告

令和八年六月二十六日（金）、午後二時三十分から新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」（東京都千代田区霞が関三丁目三番二号）において第百八回代議員会を開催し、左記の事項を付議いたします。

令和八年六月十二日

日本赤十字社

記

第一号議案　役員の選出について

第二号議案　令和七年度事業報告及び収支決算の承認について

第 66 期 決 算 公 告

2026年5月31日　　北海道旭川市永山２条３丁目１番20号

北北海道ダイハツ販売株式会社

代表取締役　佐藤　浩光

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,181,675	流動負債	5,785,559
固定資産	2,360,840	（賞与引当金）	(103,536)
		固定負債	583,245
		負債合計	**6,368,804**
		株主資本	2,173,711
		資本金	44,000
		利益剰余金	2,129,711
		利益準備金	11,000
		その他利益剰余金	2,118,711
		（うち当期純利益）	(324,542)
		純資産合計	**2,173,711**
資産合計	**8,542,515**	**負債・純資産合計**	**8,542,515**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
北海道苫小牧市字勇払265番地の27
岡谷エコ・アソート株式会社
代表取締役社長　伊藤　和也

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,438,431
	固定資産	644,489
	合計	2,082,921
負債及び純資産の部	流動負債	223,417
	固定負債	71,003
	株主資本	1,788,500
	資本金	98,000
	利益剰余金	1,690,500
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	1,666,000
	（うち当期純利益）	(50,928)
	合計	2,082,921

第 39 期決算公告　令和８年５月29日

北海道上川郡東川町東町２丁目１番16号
エイチ・ジェイ・ケイ株式会社
代表取締役　次田　一義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	227,373
	固定資産	4,867
	合計	232,240
負債及び純資産の部	流動負債	77,784
	株主資本	154,456
	資本金	10,000
	利益剰余金	144,456
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	143,556
	（うち当期純利益）	(9,240)
	合計	232,240

第５期決算公告　令和８年６月12日

札幌市中央区北４条西１丁目１番地
よつ葉ホワイトコージ株式会社
代表取締役社長　東原　輝昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	84,994
	合計	84,994
負債及び純資産の部	流動負債	66,135
	賞与引当金	7,150
	その他	58,985
	株主資本	18,859
	資本金	5,000
	利益剰余金	13,859
	その他利益剰余金	13,859
	（うち当期純利益）	(7,825)
	合計	84,994

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年６月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①樹屋合同会社　②北海道知事上川(2)第1227号　③清算人　**鄭**君朗　④北海道富良野市北の峰町13番29号　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦北海道富良野市北の峰町13番29号　樹屋合同会社　清算人　**鄭**君朗

①株式会社アセットプラザ　②東京都知事(1)112397　③代表取締役　谷田部由希子　④東京都新宿区西新宿六丁目12番７号ストーク新宿１階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿六丁目12番７号ストーク新宿１階　株式会社アセットプラザ　代表取締役　谷田部由希子

（仮称）蒲野沢大森風力発電事業に係る対象事業の実施引継ぎの公表

環境影響評価法第三十条第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第十七条の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公表します。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所

事業者の名称　株式会社ユーラスエナジーホールディングス

代表者の氏名　代表取締役社長　諏訪部哲也

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番一号

二、引き継ぎ前の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）蒲野沢大森風力発電事業

風力発電所設置事業

発電設備出力　最大二万五千八百キロワット

風力発電機の基数　六基

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を合同会社ユーラス蒲野沢大森風力へ引継ぎましたので、環境影響評価法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所

事業者の名称　合同会社ユーラス蒲野沢大森風力

代表者の氏名　代表社員　株式会社ユーラスエナジーホールディングス　職務執行者　亀井　健司

主たる事務所の所在地　青森県下北郡東通村大字岩屋字苦厳平一番地四

令和八年六月十二日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

株式会社ユーラスエナジーホールディングス　代表取締役社長　諏訪部哲也

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
青森県八戸市大字新井田字下鷹待場７番１号
八戸セメント株式会社
代表取締役社長　細田　啓介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,442
	固定資産	5,207
	合計	9,649
負債及び純資産の部	流動負債	6,942
	固定負債	462
	株主資本	2,245
	資本金	100
	利益剰余金	2,145
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,140
	（うち当期純利益）	(94)
	合計	9,649

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
北海道苫小牧市字勇払266番地７
岡谷鋼機北海道株式会社
代表取締役社長　中島　康博

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	729,705
	固定資産	29,690
	合計	759,396
負債及び純資産の部	流動負債	210,348
	固定負債	28,430
	株主資本	520,616
	資本金	50,000
	利益剰余金	470,616
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	458,116
	（うち当期純利益）	(67,228)
	合計	759,396

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
北海道苫小牧市字勇払266番地７
岡谷岩井北海道株式会社
代表取締役社長　佐藤　浩司

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	644,201
	固定資産	25,406
	合計	669,608
負債及び純資産の部	流動負債	77,478
	固定負債	10,518
	株主資本	581,610
	資本金	20,000
	利益剰余金	561,610
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	556,610
	（うち当期純利益）	(98,072)
	合計	669,608

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
山形市清住町一丁目１番20号
山形交通株式会社
代表取締役　髙橋　智

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,498,573
	固定資産	2,190,354
	合計	3,688,927
負債及び純資産の部	流動負債	874,599
	固定負債	1,312,063
	株主資本	1,502,264
	資本金	100,000
	資本剰余金	350,000
	利益剰余金	1,052,264
	利益準備金	350
	その他利益剰余金	1,051,914
	（うち当期純利益）	(260,529)
	合計	3,688,927

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
宮城県気仙沼市港町505番地６
株式会社新洋船舶
代表取締役　及川　昌晴

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	144,588
	固定資産	58,934
	合計	203,521
負債及び純資産の部	流動負債	25,157
	固定負債	2,078
	株主資本	176,285
	資本金	10,000
	利益剰余金	166,285
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	163,785
	（うち当期純利益）	(1,897)
	合計	203,521

第 51 期決算公告

令和８年６月12日
宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地16番地の１
古川エヌ・デー・ケー株式会社
代表取締役社長　髙橋　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,531,315
	固定資産	3,193,217
	合計	8,724,532
負債及び純資産の部	流動負債	2,031,587
	固定負債	493,690
	株主資本	6,199,254
	資本金	50,000
	資本剰余金	867,652
	利益剰余金	5,281,602
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	5,269,102
	（うち当期純利益）	(993,142)
	合計	8,724,532

第 13 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
福島県郡山市日和田町高倉字矢沢道１番１
米沢電線株式会社
取締役社長　伊藤　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,431,226
	固定資産	579,338
	合計	2,010,564
負債及び純資産の部	流動負債	441,656
	固定負債	179,830
	株主資本	1,389,077
	資本金	400,000
	資本剰余金	352,722
	利益剰余金	680,293
	その他利益剰余金	680,293
	（うち当期純利益）	(177,728)
	自己株式	△43,938
	合計	2,010,564

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
山形県鶴岡市上藤島字備中下３番の１
株式会社あいとサービス
代表取締役　海藤喜久男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,332,821
	固定資産	171,581
	繰延資産	57,791
	合計	1,562,193
負債及び純資産の部	流動負債	445,059
	固定負債	155,969
	株主資本	961,165
	資本金	100,000
	利益剰余金	861,165
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	859,365
	（うち当期純利益）	(59,993)
	合計	1,562,193

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
山形市鉄砲町二丁目13番18号
山交観光株式会社
代表取締役　寺崎　拓路

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	289,790
	固定資産	166,316
	合計	456,107
負債及び純資産の部	流動負債	249,693
	固定負債	110,872
	株主資本	95,541
	資本金	100,000
	利益剰余金	△4,458
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	△5,258
	（うち当期純利益）	(44,665)
	合計	456,107

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
栃木県宇都宮市高松町121番地
みのわ商事株式会社
代表取締役社長　吉川　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,509,731
	固定資産	284,146
	合計	5,793,878
負債及び純資産の部	流動負債	4,189,929
	固定負債	133,215
	株主資本	1,470,733
	資本金	75,000
	利益剰余金	1,395,733
	利益準備金	23,535
	その他利益剰余金	1,372,198
	（うち当期純利益）	(164,476)
	合計	5,793,878

第 113 期決算公告

令和８年５月20日
栃木県宇都宮市花房二丁目２番４号
栃木いすゞ自動車株式会社
代表取締役　小平　武史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,498,753
	固定資産	3,789,423
	合計	10,288,176
負債及び純資産の部	流動負債	5,673,006
	固定負債	760,240
	株主資本	3,854,930
	資本金	50,000
	資本剰余金	78,400
	資本準備金	78,400
	利益剰余金	3,726,530
	利益準備金	78,000
	その他利益剰余金	3,648,530
	（うち当期純利益）	(570,014)
	合計	10,288,176

第 34 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
福島県いわき市小名浜字古湊21番地
株式会社ミズノマリナーズ
代表取締役　水野　雄介

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	212,753
	固定資産	28,773
	合計	241,527
負債及び純資産の部	流動負債	153,361
	株主資本	88,165
	資本金	10,000
	利益剰余金	78,165
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	75,665
	（うち当期純利益）	(5,918)
	合計	241,527

第 38 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
群馬県前橋市西片貝町４丁目16番地17
ミドリ安全群馬株式会社
代表取締役　倉田　　明

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	650,130
	固定資産	7,070
	資産合計	657,201
負純資産及のび部	流動負債	558,642
	株主資本	98,558
	資本金	10,000
	利益剰余金	88,558
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	86,058
	（うち当期純利益）	(86,036)
	負債・純資産合計	657,201

第 48 期決算公告

令和８年６月12日
群馬県高崎市足門町39番地２
伸和化工株式会社
代表取締役　橋本　治男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	458
	固定資産	63
	合計	521
負純資産及のび部	流動負債	74
	賞与引当金	3
	役員賞与引当金	0
	その他	71
	株主資本	447
	資本金	20
	利益剰余金	427
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	419
	（うち当期純利益）	(155)
	合計	521

第 4 期決算公告

令和８年６月12日
栃木県小山市大字楢木293番地21
新エフエイコム株式会社
代表取締役社長　内藤　正也

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,482,012
	固定資産	1,387,475
	合計	2,869,487
負純資産及のび部	流動負債	2,822,994
	固定負債	2,261,070
	株主資本	△ 2,214,577
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△ 2,254,577
	その他利益剰余金	△ 2,254,577
	（うち当期純損失）	(505,559)
	合計	2,869,487

第 32 期決算公告

令和８年６月12日
群馬県館林市下早川田町700番地
前原商事株式会社
代表取締役　前原　章宏

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	311,526
	固定資産	18,927
	資産合計	330,454
負純資産及のび部	流動負債	443,704
	固定負債	3,000
	株主資本	△116,250
	資本金	40,000
	利益剰余金	△156,250
	利益準備金	1,897
	その他利益剰余金	△158,148
	（うち当期純利益）	(8,262)
	負債・純資産合計	330,454

第 45 期決算公告

令和８年６月12日
群馬県館林市朝日町３番35号
雄峯食品株式会社
代表取締役　前原　章宏

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	652,099
	固定資産	253,545
	資産合計	905,644
負純資産及のび部	流動負債	720,376
	賞与引当金	7,200
	固定負債	37,116
	退職給付引当金	25,922
	株主資本	148,151
	資本金	80,000
	利益剰余金	68,151
	利益準備金	6,360
	その他利益剰余金	61,791
	（うち当期純損失）	(3,312)
	負債・純資産合計	905,644

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
群馬県太田市新田早川町３番地
株式会社エス・テー・エス
代表取締役社長　五十嵐一宣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	130,925
	固定資産	54,507
	資産合計	185,432
負純資産及のび部	流動負債	47,622
	固定負債	38,541
	株主資本	99,269
	資本金	11,500
	利益剰余金	87,769
	利益準備金	2,875
	その他利益剰余金	84,864
	（うち当期純利益）	(11,526)
	負債・純資産合計	185,432

第 20 期決算公告

令和８年６月12日
埼玉県入間郡三芳町上富504番地２
株式会社ハローデリカ
代表取締役社長　関根　克之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	90
	固定資産	0
	合計	90
負純資産及のび部	流動負債	46
	固定負債	0
	負債の部合計	46
	株主資本	45
	資本金	10
	利益剰余金	35
	その他利益剰余金	35
	（うち当期純利益）	(6)
	純資産の部合計	45
	合計	90

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
埼玉県川口市柳崎２丁目19番50号
不二工芸印刷株式会社
代表取締役社長　前田　洋二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	491,694
	固定資産	1,277,321
	合計	1,769,016
負純資産及のび部	流動負債	1,123,347
	固定負債	370,098
	株主資本	275,570
	資本金	24,000
	利益剰余金	251,570
	利益準備金	7,240
	その他利益剰余金	244,330
	（うち当期純利益）	(48,185)
	合計	1,769,016

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
群馬県高崎市八千代町三丁目１番12号
ジャパンパイル関東北販売株式会社
代表取締役　吉田　健一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	556,567
	固定資産	10,516
	資産合計	567,084
負純資産及のび部	流動負債	367,088
	賞与引当金	6,607
	その他	360,479
	株主資本	199,996
	資本金	10,000
	利益剰余金	189,996
	その他利益剰余金	189,996
	（うち当期純利益）	(8,067)
	負債・純資産合計	567,084

第 7 期決算公告

令和８年６月12日
東京都豊島区東池袋三丁目11番９号
ヨシフジビル３階
株式会社ピクセル
代表取締役　樫山　雄樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	120,893
	固定資産	189
	資産合計	121,083
負純資産及のび部	流動負債	49,669
	株主資本	71,413
	資本金	100,000
	資本剰余金	195,500
	資本準備金	147,750
	その他資本剰余金	47,750
	利益剰余金	△224,086
	その他利益剰余金	△224,086
	負債・純資産合計	121,083

(注)　当期純損失金額　175,942千円

第 10 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社プレサスキューブ
代表取締役　熊倉　武史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	461,799
	固定資産	14,911
	合計	476,710
負純資産及のび部	流動負債	79,610
	株主資本	397,100
	資本金	157,500
	資本剰余金	157,500
	資本準備金	157,500
	利益剰余金	82,100
	その他利益剰余金	82,100
	（うち当期純利益）	(63,308)
	合計	476,710

第 80 期 決 算 公 告

2026年６月12日
埼玉県上尾市谷津２丁目１番１号
昭産開発株式会社
代表取締役社長　吉橋　　毅

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	58
	固定資産	2,558
	合計	2,617
負純資産及のび部	流動負債	1,184
	固定負債	396
	株主資本	1,037
	資本金	101
	利益剰余金	936
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	933
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	2,617

第35期決算公告

令和８年６月12日
東京都港区芝浦四丁目13番23号
株式会社ズームリパブリック
代表取締役社長　中野　健

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	306,291
	固定資産	0
	合計	306,291
負純資債産及のび部	流動負債	58,120
	株主資本	248,170
	資本金	40,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	198,170
	その他利益剰余金	198,170
	（うち当期純利益）	(6,180)
	合計	306,291

第40期決算公告

令和８年６月12日
東京都港区芝浦四丁目13番23号
株式会社トライエム
代表取締役社長　白石　博勢

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	116,684
	固定資産	70
	合計	116,754
負純資債産及のび部	流動負債	13,018
	株主資本	103,736
	資本金	50,000
	利益剰余金	53,736
	その他利益剰余金	53,736
	（うち当期純利益）	(5,490)
	合計	116,754

第1期決算公告

令和８年６月12日
東京都港区赤坂二丁目23番１号アークヒルズフロントタワーＩｎＣｏｎｔｒｏｌ内
華泰証券日本準備株式会社
代表取締役　王　磊

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	500,000
	固定資産	0
	資産合計	500,000
負純資債産及のび部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	500,000
	資本金	500,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	500,000

第37期決算公告

令和８年６月12日
東京都府中市府中町一丁目14番地１
ニシフミート株式会社
代表取締役社長　北田　立峰

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,010,017
	固定資産	36,579
	合計	1,046,596
負純資債産及のび部	流動負債	707,233
	固定負債	36,002
	株主資本	303,360
	資本金	90,083
	利益剰余金	213,277
	利益準備金	20,221
	その他利益剰余金	193,056
	（うち当期純利益）	(69,342)
	合計	1,046,596

第51期決算公告

令和８年６月12日
東京都品川区東品川４丁目12番４号
株式会社ニトムズ
代表取締役社長　中沢　純子（石川純子）

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,333,744
	固定資産	3,586,093
	資産合計	14,919,837
負純資債産及のび部	流動負債	4,220,605
	固定負債	1,858,034
	株主資本	8,841,197
	資本金	160,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	8,481,197
	利益準備金	71,630
	その他利益剰余金	8,409,567
	（うち当期純利益）	(991,888)
	負債・純資産合計	14,919,837

第16期決算公告

令和８年６月12日
東京都千代田区麹町三丁目５番２号
ビュレックス麹町
ＴＫＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　河野　一広

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	347
	資産合計	347
負純資債産及のび部	流動負債	—
	株主資本	347
	資本金	9,423
	利益剰余金	△9,076
	その他利益剰余金	△9,076
	（当期純損失）	(191)
	負債・純資産合計	347

第6期決算公告

令和８年６月12日
東京都港区新橋一丁目18番16号
ヒガシオフィスサービス株式会社
代表取締役社長　角野　公史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,622,554
	固定資産	90,636
	合計	3,713,190
負純資債産及のび部	流動負債	1,939,735
	（うち賞与引当金）	(40,487)
	株主資本	1,773,454
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,753,454
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,748,454
	（うち当期純利益）	(577,910)
	合計	3,713,190

第24期決算公告

令和８年６月12日
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
新国際ビル４階
いちい亭株式会社
代表取締役　田畑　貴弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月10日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,834
	固定資産	1,925
	合計	4,759
負純資債産及のび部	流動負債	465
	固定負債	0
	株主資本	4,294
	資本金	8,000
	利益剰余金	△3,705
	（その他利益剰余金）	(△3,705)
	（うち当期純損失）	(12,954)
	合計	4,759

第8期決算公告

令和８年６月12日
東京都中央区新川一丁目25番９号
中村鋼材株式会社
代表取締役社長　杉戸　修一

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,473,119
	固定資産	116,135
	合計	2,589,254
負純資債産及のび部	流動負債	2,371,978
	固定負債	57,177
	株主資本	143,634
	資本金	40,000
	利益剰余金	103,634
	その他利益剰余金	103,634
	（うち当期純利益）	(12,920)
	評価・換算差額等	16,464
	その他有価証券評価差額金	16,464
	合計	2,589,254

第40期決算公告

令和８年６月９日
東京都江東区東雲二丁目11番45号
グローリーＩＳＴ株式会社
代表取締役社長　福井　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,061,154
	固定資産	181,815
	合計	1,242,969
負純資債産及のび部	流動負債	557,939
	固定負債	46,178
	株主資本	638,851
	資本金	20,000
	利益剰余金	618,851
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	613,851
	（うち当期純利益）	(120,458)
	合計	1,242,969

第53期決算公告

令和８年６月12日
東京都板橋区中丸町43番８号
株式会社八光社
代表取締役　上原　秀明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,014,485
	固定資産	407,745
	合計	1,422,231
負純資債産及のび部	流動負債	266,889
	株主資本	1,155,341
	資本金	30,000
	資本剰余金	2,000
	その他資本剰余金	2,000
	利益剰余金	1,123,341
	利益準備金	8,800
	その他利益剰余金	1,114,541
	（うち当期純利益）	(186,993)
	合計	1,422,231

第9期決算公告

令和８年６月12日
東京都港区新橋一丁目18番16号
株式会社ＦＭサポート21
代表取締役社長　児島　一裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	898,768
	固定資産	49,637
	合計	948,405
負純資債産及のび部	流動負債	354,782
	（うち賞与引当金）	(56,154)
	株主資本	593,622
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	543,622
	その他利益剰余金	543,622
	（うち当期純利益）	(157,808)
	合計	948,405

第３期決算公告

令和８年６月12日
東京都港区芝大門一丁目８番１号２階
La Bottega Japan株式会社
代表取締役　岸　陽一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	271,115
	固定資産	5,028
	合計	276,144
負債純資産及び部	流動負債	334,080
	株主資本	△57,935
	資本金	10,000
	利益剰余金	△67,935
	その他利益剰余金	△67,935
	（うち当期純利益）	(2,405)
	合計	276,144

第12期決算公告

令和８年６月12日
東京都中央区銀座四丁目１番先
エービーシーメンテナンス株式会社
代表取締役　石原　眞二

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	202,717
	固定資産	1,565,850
	合計	1,768,568
負債純資産及び部	流動負債	99,464
	固定負債	899,531
	株主資本	769,572
	資本金	70,000
	利益剰余金	699,572
	その他利益剰余金	699,572
	（うち当期純利益）	(130,652)
	合計	1,768,568

第57期決算公告

令和８年６月12日
東京都新宿区四谷一丁目６番１号
新研産業株式会社
代表取締役社長　中村　一知

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	55,122
	固定資産	172,572
	資産合計	227,694
負債純資産及び部	流動負債	3,579
	固定負債	6,340
	負債合計	9,919
	株主資本	217,774
	資本金	10,000
	利益剰余金	207,774
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	205,274
	（うち当期純利益）	(3,003)
	純資産合計	217,774
	負債・純資産合計	227,694

第72期決算公告

令和８年６月12日
東京都中央区日本橋室町四丁目６番２号
泉メタル株式会社
代表取締役　西村　　基

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,166,783
	固定資産	1,064,711
	合計	6,231,494
負債純資産及び部	流動負債	5,005,813
	固定負債	114,057
	株主資本	1,111,624
	資本金	98,800
	資本剰余金	60,800
	利益剰余金	952,022
	利益準備金	8,550
	その他利益剰余金	943,472
	（うち当期純利益）	(94,011)
	評価・換算差額等	2
	合計	6,231,494

第55期決算公告

令和８年６月11日
東京都千代田区平河町二丁目７番５号
砂防会館本館７階
株式会社自治体病院共済会
代表取締役社長　小熊　　豊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,858
	固定資産	55
	合計	6,913
負債純資産及び部	流動負債	1,889
	固定負債	1,889
	株主資本	3,135
	資本金	20
	利益剰余金	3,115
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	3,110
	（うち当期純利益）	(75)
	合計	6,913

第11期決算公告

令和８年６月11日
東京都新宿区余丁町10番10号
日本地球観測衛星サービス株式会社
代表取締役　堀内　康男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	330
	固定資産	19
	合計	349
負債純資産及び部	流動負債	372
	株主資本	△23
	資本金	45
	資本剰余金	45
	資本準備金	45
	利益剰余金	△113
	その他利益剰余金	△113
	（うち当期純利益）	(28)
	合計	349

第37期決算公告

2026年６月12日
札幌市北区北十条西三丁目９－２
THE　PLACE　SAPPORO
株式会社ＮＴＴデータ北海道
代表取締役社長　植村　隆弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,367,728
	固定資産	1,198,307
	合計	5,566,036
負債純資産及び部	流動負債	2,059,373
	固定負債	1,468,890
	株主資本	2,037,772
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,937,772
	（利益準備金）	(25,000)
	（その他利益剰余金）	(1,912,772)
	（うち当期純利益）	(868,541)
	合計	5,566,036

第10期決算公告

令和８年６月12日
東京都中央区日本橋蛎殻町
１丁目38番11号
株式会社アイネス総合研究所
代表取締役　塚原　　進

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	145,553
	固定資産	3,409
	資産合計	148,963
負債純資産及び部	流動負債	86,675
	固定負債	0
	株主資本	62,287
	資本金	10,000
	利益剰余金	52,287
	（うち当期純損失）	(186)
	負債・純資産合計	148,963

第61期決算公告

令和８年６月12日
東京都千代田区麹町４丁目８番地
ニップンソリューション株式会社
代表取締役社長　大西　正浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	222,585
	固定資産	1,420,280
	合計	1,642,865
負債純資産及び部	流動負債	110,751
	固定負債	33,312
	株主資本	1,498,802
	資本金	55,700
	資本剰余金	277,315
	資本準備金	277,315
	利益剰余金	1,165,787
	利益準備金	5,550
	その他利益剰余金	1,160,237
	（うち当期純利益）	(24,599)
	合計	1,642,865

第30期決算公告

令和８年５月26日
横浜市港北区菊名７丁目３番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役　中丸　幸夫

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,307
	固定資産	7,977
	合計	18,285
負債純資産及び部	流動負債	6,022
	固定負債	4,506
	株主資本	7,757
	資本金	205
	利益剰余金	7,552
	利益準備金	51
	その他利益剰余金	7,501
	（うち当期純利益）	(927)
	合計	18,285

第30期決算公告

2026年５月28日
神奈川県横浜市中区太田町６丁目87番地
株式会社エスビーエス
代表取締役　豊田　勝利

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	993,711
	固定資産	24,044
	資産合計	1,017,755
負債純資産及び部	流動負債	117,150
	負債合計	117,150
	株主資本	900,604
	資本金	15,000
	利益剰余金	885,604
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	884,104
	（うち当期純利益）	(46,377)
	純資産合計	900,604
	負債・純資産合計	1,017,755

第12期決算公告

2026年６月12日
東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス株式会社
代表取締役　福井　伸之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	150,278
	固定資産	6,962
	合計	157,240
負債純資産及び部	流動負債	61,214
	固定負債	13,635
	株主資本	82,391
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,391
	（その他利益剰余金）	(72,391)
	（うち当期純利益）	(11,560)
	合計	157,240

第１期決算公告　令和８年６月12日
新潟県長岡市緑町３丁目２番地７
株式会社喜楽裕堂
代表取締役　須藤　裕子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	525,005
	固定資産	288,653
	繰延資産	181,354
	資産合計	**995,012**
負純資債及のび部	流動負債	515,249
	負債合計	**515,249**
	株主資本	479,763
	資本金	500,000
	利益剰余金	△ 20,237
	その他利益剰余金	△ 20,237
	（うち当期純損失）	（20,237）
	純資産合計	**479,763**
	負債・純資産合計	**995,012**

第12期決算公告　令和８年６月12日
新潟県新潟市西区新通南１丁目19番30号
株式会社イドム
代表取締役　小林　正雄
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,876
	固定資産	109,271
	資産合計	**326,147**
負純資債及のび部	流動負債	123,420
	負債合計	**123,420**
	株主資本	202,727
	資本金	15,000
	利益剰余金	187,727
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	187,277
	（うち当期純利益）	（87,935）
	純資産合計	**202,727**
	負債・純資産合計	**326,147**

第60期決算公告　令和８年６月５日
横浜市中区相生町六丁目104番地
横浜通商株式会社
代表取締役社長　高田　俊道
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,320,186
	固定資産	20,540
	合計	**2,340,726**
負純資債及のび部	流動負債	142,052
	固定負債	14,217
	株主資本	2,184,373
	資本金	251,000
	利益剰余金	1,933,373
	利益準備金	62,750
	その他利益剰余金	1,870,623
	（うち当期純利益）	（4,902）
	評価・換算差額等	84
	繰延ヘッジ損益	84
	合計	**2,340,726**

第38期決算公告
2026年６月12日
富山県富山市岩瀬古志町２
東ソー・セラミックス株式会社
代表取締役社長　渡邊　正広
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,557,133
	固定資産	44,467
	合計	**1,601,601**
負純資債及のび部	流動負債	954,925
	固定負債	80,957
	株主資本	565,718
	資本金	20,000
	利益剰余金	545,718
	その他利益剰余金	545,718
	（うち当期純利益）	（26,701）
	合計	**1,601,601**

第25期決算公告
2026年６月12日
富山県富山市岩瀬古志町２
東ソー・ゼオラム株式会社
代表取締役社長　石丸　紀之
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,957,468
	固定資産	270,922
	合計	**2,228,391**
負純資債及のび部	流動負債	1,380,050
	固定負債	117,078
	株主資本	731,262
	資本金	50,000
	利益剰余金	681,262
	その他利益剰余金	681,262
	（うち当期純利益）	（9,802）
	合計	**2,228,391**

第56期決算公告
令和８年６月12日
新潟県新潟市秋葉区小戸下組78番地１
株式会社トヨシマエクセル
代表取締役　平能　孝信
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	0
	固定資産	32
	合計	**33**
負純資債及のび部	流動負債	1
	固定負債	156
	株主資本	△124
	資本金	80
	利益剰余金	△204
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	△209
	（うち当期純損失）	（△2）
	評価・換算差額等	—
	合計	**33**

第75期決算公告　2026年５月20日
静岡県沼津市大岡1281番地の３
東金属産業株式会社
代表取締役社長　田中健太郎
貸借対照表の要旨（2026年３月25日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	782,104
	固定資産	383,513
	合計	**1,165,617**
負純資債及のび部	流動負債	704,336
	固定負債	626,132
	株主資本	△164,851
	資本金	75,000
	資本剰余金	17,350
	利益剰余金	△257,201
	利益準備金	16,400
	その他利益剰余金	△273,601
	（当期利益剰余金）	（15,588）
	合計	**1,165,617**

第22期決算公告
令和８年６月12日
岐阜県瑞穂市十八条字清水588番地
株式会社中部トーウン
代表取締役　矢本　雅樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	135,302
	固定資産	23,963
	合計	**159,266**
負純資債及のび部	流動負債	51,035
	（うち賞与引当金）	（11,920）
	株主資本	108,230
	資本金	10,000
	利益剰余金	98,230
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	95,730
	（うち当期純利益）	（10,173）
	合計	**159,266**

第61期決算公告
2026年６月12日
岐阜県可児市兼山1139番地の１
美濃東久株式会社
代表取締役　齋藤　克也
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,013
	固定資産	1,149
	合計	**2,162**
負純資債及のび部	流動負債	450
	固定負債	264
	株主資本	1,448
	資本金	18
	利益剰余金	1,430
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	1,426
	（うち当期純利益）	（146）
	合計	**2,162**

第26期決算公告　令和８年６月12日
名古屋市港区十一屋一丁目63番地
株式会社長尾工業
代表取締役　幾世　隆
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,287,462
	固定資産	4,014,312
	合計	**5,301,774**
負純資債及のび部	流動負債	2,736,187
	固定負債	1,331,772
	株主資本	1,144,221
	資本金	31,000
	資本準備金	1,793,874
	利益剰余金	△680,653
	利益準備金	2,480
	その他利益剰余金	△683,133
	（うち当期純利益）	（262,051）
	評価・換算差額等	89,592
	合計	**5,301,774**

第53期決算公告
2026年６月11日
名古屋市港区入船二丁目２番28号
山本運輸株式会社
代表取締役　山路　昌弘
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,638,709
	固定資産	894,853
	合計	**2,533,563**
負純資債及のび部	流動負債	313,708
	固定負債	306,329
	株主資本	1,913,525
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,867,525
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,855,025
	（うち当期純利益）	（88,973）
	自己株式	△4,000
	合計	**2,533,563**

第11期決算公告　令和８年６月12日
静岡県函南町塚本887番地の１
いずもんかんなみパートナーズ株式会社
代表取締役　河田　亮一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	204,772
	固定資産	360,788
	長期売掛金	360,788
	資産合計	**565,560**
負純資債及のび部	流動負債	117,171
	固定負債	405,598
	株主資本	42,791
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	32,791
	その他利益剰余金	32,791
	（うち当期純利益）	（4,330）
	負債・純資産合計	**565,560**

第33期決算公告　令和８年６月12日
名古屋市中川区昭和橋通五丁目50番地
株式会社スーパージャンボ
代表取締役　小山　幸弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	705,403
	固定資産	375,326
	合計	1,080,729
負債及び純資産の部	流動負債	47,131
	賞与引当金	2,436
	固定負債	13,043
	退職給与引当金	4,790
	株主資本	1,020,555
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,021,612
	利益剰余金	△11,056
	その他利益剰余金	△11,056
	（うち当期純利益）	(2,914)
	合計	1,080,729

第59期決算公告　令和８年６月12日
愛知県東海市東海町５丁目３番地
株式会社名古屋サンソセンター
代表取締役社長　村山　貢一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,312,656
	固定資産	3,328,102
	資産合計	5,640,758
負債及び純資産の部	流動負債	3,422,628
	固定負債	1,095,880
	負債合計	4,518,508
	株主資本	1,122,250
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,022,250
	その他利益剰余金	1,022,250
	（うち当期純利益）	(37,542)
	純資産合計	1,122,250
	負債・純資産合計	5,640,758

第12期決算公告
令和８年６月11日
名古屋市千種区内山三丁目30番９号
ｅ一暮らし株式会社
代表取締役　鈴木　健一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	191,792
	固定資産	2,294
	資産合計	194,086
負債及び純資産の部	流動負債	37,735
	固定負債	260
	株主資本	156,091
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	56,091
	その他利益剰余金	56,091
	（うち当期純利益）	(10,515)
	負債・純資産合計	194,086

第78期決算公告　令和８年６月12日
愛知県刈谷市一ツ木町茶煎坊下１番地
シミズ工業株式会社
代表取締役　小池　育夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,467
	固定資産	8,058
	合計	14,525
負債及び純資産の部	流動負債	2,879
	（賞与引当金）	(451)
	固定負債	1,018
	（退職給付引当金）	(966)
	株主資本	10,628
	資本金	100
	利益剰余金	10,528
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	10,503
	（うち当期純利益）	(1,441)
	合計	14,525

第11期決算公告
令和８年６月12日
名古屋市中区錦一丁目16番20号
岡谷ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　岩澤　浩平
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,963
	固定資産	35,658
	合計	104,621
負債及び純資産の部	流動負債	33,535
	固定負債	7,638
	株主資本	63,447
	資本金	20,000
	利益剰余金	43,447
	利益準備金	4,420
	その他利益剰余金	39,027
	（うち当期純利益）	(22,938)
	合計	104,621

第36期決算公告
令和８年６月12日
愛知県刈谷市南桜町１丁目72番地１
株式会社豊田自動織機
ＩＴソリューションズ
代表取締役　鈴木　洋
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,674,261
	固定資産	827,354
	合計	7,501,614
負債及び純資産の部	流動負債	4,776,851
	固定負債	888,912
	株主資本	1,835,852
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,735,852
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,710,852
	（うち当期純利益）	(632,810)
	合計	7,501,614

第38期決算公告　令和８年６月11日
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号
株式会社アイ・エム・エー
代表取締役　石村　善則
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	149,453
	固定資産	2,689,479
	資産合計	2,838,932
負債及び純資産の部	流動負債	116,724
	固定負債	952,254
	負債合計	1,068,978
	株主資本	1,769,954
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,719,954
	（うち当期純利益）	(185,532)
	純資産合計	1,769,954
	負債・純資産合計	2,838,932

第69期決算公告　令和８年６月11日
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号
柳橋食品ビル株式会社
代表取締役　清水　要
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,637
	固定資産	387,490
	合計	399,128
負債及び純資産の部	流動負債	35,452
	株主資本	363,675
	資本金	47,040
	資本剰余金	20,160
	資本準備金	20,160
	利益剰余金	326,306
	（うち当期純利益）	(13,470)
	自己株式	△29,831
	合計	399,128

第24期決算公告
令和８年６月12日
名古屋市北区志賀町二丁目70番地
ビジネスピープル株式会社
代表取締役社長　南　元
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	560,068
	固定資産	26,452
	合計	586,521
負債及び純資産の部	流動負債	224,958
	固定負債	0
	株主資本	361,562
	資本金	95,000
	利益剰余金	266,562
	利益準備金	6,555
	その他利益剰余金	260,007
	（うち当期純利益）	(69,455)
	合計	586,521

第78期決算公告　令和８年６月11日
京都市北区上賀茂本山無番地
観光日本株式会社
代表取締役　安達　雅克
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,132
	固定資産	2,139
	資産合計	3,272
負債及び純資産の部	流動負債	618
	固定負債	18,500
	株主資本	△15,874
	資本金	80
	利益剰余金	△15,954
	その他利益剰余金	△15,954
	（うち当期純利益）	(78)
	評価・換算差額等	27
	その他有価証券評価差額金	27
	負債・純資産合計	3,272

第25期決算公告
令和８年６月12日
京都市中京区御池通東洞院西入笹屋町435
株式会社ＳＣＲＥＥＮシステムサービス
代表取締役社長　長野　茂樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,255,525
	固定資産	200,117
	合計	1,455,643
負債及び純資産の部	流動負債	582,539
	固定負債	31,708
	株主資本	841,395
	資本金	60,000
	利益剰余金	781,395
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	766,395
	（うち当期純利益）	(379,892)
	合計	1,455,643

令和７年度決算公告　令和８年６月12日
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町28番地２
株式会社　ＤＴＳ　ＷＥＳＴ
代表取締役社長　勝亦　隆泰
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,969,947
	固定資産	501,901
	合計	3,471,848
負債及び純資産の部	流動負債	908,655
	固定負債	38,675
	株主資本	2,524,518
	資本金	100,000
	資本剰余金	195,012
	利益剰余金	2,229,506
	利益準備金	8,150
	その他利益剰余金	2,221,356
	（うち当期純利益）	(462,341)
	合計	3,471,848

第９期決算公告

令和８年６月12日
大阪市中央区内久宝寺町三丁目１番９号
株式会社トランスポート21
代表取締役社長　山田　寛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,955
	固定資産	62,372
	合計	156,327
負純資債及産のび部	流動負債	123,103
	（うち賞与引当金）	(10,102)
	固定負債	46,624
	株主資本	△ 13,399
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 23,399
	その他利益剰余金	△ 23,399
	（うち当期純利益）	(1,750)
	合計	156,327

第61期決算公告

令和８年６月11日
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地１
任天堂株式会社内
福栄株式会社
代表取締役　村上　元

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	383,624
	固定資産	2,331
	資産合計	385,956
負純資債及産のび部	流動負債	18,139
	（うち賞与引当金）	(4,073)
	株主資本	367,816
	資本金	10,000
	利益剰余金	357,816
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	355,316
	（うち当期純利益）	(30,892)
	負債・純資産合計	385,956

第34期決算公告

2026年６月12日
京都市下京区東洞院通綾小路下ル
扇酒屋町289番地
株式会社ジェイコーポレーション
代表取締役　紀平　久代

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	603,924
	固定資産	882,702
	資産合計	1,486,627
負純資債及産のび部	流動負債	5,814
	固定負債	21,657
	株主資本	1,459,155
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,449,155
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,446,655
	（うち当期純利益）	(211,152)
	負債・純資産合計	1,486,627

第65期決算公告

2026年６月１日
大阪府岸和田市作才町141
日信特器株式会社
代表取締役社長　高平　雅弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	757,985
	固定資産	346,522
	合計	1,104,508
負純資債及産のび部	流動負債	222,596
	固定負債	36,738
	株主資本	845,172
	資本金	60,000
	利益剰余金	785,172
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	770,172
	（うち当期純利益）	(81,920)
	合計	1,104,508

第23期決算公告

令和８年６月11日
大阪市此花区島屋１丁目１番３号
ＣＳマニュファクチャリング株式会社
代表取締役社長　橋本　義則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	240,745
	固定資産	13,990
	合計	254,736
負純資債及産のび部	流動負債	122,676
	（うち賞与引当金）	(19,842)
	（うち役員賞与引当金）	(500)
	株主資本	132,059
	資本金	30,000
	利益剰余金	102,059
	利益準備金	6,399
	その他利益剰余金	95,660
	（うち当期純利益）	(29,321)
	合計	254,736

第２期決算公告

令和８年６月12日
大阪市中央区内久宝寺町三丁目１番９号
株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表取締役社長　児島　一裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,219,386
	固定資産	5,812,485
	合計	17,031,871
負純資債及産のび部	流動負債	11,622,290
	（うち賞与引当金）	(263,217)
	固定負債	3,507,086
	株主資本	1,902,493
	資本金	310,000
	資本剰余金	418,942
	その他資本剰余金	418,942
	利益剰余金	1,173,551
	その他利益剰余金	1,173,551
	（うち当期純利益）	(1,179,953)
	合計	17,031,871

第33期決算公告

2026年４月30日
大阪市東住吉区長居公園１－１
株式会社セレッソ大阪
代表取締役社長　日置　貴之

貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,549,518
	固定資産	341,285
	合計	1,890,804
負純資債及産のび部	流動負債	913,033
	固定負債	192,396
	株主資本	785,373
	資本金	100,000
	資本剰余金	355,305
	その他資本剰余金	355,305
	利益剰余金	340,283
	その他利益剰余金	340,283
	（うち当期純利益）	(30,382)
	自己株式	△ 10,215
	合計	1,890,804

第38期決算公告

令和８年５月22日
大阪市此花区北港１－２－25
株式会社日産大阪オートオークション
代表取締役　藤木　英男

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	478,234
	固定資産	570,131
	合計	1,048,365
負純資債及産のび部	流動負債	159,522
	固定負債	4,302
	株主資本	884,541
	資本金	20,000
	利益剰余金	864,540
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	859,540
	（うち当期純利益）	(32,623)
	合計	1,048,365

第44期決算公告

令和８年６月11日
大阪市中央区西心斎橋一丁目３番３号
オー・エム・ビル管理株式会社
代表取締役社長　吉原　賢

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,203
	固定資産	0
	合計	81,203
負純資債及産のび部	流動負債	16,728
	固定負債	4,145
	引当金	4,145
	株主資本	60,329
	資本金	20,000
	利益剰余金	40,329
	その他利益剰余金	40,329
	（うち当期純利益）	(2,735)
	合計	81,203

第27期決算公告

2026年６月12日
大阪市中央区本町一丁目８番12号
株式会社まるご企画
代表取締役　平見　殖

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	75,659
	固定資産	45,789
	合計	121,449
負純資債及産のび部	流動負債	10,803
	株主資本	110,645
	資本金	10,000
	利益剰余金	100,645
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	98,145
	（うち当期純利益）	(5,026)
	合計	121,449

第３期決算公告

令和８年５月18日
大阪府高槻市塚原６丁目30番19号
株式会社
ソーシャル・デザイナーズ・ベース
代表取締役社長　日下部貴彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,195
	固定資産	109
	資産合計	31,304
負純資債及産のび部	流動負債	6,114
	負債合計	6,114
	株主資本	25,190
	資本金	3,000
	利益剰余金	22,190
	その他利益剰余金	22,190
	（うち当期純利益）	(14,195)
	純資産合計	25,190
	負債・純資産合計	31,304

第43期決算公告

令和８年５月20日
大阪市淀川区西宮原２丁目６番64号
ＩＤＥＣロジスティクスサービス株式会社
代表取締役社長　三宅　智之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	135,308
	固定資産	53,347
	合計	188,655
負純資債及産のび部	流動負債	96,110
	固定負債	37,107
	株主資本	55,438
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,438
	利益準備金	2,550
	その他利益剰余金	42,888
	（うち当期純利益）	(7,077)
	合計	188,655

第４期決算公告　令和８年６月12日
大阪市北区中之島三丁目２番４号
帝人フロンティアクオーレ株式会社
代表取締役　森下　直博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,940
	固定資産	2,777
	資産合計	**73,717**
負純資産及び部	流動負債	59,692
	負債合計	**59,692**
	株主資本	14,025
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,025
	利益準備金	125
	その他利益剰余金	3,900
	（うち当期純利益）	(2,300)
	純資産合計	**14,025**
	負債・純資産合計	**73,717**

第70期決算公告　令和８年５月８日
大阪市住之江区粉浜西１丁目２番６号
平和興業株式会社
代表取締役　米澤　勉
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,804,329
	固定資産	1,093,712
	合計	**2,898,041**
負純資産及び部	流動負債	582,576
	固定負債	198,729
	株主資本	2,116,736
	資本金	33,000
	利益剰余金	2,176,936
	利益準備金	9,858
	その他利益剰余金	2,167,078
	（うち当期純利益）	(44,558)
	自己株式	△ 93,200
	合計	**2,898,041**

第26期決算公告
令和８年６月12日
大阪市中央区淡路町二丁目２番14号
株式会社ケーツー
代表取締役社長　児玉　光生
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	547,261
	固定資産	30,113
	資産合計	**577,374**
負純資産及び部	流動負債	115,913
	（うち賞与引当金）	(36,896)
	株主資本	461,460
	資本金	3,000
	利益剰余金	458,460
	その他利益剰余金	458,460
	（うち当期純利益）	(57,955)
	負債・純資産合計	**577,374**

第40期決算公告　2026年６月12日
大阪府泉南市泉州空港南１番地
株式会社エイエイエスケータリング
代表取締役社長　冨永　勝弘
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,952
	固定資産	2,307
	資産合計	**4,259**
負純資産及び部	流動負債	816
	固定負債	4,875
	株主資本	△1,432
	資本金	100
	資本剰余金	313
	資本準備金	313
	利益剰余金	△1,845
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△1,846
	（うち当期純利益）	(584)
	負債・純資産合計	**4,259**

第８期決算公告
令和８年６月12日
大阪市中央区内平野町三丁目１番３号
株式会社カプコン管財サービス
代表取締役社長　辻本　美之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,716
	固定資産	2,220
	資産合計	**61,936**
負純資産及び部	流動負債	12,151
	負債合計	**12,151**
	株主資本	49,785
	資本金	30,000
	利益剰余金	19,785
	その他利益剰余金	19,785
	（うち当期純利益）	(2,796)
	純資産合計	**49,785**
	負債・純資産合計	**61,936**

第48期決算公告　令和８年６月12日
大阪市西区土佐堀一丁目３番７号
帝人エンジニアリング株式会社
代表取締役社長　志村　英治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,332
	固定資産	1,316
	合計	**5,648**
負純資産及び部	流動負債	805
	固定負債	324
	株主資本	4,519
	資本金	475
	資本剰余金	128
	資本準備金	128
	利益剰余金	3,917
	利益準備金	67
	その他利益剰余金	3,849
	（うち当期純損失）	(93)
	合計	**5,648**

第38期決算公告
令和８年６月11日
岡山県倉敷市水島海岸通三丁目６番地３
西日本飼料株式会社
代表取締役　平野　秀行
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	562,199
	固定資産	4,035,310
	合計	**4,597,509**
負純資産及び部	流動負債	1,676,825
	固定負債	1,881,485
	株主資本	1,039,199
	資本金	490,000
	利益剰余金	549,199
	その他利益剰余金	549,199
	（うち当期純利益）	(14,575)
	合計	**4,597,509**

第77期決算公告　令和８年６月12日
和歌山県海南市岡田428番地
株式会社海南精密
代表取締役　辻　靖樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	189,083
	固定資産	762,935
	資産合計	**952,019**
負純資産及び部	流動負債	59,794
	（うち引当金）	(9,653)
	固定負債	479,256
	（うち引当金）	(85,745)
	株主資本	412,969
	資本金	10,000
	利益剰余金	402,969
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	400,469
	（うち当期純損失）	(7,331)
	負債・純資産合計	**952,019**

第23期決算公告　令和８年６月５日
和歌山県和歌山市直川160番地20
宝樹運輸株式会社
代表取締役　辻本　貢
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,006,417
	固定資産	645,839
	合計	**1,652,256**
負純資産及び部	流動負債	858,383
	固定負債	290,452
	株主資本	503,420
	資本金	9,500
	資本剰余金	9,500
	利益剰余金	484,420
	利益準備金	1,520
	その他利益剰余金	482,900
	（うち当期純利益）	(166,660)
	合計	**1,652,256**

第28期決算公告　令和８年５月27日
広島県広島市西区南観音七丁目13番20号
株式会社フルケア
代表取締役社長　藤澤　卓
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	262,273
	固定資産	59,653
	資産合計	**321,926**
負純資産及び部	流動負債	137,489
	固定負債	0
	株主資本	184,437
	資本金	10,000
	資本剰余金	54,634
	その他資本剰余金	54,634
	利益剰余金	119,803
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	117,303
	（うち当期純利益）	(27,820)
	負債・純資産合計	**321,926**

第82期決算公告
令和８年６月12日
岡山県岡山市南区泉田二丁目７番26号
中国建設工業株式会社
代表取締役　岡本　信之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,691,763
	固定資産	1,132,214
	合計	**6,823,977**
負純資産及び部	流動負債	4,452,012
	固定負債	300,000
	株主資本	2,071,965
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,700,965
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,695,965
	（うち当期純利益）	(96,337)
	自己株式	△649,000
	合計	**6,823,977**

第80期決算公告　2026年６月12日
岡山市北区東島田町１丁目１番７号
赤沢食品株式会社
代表取締役　加藤　毅智
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,683,080
	固定資産	187,711
	合計	**2,870,791**
負純資産及び部	流動負債	1,884,935
	固定負債	86,060
	株主資本	899,796
	資本金	80,000
	資本剰余金	150,000
	利益剰余金	669,796
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	649,796
	（うち当期純利益）	(93,676)
	合計	**2,870,791**

第38期決算公告

令和８年６月12日
香川県高松市一宮町字版塚1431番地１
株式会社ＪＡ香川県ライフサービス
代表取締役　香川　俊哉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	691,100
	固定資産	96,944
	合計	788,044
負債及び純資産の部	流動負債	178,957
	固定負債	85,096
	株主資本	523,991
	資本金	95,000
	利益剰余金	428,991
	利益準備金	6,213
	その他利益剰余金	422,778
	（うち当期純利益）	(82,453)
	合計	788,044

第78期決算公告

令和８年６月11日
山口県下関市一の宮卸本町１－１
興陽電機株式会社
代表取締役　宮﨑　憲
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,413,581
	固定資産	548,348
	資産合計	2,961,929
負債及び純資産の部	流動負債	1,385,766
	固定負債	242,418
	株主資本	1,333,745
	資本金	50,000
	資本剰余金	36,000
	資本準備金	36,000
	利益剰余金	1,247,745
	利益準備金	4,647
	その他利益剰余金	1,243,098
	（うち当期純利益）	(218,720)
	負債・純資産合計	2,961,929

第30期決算公告

令和８年６月12日
広島県福山市曙町３丁目23番16号
株式会社ダイエットクックサプライ
代表取締役社長　彦田　英靖
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	441
	固定資産	285
	合計	726
負債及び純資産の部	流動負債	274
	賞与引当金	10
	固定負債	1
	負債の部合計	276
	株主資本	450
	資本金	30
	利益剰余金	420
	（うち当期純利益）	(46)
	純資産の部合計	450
	合計	726

第11期決算公告

令和８年５月28日
高知県高知市北御座９番11号
株式会社ローソン高知
代表取締役　大川　智行
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,379
	固定資産	49
	資産合計	2,428
負債及び純資産の部	流動負債	171
	固定負債	156
	株主資本	2,101
	資本金	50
	資本剰余金	668
	その他資本剰余金	668
	利益剰余金	1,384
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	1,365
	（うち当期純利益）	(359)
	負債・純資産合計	2,428

第27期決算公告

令和８年５月26日
愛媛県西条市明屋敷131番地２
株式会社西条産業情報支援センター
代表取締役　越智　三義
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	159,050
	固定資産	987
	合計	160,037
負債及び純資産の部	流動負債	129,052
	株主資本	30,985
	資本金	15,000
	利益剰余金	19,985
	その他利益剰余金	19,985
	（うち当期純利益）	(3,812)
	自己株式	△4,000
	合計	160,037

第70期決算公告

令和８年５月28日
愛媛県西条市ひうち３番地31
西条道路株式会社
代表取締役社長　中矢　憲一
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	853,947
	固定資産	39,141
	合計	893,089
負債及び純資産の部	流動負債	66,990
	株主資本	826,098
	資本金	50,000
	利益剰余金	776,098
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	770,098
	（うち当期純利益）	(38,257)
	合計	893,089

第11期決算公告

令和８年６月12日
佐賀県武雄市北方町大字大崎5088番地９
大同メタル佐賀株式会社
代表取締役社長　澁谷　泰
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	577,226
	固定資産	36,868
	合計	614,094
負債及び純資産の部	流動負債	144,927
	（うち賞与引当金）	(48,004)
	固定負債	29,137
	（うち退職引当金）	(26,081)
	株主資本	440,030
	資本金	100,000
	利益剰余金	340,030
	その他利益剰余金	340,030
	（うち当期純利益）	(76,088)
	合計	614,094

第81期決算公告

2026年５月26日
北九州市門司区港町１番８号
岡野商事株式会社
代表取締役社長　岡野　正敏
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,319,693
	固定資産	3,727,163
	繰延資産	544
	合計	14,047,401
負債及び純資産の部	流動負債	4,485,267
	固定負債	1,084,222
	株主資本	8,477,912
	資本金	90,000
	利益剰余金	8,387,912
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	8,365,412
	（うち当期純利益）	(1,005,374)
	合計	14,047,401

第79期決算公告

令和８年６月12日
福岡県北九州市門司区松原３－５－８
株式会社ゼンリンプリンテックス
代表取締役社長　西村　仁哉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,479
	固定資産	3,959
	資産合計	5,439
負債及び純資産の部	流動負債	1,225
	固定負債	108
	株主資本	4,095
	資本金	92
	利益剰余金	4,003
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	3,979
	（うち当期純利益）	(128)
	評価・換算差額等	9
	負債・純資産合計	5,439

第54期決算公告

2026年６月12日
鹿児島市山之口町１番10号
鹿児島中央ビルディング株式会社
代表取締役社長　久見瀬克己
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	880,870
	固定資産	2,956,297
	合計	3,837,167
負債及び純資産の部	流動負債	105,330
	固定負債	1,737,370
	株主資本	1,994,467
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,944,467
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,931,967
	（うち当期純利益）	(22,571)
	合計	3,837,167

第12期決算公告

令和８年６月12日
宮崎県延岡市構口町１丁目７番地１
株式会社はまゆうロード
代表取締役　松本　晃
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	598,333
	固定資産	922
	合計	599,255
負債及び純資産の部	流動負債	205,641
	株主資本	393,614
	資本金	20,000
	利益剰余金	373,614
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	366,614
	（うち当期純利益）	(37,731)
	合計	599,255

第18期決算公告

令和８年６月５日
熊本県玉名市北牟田393番地１
愛三熊本株式会社
代表取締役社長　竹下　靖信
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	921,081
	固定資産	690,209
	合計	1,611,291
負債及び純資産の部	流動負債	635,796
	固定負債	60,897
	（退職給付引当金）	(41,398)
	株主資本	914,598
	資本金	400,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	114,598
	その他利益剰余金	114,598
	（うち当期純利益）	(75,019)
	合計	1,611,291

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

鹿児島市東開町２番５号

株式会社日天

代表取締役　鮫島　　正

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	74,189
	固定資産	5,803
	合計	79,992
負純資産及びの部	流動負債	27,339
	固定負債	45,000
	株主資本	7,653
	資本金	45,000
	利益剰余金	△37,347
	その他利益剰余金	△37,347
	（うち当期純利益）	（981）
	合計	79,992

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

鹿児島市唐湊四丁目４番５号

株式会社山一商会

代表取締役　吉永　勝志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	286,914
	固定資産	10,684
	合計	297,598
負純資産及びの部	流動負債	185,639
	固定負債	5,917
	株主資本	106,042
	資本金	30,000
	利益剰余金	76,042
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	68,542
	（うち当期純利益）	（19,985）
	合計	297,598

第 36 期 決 算 公 告

2026年６月12日

鹿児島市泉町３番３号

株式会社九州経済研究所

代表取締役　坂之上久之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	588,461
	固定資産	31,928
	資産合計	620,389
負純資産及びの部	流動負債	265,434
	固定負債	19,085
	株主資本	335,869
	資本金	20,000
	利益剰余金	315,869
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	310,869
	（うち当期純利益）	（68,915）
	負債・純資産合計	620,389

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

山形県山形市鋳物町40番地

株式会社ムラヤマ

代表取締役　村山　　功

貸借対照表の要旨

（令和７年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,039,669
	固定資産	2,343,033
	合計	11,382,702
負純資産及びの部	流動負債	1,484,532
	固定負債	412,754
	株主資本	9,485,415
	資本金	65,000
	利益剰余金	9,371,246
	利益準備金	16,250
	その他利益剰余金	9,354,993
	（うち当期純利益）	（277,572）
	合計	11,382,702

令和８年３月期決算公告

令和８年６月12日

東京都中央区京橋１―12―５

京橋ＹＳビル４Ｆ

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

理事長　今林　顯一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,037
	固定資産	182
	合計	1,218
負味債財及産びの正部	流動負債	152
	賞与引当金	7
	固定負債	23
	退職給付引当金	19
	一般正味財産	1,044
	合計	1,218

第 13 期 決 算 公 告

令和８年５月21日

東京都国分寺市東元町３丁目20番41号

一般財団法人小林理学研究所

理事長　山本　貢平

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	275,702
	固定資産	12,768,082
	合計	13,043,784
負味債財及産びの正部	流動負債	336,576
	固定負債	51,126
	負債合計	387,702
	一般正味財産	12,656,082
	（特定資産充当額）	（22,098）
	正味財産合計	12,656,082
	合計	13,043,784

第６期決算公告

令和８年６月12日

東京都台東区東上野二丁目13番８号

株式会社アデリオン

代表取締役　眞仁田達弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,903,252
	固定資産	8,804
	資産合計	1,912,056
負純資産及びの部	流動負債	128,008
	その他	128,008
	株主資本	1,784,048
	資本金	101,000
	利益剰余金	1,683,048
	その他利益剰余金	1,683,048
	（うち当期純利益）	（593,573）
	負債・純資産合計	1,912,056

第 25 期決算公告

令和８年６月12日

東京都台東区東上野二丁目13番８号

株式会社エンターライズ

代表取締役　新井　聡司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,526,656
	固定資産	487,247
	資産合計	2,013,903
負純資産及びの部	流動負債	285,020
	賞与引当金	23,654
	固定負債	31,473
	退職給付引当金	31,473
	株主資本	1,697,409
	資本金	101,000
	利益剰余金	1,596,409
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	1,571,159
	（うち当期純損失）	（108,936）
	負債・純資産合計	2,013,903

第 66 期 決 算 公 告

令和８年５月29日

福島県いわき市内郷御厩町三丁目168番地

株式会社ＦＳＫ

代表取締役　坂本　桂一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,167,891
	固定資産	718,257
	資産合計	3,886,148
負純資産及びの部	流動負債	779,049
	固定負債	197,490
	株主資本	2,909,610
	資本金	16,000
	利益剰余金	2,893,610
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	2,889,610
	（うち当期純利益）	（502,843）
	負債・純資産合計	3,886,148

第 55 期決算公告

2026年６月12日

東京都千代田区東神田２丁目５番12号

日化メンテナンス株式会社

代表取締役社長　近藤　宗浩

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,449,838
	固定資産	402,639
	合計	3,852,477
負純資産及びの部	流動負債	1,240,631
	固定負債	98,619
	株主資本	2,488,020
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	2,358,020
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,333,020
	（うち当期純利益）	（248,027）
	評価・換算差額等	25,208
	合計	3,852,477

第 42 期決算公告

令和８年６月12日

東京都中央区東日本橋二丁目８番３号

株式会社ハピラ

代表取締役　恩田　英博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,473,573
	固定資産	613,088
	資産合計	3,086,661
負純資産及びの部	流動負債	657,459
	固定負債	336,011
	株主資本	2,079,746
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	2,019,746
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,007,246
	（うち当期純利益）	（189,789）
	評価・換算差額等	13,445
	負債・純資産合計	3,086,661

第２期決算公告

令和８年６月12日

東京都台東区東上野二丁目13番８号

株式会社レオスター

代表取締役　前田　邦宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,115,593
	固定資産	28,053
	繰延資産	533
	資産合計	1,144,178
負純資産及びの部	流動負債	416,643
	その他	416,643
	株主資本	727,535
	資本金	101,000
	利益剰余金	626,535
	その他利益剰余金	626,535
	（うち当期純利益）	（708,908）
	負債・純資産合計	1,144,178

第31期決算公告

令和８年６月12日
東京都世田谷区粕谷一丁目12番16号506
株式会社ブルックス
代表取締役　村上　真澄

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,714
	資産合計	36,714
負純資産及び部	流動負債	182
	株主資本	36,532
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,400
	資本準備金	1,400
	利益剰余金	25,132
	利益準備金	1,460
	その他利益剰余金	23,672
	（うち当期純損失）	(4,010)
	負債・純資産合計	36,714

第15期決算公告

令和８年６月12日
東京都世田谷区粕谷一丁目12番16号506
株式会社ティエム
代表取締役　村上　真澄

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,873
	固定資産	397,394
	資産合計	402,267
負純資産及び部	流動負債	302,844
	固定負債	155,397
	株主資本	△55,974
	資本金	3,000
	利益剰余金	△58,974
	その他利益剰余金	△58,974
	（うち当期純損失）	(12,677)
	負債・純資産合計	402,267

第28期決算公告

令和８年６月12日
東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社アクタス
代表取締役社長　濵田　健二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,639
	固定資産	47
	資産合計	1,686
負純資産及び部	流動負債	2,990
	負債合計	2,990
	株主資本	△1,303
	資本金	30
	利益剰余金	△1,333
	その他利益剰余金	△1,333
	（うち当期純損失）	(229)
	純資産合計	△1,303
	負債・純資産合計	1,686

第12期決算公告

令和８年６月12日
東京都渋谷区神宮前一丁目５番８号
ロジェ・ヴィヴィエ・ジャパン株式会社
代表取締役　ジュゼッペ・カヴァッロ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,121,914
	固定資産	211,791
	合計	2,333,705
負純資産及び部	流動負債	891,960
	固定負債	118,650
	株主資本	1,323,096
	資本金	10,000
	資本剰余金	467,713
	資本準備金	467,713
	利益剰余金	845,382
	その他利益剰余金	845,382
	（うち当期純利益）	(177,660)
	合計	2,333,705

第26期決算公告

令和８年６月12日
東京都渋谷区神宮前一丁目５番８号
トッズ・ジャパン株式会社
代表取締役　ジュゼッペ・カヴァッロ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,191,093
	固定資産	440,088
	合計	7,631,181
負純資産及び部	流動負債	3,108,024
	固定負債	566,146
	株主資本	3,957,010
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,260,481
	資本準備金	2,260,481
	利益剰余金	1,596,529
	その他利益剰余金	1,596,529
	（うち当期純利益）	(832,983)
	合計	7,631,181

第67期決算公告

令和８年６月11日
東京都千代田区神田須田町１丁目26番地
株式会社マルタ設計
代表取締役社長　安藤　暢彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	218
	固定資産	27
	資産合計	245
負純資産及び部	流動負債	397
	賞与引当金	6
	役員賞与引当金	2
	その他	389
	株主資本	△151
	資本金	70
	利益剰余金	△221
	その他利益剰余金	△221
	（うち当期純利益）	(24)
	負債・純資産合計	245

第24期決算公告

令和８年６月12日
東京都足立区千住３丁目92番地
北千住都市開発株式会社
代表取締役　渡邊　隆仁

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	829,610
	固定資産	1,213,655
	合計	2,043,265
負純資産及び部	流動負債	383,939
	固定負債	1,191,860
	株主資本	467,464
	資本金	150,000
	利益剰余金	317,464
	その他利益剰余金	317,464
	（うち当期純損失）	(15,820)
	合計	2,043,265

第2期決算公告

令和８年６月12日
東京都新宿区新宿４－３－15
レイフラット新宿Ｂ棟３Ｆ
ホリエモンＡＩ学校株式会社
代表取締役　荒木賢二郎

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	121,239,001
	固定資産	25,785,593
	繰延資産	150,000
	資産合計	147,174,594
負純資産及び部	流動負債	270,020,333
	固定負債	7,600,000
	株主資本	△131,183,739
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△132,183,739
	その他利益剰余金	△132,183,739
	（うち当期純損失）	(102,836,218)
	新株予約権	738,000
	負債・純資産合計	147,174,594

第36期決算公告

2026年５月26日
東京都府中市本町一丁目14番地32
株式会社ノーミ・テクノ・エンジニアリング
代表取締役社長　藤原　章

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	603,274
	固定資産	19,644
	資産合計	622,918
負純資産及び部	流動負債	98,508
	固定負債	24,914
	株主資本	499,495
	資本金	40,000
	利益剰余金	459,495
	利益準備金	8,637
	その他利益剰余金	450,858
	（うち当期純利益）	(35,853)
	負債・純資産合計	622,918

第７期決算公告

2026年６月12日
東京都新宿区西新宿六丁目６番３号
株式会社キャストリンク
代表取締役　下室　敏幸

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	256,560
	固定資産	130,654
	資産合計	387,214
負純資産及び部	流動負債	174,807
	（うち賞与引当金）	(29,808)
	固定負債	63,732
	（うち退職給付引当金）	(22,732)
	株主資本	148,675
	資本金	10,000
	利益剰余金	138,675
	その他利益剰余金	138,675
	（うち当期純利益）	(47,877)
	負債・純資産合計	387,214

第６期決算公告

令和８年６月12日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
Ｇ．Ｕ．テクノロジーズ株式会社
代表取締役　近藤　秀和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	223,732
	固定資産	2,267
	資産合計	226,000
負純資産及び部	流動負債	12,045
	株主資本	213,954
	資本金	50,000
	資本剰余金	311,027
	資本準備金	170,513
	その他資本剰余金	140,513
	利益剰余金	△147,072
	その他利益剰余金	△147,072
	（うち当期純損失）	(118,280)
	負債・純資産合計	226,000

第22期決算公告

令和８年３月27日
東京都渋谷区恵比寿１丁目19番19号
株式会社ＡＸＳＥＥＤ
代表取締役社長　福嶋　一穂

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	474
	固定資産	250
	資産合計	724
負純資産及び部	流動負債	337
	賞与引当金	16
	その他	321
	固定負債	22
	株主資本	365
	資本金	10
	利益剰余金	355
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	352
	（うち当期純利益）	(56)
	負債・純資産合計	724

第13期決算公告　2026年６月12日
東京都大田区下丸子四丁目21番１号
新潟三桂株式会社
代表取締役　池田　　隆
貸借対照表の要旨（2026年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,972,786
	固定資産	6,620,291
	合計	12,593,077
負純資債産及のび部	流動負債	557,901
	固定負債	54,420
	株主資本	11,980,755
	資本金	10,000
	資本剰余金	7,263,155
	資本準備金	2,835,969
	その他資本剰余金	4,427,186
	利益剰余金	4,707,599
	その他利益剰余金	4,707,599
	（うち当期純利益）	(247,058)
	合計	12,593,077

第85期決算公告　2026年６月12日
東京都大田区下丸子四丁目21番１号
株式会社三桂製作所
代表取締役　池田　　隆
貸借対照表の要旨（2026年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,931,444
	固定資産	11,731,863
	合計	16,663,307
負純資債産及のび部	流動負債	928,416
	固定負債	233,090
	株主資本	15,501,801
	資本金	94,000
	資本剰余金	4,347,761
	利益剰余金	11,064,039
	利益準備金	23,500
	その他利益剰余金	11,040,539
	（うち当期純利益）	(492,482)
	自己株式	△4,000
	合計	16,663,307

第25期決算公告
令和８年６月12日
東京都港区赤坂４丁目１番33号
株式会社ビアスタイル・トゥ・ワン
代表取締役　別所　弘章
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,760
	固定資産	2,664
	資産合計	96,424
負純資債産及のび部	流動負債	31,829
	株主資本	64,595
	資本金	40,000
	利益剰余金	24,595
	その他利益剰余金	24,595
	（うち当期純利益）	(8,950)
	負債・純資産合計	96,424

第35期決算公告　2026年６月12日
東京都新宿区西新宿一丁目24番１号
エステック株式会社
代表取締役　石野　利和
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	663,138
	固定資産	797
	合計	663,935
負純資債産及のび部	流動負債	581,280
	株主資本	82,655
	資本金	20,000
	利益剰余金	62,655
	その他利益剰余金	62,655
	（うち当期純利益）	(5,625)
	合計	663,935

第32期決算公告
令和８年６月12日
東京都中央区東日本橋二丁目８番３号
株式会社七つの海
代表取締役　諏佐　貴紀
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	273,948
	固定資産	344,939
	資産合計	618,887
負純資債産及のび部	流動負債	79,801
	賞与引当金	5,586
	固定負債	949
	株主資本	538,135
	資本金	5,000
	利益剰余金	533,135
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	531,885
	（うち当期純利益）	(12,236)
	負債・純資産合計	618,887

第18期決算公告
令和８年６月12日
東京都港区赤坂四丁目15番１号
株式会社ＢｉＸｉコンサルティング
代表取締役社長　加藤　聡司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	229,007
	固定資産	17,267
	資産合計	246,274
負純資債産及のび部	流動負債	236,010
	固定負債	200,000
	株主資本	△189,736
	資本金	10,000
	利益剰余金	△199,736
	その他利益剰余金	△199,736
	（うち当期純損失）	(152,377)
	負債・純資産合計	246,274

第１期決算公告　令和８年６月11日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
トヨタアセット株式会社
代表取締役　戸田　　陽
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,529
	固定資産	999,400
	繰延資産	68
	合計	1,000,998
負純資債産及のび部	流動負債	7
	株主資本	1,000,990
	資本金	10,000
	資本剰余金	991,000
	利益剰余金	△9
	（うち当期純損失）	(9)
	合計	1,000,998

第18期決算公告　令和８年６月11日
東京都中央区日本橋大伝馬町３番２号
イワタニカセットフー株式会社
代表取締役　沖野　省三
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,563,413
	固定資産	69,924
	資産合計	2,633,337
負純資債産及のび部	流動負債	678,440
	固定負債	76,098
	株主資本	1,878,799
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,778,799
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,753,799
	（うち当期純利益）	(313,706)
	負債・純資産合計	2,633,337

第９期決算公告　令和８年６月11日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
ＣＴＣビジネスエキスパート株式会社
代表取締役　村川　　肇
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	583,659
	固定資産	134,940
	資産合計	718,599
負純資債産及のび部	流動負債	426,702
	賞与引当金	206,369
	役員賞与引当金	4,357
	その他流動負債	215,975
	株主資本	291,897
	資本金	100,000
	利益剰余金	191,897
	利益準備金	15,958
	その他利益剰余金	175,939
	（うち当期純利益）	(66,906)
	負債・純資産合計	718,599

第24期決算公告　令和８年６月12日
神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
いすゞビルメンテナンス株式会社
代表取締役　岸下　裕武
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,774,365
	固定資産	652,258
	合計	2,426,623
負純資債産及のび部	流動負債	956,907
	固定負債	229,578
	株主資本	1,239,299
	資本金	52,500
	資本剰余金	2,500
	利益剰余金	1,184,299
	利益準備金	12,710
	その他利益剰余金	1,171,589
	（うち当期純利益）	(257,586)
	評価・換算差額等	837
	合計	2,426,623

第９期決算公告
令和８年６月12日
東京都渋谷区神宮前五丁目９番20号
Palace Skateboards株式会社
代表取締役　ギャレス・スクイス
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	640,316
	固定資産	305,417
	合計	945,734
負純資債産及のび部	流動負債	882,128
	賞与引当金	3,469
	固定負債	257,000
	株主資本	△193,393
	資本金	1
	利益剰余金	△193,394
	その他利益剰余金	△193,394
	（うち当期純利益）	(59,540)
	合計	945,734

第６期決算公告
令和８年６月12日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Kino Japan株式会社
代表取締役　デニー
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,934
	合計	1,934
負純資債産及のび部	流動負債	134
	株主資本	1,799
	資本金	19,750
	利益剰余金	△17,950
	その他利益剰余金	△17,950
	（うち当期純損失）	(3,768)
	合計	1,934

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
神奈川県川崎市川崎区夜光二丁目２番６号
塩浜ケミカル倉庫株式会社
代表取締役社長　宮田　直人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	323,365
	固定資産	151,973
	資産合計	475,338
負純資債及産のび部	流動負債	51,311
	（うち賞与引当金）	(2,594)
	株主資本	424,027
	資本金	30,000
	利益剰余金	394,027
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	386,527
	（うち当期純利益）	(10,483)
	負債・純資産合計	475,338

第 20 期決算公告

令和８年６月12日
神奈川県平塚市四之宮一丁目12番１号
第一三共ハピネス株式会社
代表取締役　吉田　元

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	272,033
	固定資産	10,532
	繰延資産	16,340
	資産合計	298,905
負純資債及産のび部	流動負債	77,445
	固定負債	3,409
	株主資本	218,051
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	118,051
	その他利益剰余金	118,051
	（うち当期純損失）	(666)
	負債・純資産合計	298,905

第 57 期決算公告

令和８年５月14日
神奈川県川崎市幸区堀川町66番地２
アンドールシステムサポート株式会社
代表取締役　東谷　正雄

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	655,480
	固定資産	60,222
	資産合計	715,703
負純資債及産のび部	流動負債	218,550
	（賞与引当金）	(17,345)
	（製品保証引当金）	(1,378)
	固定負債	135,699
	株主資本	361,452
	資本金	99,000
	利益剰余金	262,452
	利益準備金	17,370
	その他利益剰余金	245,082
	（うち当期純利益）	(49,023)
	負債・純資産合計	715,703

第 50 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
千葉県袖ケ浦市長浦１―21
千葉港栄株式会社
代表取締役社長　三浦　裕二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	107,478
	固定資産	149,593
	合計	257,072
負純資債及産のび部	流動負債	55,145
	固定負債	97,014
	株主資本	104,912
	資本金	30,000
	利益剰余金	74,912
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	67,412
	（うち当期純利益）	(4,796)
	合計	257,072

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
一般社団法人全国確認検査協会
代表理事　鈴木　徹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	473,577
	固定資産	6,700
	合計	480,277
負純資債及産のび部	流動負債	40,800
	基金等	439,477
	基金	600,000
	利益剰余金	△160,523
	その他利益剰余金	△160,523
	合計	480,277

第７期決算公告

令和８年６月11日
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号
株式会社ＴＯＷＡホスピタリティ
代表取締役　山田　治義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,048
	資産合計	5,048
負純資債及産のび部	流動負債	75,491
	負債合計	75,491
	株主資本	△70,443
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△170,443
	（うち当期純損失）	(1,265)
	純資産合計	△70,443
	負債・純資産合計	5,048

第 23 期決算公告

令和８年６月12日
東京都中央区日本橋大伝馬町14―17
株式会社日本ケアコミュニケーションズ
代表取締役　松山　庸哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,714,888
	固定資産	330,148
	資産合計	2,045,037
負純資債及産のび部	流動負債	1,318,453
	賞与引当金	25,476
	固定負債	937
	株主資本	725,646
	資本金	99,000
	利益剰余金	626,645
	利益準備金	12,483
	その他利益剰余金	614,162
	（うち当期純利益）	(74,323)
	負債・純資産合計	2,045,037

第 141 期決算公告

2026年５月25日
東京都板橋区舟渡４丁目15番１号
株式会社戸田葬祭場
代表取締役　中山　明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,418
	固定資産	3,575
	合計	4,994
負純資債及産のび部	流動負債	153
	固定負債	166
	退職給付引当金	43
	役員退職慰労引当金	83
	株主資本	4,675
	資本金	86
	利益剰余金	4,589
	利益準備金	21
	その他利益剰余金	4,567
	（うち当期純利益）	(360)
	合計	4,994

第 88 期決算公告

2026年６月11日
東京都新宿区百人町二丁目27番７号
シチズンリテイルプラニング株式会社
代表取締役　川出　善崇

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,089,972
	固定資産	483,588
	合計	2,573,560
負純資債及産のび部	流動負債	2,709,086
	固定負債	329,156
	株主資本	△ 464,683
	資本金	80,000
	資本剰余金	60,000
	その他資本剰余金	60,000
	利益剰余金	△ 604,683
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	△ 624,683
	（うち当期純利益）	(104,558)
	合計	2,573,560

第 77 期決算公告

令和８年５月29日
新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙887番地
株式会社リコーキハラ
代表取締役　土屋　貞純

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,304
	固定資産	325
	合計	1,630
負純資債及産のび部	流動負債	388
	固定負債	47
	株主資本	1,194
	資本金	138
	利益剰余金	1,056
	利益準備金	34
	その他利益剰余金	1,021
	（うち当期純利益）	(233)
	合計	1,630

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
神奈川県平塚市長瀞２番12号
新三協物流株式会社
代表取締役社長　藤木　浩次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,220
	固定資産	1,049
	合計	2,269
負純資債及産のび部	流動負債	389
	固定負債	150
	株主資本	1,730
	資本金	40
	利益剰余金	1,690
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	1,680
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	2,269

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目11番８号
ｍｏｒｅパワー株式会社
代表取締役　佐藤　朗南

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	497,625
	固定資産	473,918
	合計	971,543
負純資債及産のび部	流動負債	8,434
	株主資本	963,109
	資本金	100,000
	資本剰余金	900,000
	資本準備金	900,000
	利益剰余金	△36,890
	その他利益剰余金	△36,890
	（うち当期純損失）	(22,321)
	合計	971,543

第37期決算公告　令和８年６月12日
京都市南区上鳥羽大柳町１番地１
新キタミ株式会社
代表取締役　小野寺　真
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	978,225
	固定資産	87,916
	合計	1,066,141
負純資産及び部	流動負債	451,617
	（賞与引当金）	(22,000)
	固定負債	1,200
	役員退職慰労引当金	1,200
	株主資本	613,324
	資本金	45,000
	利益剰余金	568,324
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	557,074
	（うち当期純利益）	(445,624)
	合計	1,066,141

第19期決算公告
令和８年６月８日
三重県伊賀市四十九町1140
アポロ興産株式会社
代表取締役　家喜　正治
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	841,063
	固定資産	592,284
	繰延資産	782
	資産合計	1,434,129
負純資産及び部	流動負債	159,831
	固定負債	2,510
	株主資本	1,271,787
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,181,787
	（うち当期純利益）	(41,364)
	負債・純資産合計	1,434,129

第48期決算公告
2026年６月12日
富山県高岡市石丸708番地８
シンコー精機株式会社
取締役社長　高橋　正芳
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,823,306
	固定資産	681,675
	合計	2,504,981
負純資産及び部	流動負債	441,339
	固定負債	204,629
	株主資本	1,859,012
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,839,012
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,834,012
	（うち当期純利益）	(33,424)
	合計	2,504,981

第32期決算公告
令和８年６月12日
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町160番地
株式会社サラ
代表取締役　原野　秀美
貸借対照表の要旨（令和７年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	460,735
	固定資産	305,254
	合計	765,990
負純資産及び部	流動負債	57,821
	株主資本	708,168
	資本金	10,000
	利益剰余金	698,168
	利益準備金	2,500
	別途積立金	260,600
	繰越利益剰余金	435,068
	（うち当期純損失）	(32,508)
	合計	765,990

第48期決算公告
令和８年６月12日
京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町557番地４パレ祇園704号
春好観光株式会社
代表取締役　阿部美由紀
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,946
	固定資産	499,783
	合計	661,730
負純資産及び部	流動負債	9,856
	固定負債	260,442
	株主資本	391,431
	資本金	100,000
	利益剰余金	291,431
	その他利益剰余金	291,431
	（うち当期純損失）	(76,984)
	合計	661,730

第９期決算公告
令和８年６月12日
京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町557番地４パレ祇園704号
春好不動産株式会社
代表取締役　阿部美由紀
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	120,467
	固定資産	698,068
	合計	818,536
負純資産及び部	流動負債	912
	固定負債	727,341
	株主資本	90,282
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 9,717
	その他利益剰余金	△ 9,717
	（うち当期純利益）	(5,066)
	合計	818,536

第67期決算公告　令和８年６月12日
大阪市西区阿波座１丁目４番４号
郵船港運株式会社
代表取締役　阿部　　且
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,481,844
	固定資産	1,016,368
	合計	3,498,213
負純資産及び部	流動負債	1,548,645
	固定負債	458,542
	株主資本	1,412,809
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,312,809
	利益準備金	30,600
	その他利益剰余金	1,282,209
	（うち当期純利益）	(303,500)
	評価・換算差額等	78,215
	合計	3,498,213

第28期決算公告
2026年６月12日
大阪市北区堂島１丁目６番20号
堂島アバンザ管理株式会社
代表取締役社長　前田　晃宏
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,629
	固定資産	19,207
	合計	39,836
負純資産及び部	流動負債	5,382
	固定負債	16,312
	（うち退職給付引当金）	(6,312)
	株主資本	18,140
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,140
	その他利益剰余金	8,140
	（うち当期純利益）	(5,625)
	合計	39,836

第34期決算公告
2026年５月28日
大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地
株式会社Ｋスカイ
代表取締役社長　勝川　智行
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,751,252
	固定資産	952,365
	資産合計	2,703,617
負純資産及び部	流動負債	946,933
	固定負債	389,856
	株主資本	1,366,828
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,316,828
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,304,328
	（うち当期純利益）	(879,615)
	負債・純資産合計	2,703,617

第30期決算公告
令和８年６月11日
兵庫県宝塚市小浜１丁目２番15号
宝塚都市環境サービス株式会社
代表取締役　吉田　康彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	106,212
	固定資産	216
	有形固定資産	216
	投資その他の資産	0
	合計	106,428
負純資産及び部	流動負債	4,040
	株主資本	102,388
	資本金	30,000
	利益剰余金	72,388
	その他利益剰余金	72,388
	（うち当期純利益）	(5,404)
	合計	106,428

第３期決算公告
令和８年６月12日
神戸市西区玉津町田中588―１
株式会社セレクトホーム
代表取締役　渡邊　良子
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	166,679
	固定資産	104,455
	合計	271,134
負純資産及び部	流動負債	153,862
	固定負債	93,590
	株主資本	23,682
	資本金	3,000
	利益剰余金	20,682
	（うち当期純利益）	(6,828)
	合計	271,134

第37期決算公告　2026年５月28日
大阪府泉佐野市りんくう往来北２―21
株式会社Ｋグランドサービス
代表取締役　青戸　一登
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,496,315
	固定資産	446,555
	合計	2,942,870
負純資産及び部	流動負債	991,368
	固定負債	939,674
	株主資本	1,011,828
	資本金	96,000
	資本剰余金	24,000
	その他資本剰余金	24,000
	利益剰余金	891,828
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	867,828
	（うち当期純利益）	(920,149)
	合計	2,942,870

第８期決算公告

令和８年６月12日

東京都千代田区内神田三丁目24番４号

一般社団法人ＡＬＣ協会

代表理事　青野　義道

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,770
	固定資産	2,012
	合計	37,782
負味債財及産びの正部	流動負債	7,200
	負債合計	7,200
	一般正味財産	30,582
	正味財産合計	30,582
	合計	37,782

第56期決算公告

令和８年６月１日

宮崎市花ヶ島町立毛1085番地

宮崎ダイハツ販売株式会社

代表取締役　春名　友樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	10,793,729
	固定資産	3,915,813
	合計	14,709,542
負純債資及産びの部	流動負債	10,713,903
	固定負債	685,532
	株主資本	3,310,107
	資本金	40,000
	利益剰余金	3,270,107
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	3,260,107
	（うち当期純利益）	（351,479）
	合計	14,709,542

第75期決算公告

令和８年５月28日

神戸市中央区雲井通２丁目１番17号

新光電機株式会社

代表取締役　井上　直也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,656,245
	固定資産	654,338
	繰延資産	5,664
	資産合計	2,316,247
負純債資及産びの部	流動負債	785,065
	固定負債	1,209,304
	株主資本	321,878
	資本金	34,000
	利益剰余金	287,878
	利益準備金	8,500
	その他利益剰余金	279,378
	（うち当期純利益）	（11,889）
	負債・純資産合計	2,316,247

第18期決算公告

令和８年６月12日

東京都杉並区上荻一丁目16番14号

株式会社エイトビット

代表取締役　須山　博一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,696
	固定資産	362
	合計	2,058
負純債資及産びの部	流動負債	2,656
	固定負債	2
	株主資本	△ 599
	資本金	20
	利益剰余金	△ 619
	その他利益剰余金	△ 619
	（うち当期純利益）	（209）
	合計	2,058

第32期決算公告

令和８年５月15日

福島県いわき市中部工業団地４番６

株式会社リードテック

代表取締役社長　杉浦　正幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	877,068
	固定資産	84,276
	合計	961,345
負純債資及産びの部	流動負債	739,998
	固定負債	36,655
	株主資本	184,692
	資本金	20,000
	利益剰余金	168,692
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	166,092
	（うち当期純利益）	（45,964）
	自己株式	△ 4,000
	合計	961,345

第61期決算公告

令和８年５月18日

北海道深川市文光町15番６号

株式会社北開測地

代表取締役　立花　貴男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	303,530
	固定資産	40,715
	資産合計	344,246
負純債資及産びの部	流動負債	41,636
	（賞与引当金）	（1,893）
	株主資本	302,609
	資本金	15,000
	利益剰余金	292,629
	利益準備金	3,900
	その他利益剰余金	288,729
	（うち当期純利益）	（32,723）
	自己株式	△5,020
	負債・純資産合計	344,246

第27期決算公告

令和８年６月11日

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

株式会社エコプラス

代表取締役　井上　公延

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,912,564	流動負債	1,413,668
固定資産	1,054,422	（うち賞与引当金）	（50,000）
		（うちポイント引当金）	（7,240）
		固定負債	226,890
		株主資本	1,326,428
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,306,428
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,301,428
		（うち当期純利益）	（239,127）
資産合計	2,966,987	負債・純資産合計	2,966,987

第77期決算公告

令和８年５月22日

青森県青森市中央一丁目23番４

青森三菱電機機器販売株式会社

代表取締役社長　林　均

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,978,455	流動負債	3,143,425
固定資産	2,366,513	固定負債	794,418
その他の資産	450,098	退職給付引当金	240,000
		固定資産将来損失引当金	30,000
		周年事業引当金	10,000
		株主資本	2,868,840
		資本金	30,000
		利益剰余金	2,838,840
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,831,340
		（うち当期純利益）	（126,891）
		評価・換算差額等	△11,616
資産合計	6,795,066	負債・純資産合計	6,795,066

第85期決算公告

令和８年６月12日　栃木県宇都宮市不動前５丁目１番26号

栃木トヨペット株式会社

代表取締役　金柿　正秋

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,671,256	流動負債	5,394,128
固定資産	13,182,272	固定負債	4,442,404
		株主資本	12,056,340
		資本金	40,000
		資本剰余金	77,500
		その他資本剰余金	77,500
		利益剰余金	11,971,840
		利益準備金	80,000
		その他利益剰余金	11,891,840
		（うち当期純利益）	（1,147,156）
		自己株式	△33,000
		評価・換算差額等	1,960,656
資産合計	23,853,528	負債・純資産合計	23,853,528

第85期決算公告

令和８年６月12日　茨城県結城市若宮７番地

本州製罐株式会社

代表取締役　和泉　恵一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,133,965	流動負債	4,944,639
固定資産	1,370,833	固定負債	595,826
有形固定資産	871,035	株主資本	2,870,166
無形固定資産	0	資本金	400,000
投資その他の資産	499,797	資本剰余金	77,000
		資本準備金	70,200
		その他資本剰余金	6,800
		利益剰余金	2,393,166
		利益準備金	29,800
		その他利益剰余金	2,363,366
		（うち当期純利益）	（519,526）
		評価・換算差額等	94,167
資産合計	8,504,799	負債・純資産合計	8,504,799

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　千葉県市川市塩浜二丁目17番地

東日本イワタニガス株式会社

代表取締役社長　上田　恭久

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,024,103	流動負債	3,004,547
固定資産	2,063,120	固定負債	273,287
		株主資本	4,781,202
		資本金	100,000
		資本剰余金	862,000
		資本準備金	862,000
		利益剰余金	3,819,202
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,794,202
		（うち当期純利益）	(1,048,866)
		評価・換算差額等	28,186
		その他有価証券評価差額金	28,186
資産合計	8,087,223	負債・純資産合計	8,087,223

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　埼玉県熊谷市広瀬479番地１

株式会社ホンダカーズ埼玉北

代表取締役社長　山崎　良昭

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,979,033	流動負債	3,753,568
固定資産	2,610,459	（賞与引当金）	(184,137)
		（役員賞与引当金）	(8,656)
		固定負債	0
		株主資本	3,834,343
		資本金	30,000
		利益剰余金	3,804,343
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	3,796,843
		（うち当期純利益）	(414,797)
		評価・換算差額等	1,581
		その他有価証券評価差額金	1,581
資産合計	7,589,492	負債・純資産合計	7,589,492

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

東京都新宿区西新宿三丁目３番13号西新宿水間ビル６Ｆ

ＺＶＣ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　下垣　典弘

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,018,074,914	流動負債	2,021,402,468
固定資産	1,309,778,448	賞与引当金	219,928,427
		固定負債	29,459,146
		株主資本	1,276,991,748
		資本金	90,000,001
		資本剰余金	90,000,000
		資本準備金	90,000,000
		利益剰余金	1,096,991,747
		その他利益剰余金	1,096,991,747
		（うち当期純利益）	(268,718,040)
資産合計	3,327,853,362	負債・純資産合計	3,327,853,362

第 15 期 決 算 公 告

2026年６月４日　千葉県船橋市市場１丁目８番１号

船橋魚市株式会社

代表取締役社長　島脇　義知

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,511,200	流動負債	869,209
固定資産	73,678	固定負債	94,679
		株主資本	620,990
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	22,600
		その他資本剰余金	77,400
		利益剰余金	420,990
		利益準備金	2,400
		その他利益剰余金	418,590
		（うち当期純利益）	(35,077)
資産合計	1,584,878	負債・純資産合計	1,584,878

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月11日

東京都江戸川区臨海町三丁目３番２号

極洋フレッシュ株式会社

代表取締役社長　横山　康孝

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	507,391	流動負債	169,167
固定資産	134,048	（うち賞与引当金）	(37,405)
		（うち役員賞与引当金）	(300)
		固定負債	42,910
		退職給付引当金	42,910
		株主資本	429,362
		資本金	90,000
		利益剰余金	339,362
		利益準備金	1,800
		その他利益剰余金	337,562
		（うち当期純利益）	(61,009)
資産合計	641,439	負債・純資産合計	641,439

第 89 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都足立区千住緑町一丁目18番１号

岡谷精立工業株式会社

代表取締役社長　吉田　寛

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,260,846	流動負債	269,072
固定資産	930,418	固定負債	323,646
		株主資本	2,549,758
		資本金	50,000
		資本剰余金	19,725
		資本準備金	19,725
		利益剰余金	2,480,033
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,467,533
		（うち当期純利益）	(151,244)
		評価・換算差額等	48,786
		その他有価証券評価差額金	48,786
資産合計	3,191,264	負債・純資産合計	3,191,264

第 70 期 決 算 公 告

令和８年６月11日　東京都中央区京橋一丁目10番７号

セントラル石油瓦斯株式会社

代表取締役社長　清水　尚之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,054	流動負債	3,508
固定資産	2,835	固定負債	416
有形固定資産	1,958	負債合計	3,925
無形固定資産	436	株主資本	5,936
投資その他の資産	441	資本金	463
		資本剰余金	137
		資本準備金	137
		利益剰余金	5,335
		利益準備金	74
		その他利益剰余金	5,261
		（うち当期純利益）	(601)
		評価・換算差額等	28
		純資産合計	5,964
資産合計	9,890	負債・純資産合計	9,890

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

東京都目黒区青葉台４丁目１番13号　戸上ビル

東京戸上電機販売株式会社

代表取締役　中村　幸司

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,498,073	流動負債	764,398
固定資産	262,281	賞与引当金	8,490
有形固定資産	2,037	固定負債	30,953
無形固定資産	543	退職給付引当金	8,989
投資その他の資産	259,699	株主資本	906,255
		資本金	15,000
		利益剰余金	895,005
		利益準備金	1,350
		その他利益剰余金	893,655
		（うち当期純利益）	(101,996)
		評価・換算差額等	58,747
資産合計	1,760,354	負債・純資産合計	1,760,354

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

東京都町田市森野一丁目13番15号
みずほビジネス・チャレンジド株式会社
代表取締役社長　菊地比左志

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	426,619	流動負債	271,594
固定資産	127,792	（賞与引当金）	(81,780)
		固定負債	40,343
		（退職給付引当金）	(26,195)
		（役員退職慰労引当金）	(14,148)
		株主資本	242,473
		資本金	10,000
		利益剰余金	232,473
		その他利益剰余金	232,473
		（うち当期純利益）	(13,876)
資産合計	554,410	負債・純資産合計	554,410

第 38 期 決 算 公 告

2026年６月12日　東京都墨田区錦糸三丁目２番１号
株式会社エルイーテック
代表取締役社長　坂田　洋一

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,736	流動負債	626
固定資産	1,999	固定負債	209
有形固定資産	59	株主資本	4,921
無形固定資産	19	資本金	300
投資その他の資産	1,920	利益剰余金	4,762
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	4,687
		（うち当期純利益）	(282)
		自己株式	△140
		評価・換算差額等	△21
		その他有価証券評価差額金	△21
資産合計	5,735	負債・純資産合計	5,735

第 6 期 決 算 公 告

2026年６月11日　横浜市鶴見区大黒町９番地17
横浜共立倉庫株式会社
代表取締役社長　岩田　雄次

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	685,502	流動負債	196,857
固定資産	1,693,932	（賞与引当金）	(36,835)
		固定負債	151,111
		（退職給付引当金）	(144,364)
		（役員退職引当金）	(3,705)
		株主資本	2,031,466
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,882,025
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	1,782,025
		利益剰余金	49,440
		その他利益剰余金	49,440
		（うち当期純利益）	(46,870)
資産合計	2,379,435	負債・純資産合計	2,379,435

第 40 期 決 算 公 告

2026年６月12日　東京都千代田区平河町一丁目２番10号
平河町第一ビル５階
第一ライフペイメント株式会社
代表取締役社長　廣田　友輝

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,559	流動負債	5,564
固定資産	362	固定負債	42
有形固定資産	9	負債合計	5,606
無形固定資産	185	株主資本	1,315
投資その他の資産	167	資本金	175
		資本剰余金	125
		（資本準備金）	(125)
		利益剰余金	1,015
		（利益準備金）	(7)
		（その他利益剰余金）	(1,007)
		（うち当期純利益）	(26)
		純資産合計	1,315
合計	6,922	合計	6,922

第 73 期 決 算 公 告

令和８年６月11日

山梨県北杜市小淵沢町6897番地
八ヶ岳乳業株式会社
代表取締役社長　市川　寛道

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,209,207	流動負債	1,361,778
固定資産	1,294,826	固定負債	541,932
		株主資本	1,598,084
		資本金	60,000
		利益剰余金	1,538,084
		利益準備金	15,000
		その他利益準備金	1,523,084
		（うち当期純利益）	(33,910)
		評価・換算差額等	2,239
		その他有価証券評価差額金	2,239
資産合計	3,504,033	負債・純資産合計	3,504,033

第 49 期 決 算 公 告

令和８年５月22日

山梨県甲府市上石田四丁目12番１号
株式会社パナホーム山梨
代表取締役社長　竹内　　純

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,898	流動負債	537
固定資産	291	固定負債	224
有形固定資産	65	株主資本	1,428
無形固定資産	0	資本金	50
投資その他の資産	226	利益剰余金	1,378
		利益準備金	13
		別途積立金	1,409
		その他利益剰余金	△44
		（うち当期純損失）	(44)
資産合計	2,189	負債・純資産合計	2,189

第 65 期 決 算 公 告

令和８年５月28日

長野県上田市常磐城３－４－１
オルガン製針株式会社
代表取締役社長　戸谷　　豊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,404	流動負債	944
固定資産	582	固定負債	220
有形固定資産	487	負債合計	1,164
無形固定資産	10	株主資本	821
投資等	84	資本金	32
		資本剰余金	8
		利益剰余金	781
		その他利益剰余金	781
		（うち当期純利益）	(154)
		純資産合計	821
資産合計	1,986	負債・純資産合計	1,986

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　長野県松本市大字和田4010番10
キッセイコムテック株式会社
代表取締役会長　神澤　鋭二

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,304,764	流動負債	5,546,986
固定資産	5,097,578	固定負債	306,317
		株主資本	7,171,153
		資本金	334,000
		資本剰余金	126,000
		資本準備金	126,000
		利益剰余金	6,874,919
		その他利益剰余金	6,874,919
		（うち当期純利益）	(1,120,402)
		自己株式	△163,765
		評価・換算差額等	377,885
		その他有価証券評価差額金	377,885
資産合計	13,402,343	負債・純資産合計	13,402,343

第 54 期 決 算 公 告

令和８年５月19日　愛知県豊川市穂ノ原三丁目１番
東寿興産株式会社
代表取締役　竹本　邦彦

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,154,644	流動負債	230,916
固定資産	300,900	賞与引当金	12,450
有形固定資産	72,274	固定負債	100,685
無形固定資産	2,010	役員退職引当金	35,858
投資その他の資産	226,616	株主資本	999,086
		資本金	90,000
		利益剰余金	1,109,086
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	1,086,586
		（うち当期純利益）	(61,367)
		自己株式	△200,000
		評価・換算差額等	124,856
資産合計	1,455,545	負債・純資産合計	1,455,545

第 39 期 決 算 公 告

2026年６月11日　名古屋市中村区平池町四丁目60番地12
株式会社フューチャーイン
代表取締役社長　渡邉　英治

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,868	流動負債	18,297
固定資産	3,263	固定負債	921
有形固定資産	553	負債合計	19,218
無形固定資産	479	株主資本	12,941
投資その他の資産	2,230	資本金	330
		資本剰余金	178
		利益剰余金	12,432
		利益準備金	82
		その他利益剰余金	12,350
		（うち当期純利益）	(2,217)
		評価・換算差額等	△27
		純資産合計	12,913
資産合計	32,132	負債・純資産合計	32,132

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
三重県桑名市大字大福２番地
桑名金属ファインテック株式会社
代表取締役社長　加藤　晋一

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,224	流動負債	1,949
固定資産	1,423	固定負債	1,586
		株主資本	3,111
		資本金	70
		資本剰余金	438
		資本準備金	38
		その他資本剰余金	400
		利益剰余金	2,602
		利益準備金	82
		その他利益剰余金	2,520
		（うち当期純利益）	(513)
資産合計	6,647	負債・純資産合計	6,647

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
愛知県一宮市東島町２丁目８番地
ＩＤＥＣファクトリーソリューションズ株式会社
代表取締役　藤木　勝敏

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,774	流動負債	887
固定資産	1,756	固定負債	152
		株主資本	2,442
		資本金	33
		利益剰余金	2,409
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	2,404
		（うち当期純利益）	(200)
		評価・換算差額等	49
		その他有価証券評価差額金	49
資産合計	3,530	負債・純資産合計	3,530

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
大阪市西区江戸堀１丁目３番15号
石原テクノ株式会社
代表取締役社長　下條　正樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,143,135	流動負債	4,311,451
固定資産	358,274	固定負債	109,146
有形固定資産	297,208	株主資本	1,080,811
無形固定資産	731	資本金	100,000
投資その他の資産	60,334	資本剰余金	414,177
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	389,177
		利益剰余金	566,633
		その他利益剰余金	566,633
		（うち当期純利益）	(100,112)
資産合計	5,501,409	負債・純資産合計	5,501,409

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
大阪市西区新町一丁目27番５号
株式会社新タニガキ
代表取締役社長　谷垣　歳宏

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	145,803	流動負債	518,871
固定資産	659,545	固定負債	25,788
		株主資本	242,088
		資本金	20,000
		利益剰余金	222,088
		利益準備金	713
		その他利益剰余金	221,375
		（うち当期純利益）	(14,254)
		評価・換算差額等	18,599
		その他有価証券評価差額金	18,599
資産合計	805,348	負債・純資産合計	805,348

第 92 期 決 算 公 告

令和８年６月11日　大阪府吹田市垂水町３丁目30番５号
リック株式会社
代表取締役　村山としき

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27,002	流動負債	17,084
固定資産	3,269	固定負債	683
		株主資本	11,799
		資本金	221
		資本剰余金	70
		資本準備金	70
		利益剰余金	11,508
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	11,453
		（うち当期純利益）	(8,233)
		評価・換算差額等	705
		その他有価証券評価差額金	705
資産合計	30,271	負債・純資産合計	30,271

第 50 期 決 算 公 告

令和８年５月22日　大阪市西区阿波座一丁目５番16号
株式会社伸和エージェンシー
代表取締役社長　大仁　公一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,082,601	流動負債	3,399,997
固定資産	1,525,520	固定負債	510,330
有形固定資産	63,495	株主資本	4,572,872
無形固定資産	87,942	資本金	62,800
投資その他の資産	1,374,082	資本剰余金	1,570
		資本準備金	1,570
		利益剰余金	4,508,501
		利益準備金	23,000
		その他利益剰余金	4,485,501
		（うち当期純利益）	(745,595)
		評価・換算差額等	124,921
		その他有価証券評価差額金	124,921
資産合計	8,608,121	負債・純資産合計	8,608,121

第５期決算公告

令和８年６月11日
大阪市北区梅田３丁目３番５号
大和ハウスブルーム株式会社
代表取締役社長　谷尾　裕之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,016	流動負債	8,075
固定資産	1,282	（うち賞与引当金）	(1,011)
		固定負債	240
		退職給付引当金	240
		負債合計	**8,315**
		株主資本	15,983
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	5,983
		その他利益剰余金	5,983
		（うち当期純損失）	(2,129)
		純資産合計	**15,983**
資産合計	**24,298**	**負債・純資産合計**	**24,298**

第24期決算公告

2026年６月12日
大阪市都島区東野田町４丁目15番82号
株式会社ＮＴＴビジネスアソシエ西日本
代表取締役社長　牧内　貴文

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,195,816	流動負債	693,186
固定資産	1,341,623	固定負債	4,294,530
		退職給付引当金	4,294,530
		負債合計	**4,987,716**
		株主資本	1,549,723
		資本金	40,000
		利益剰余金	1,509,723
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	1,499,723
		（うち当期純利益）	(112,891)
		純資産合計	**1,549,723**
資産合計	**6,537,439**	**負債・純資産合計**	**6,537,439**

第71期決算公告

令和８年６月11日
大阪市大正区鶴町１丁目10番10号
宏和金属株式会社
代表取締役　**槌**井　均

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,996,320	流動負債	2,914,652
固定資産	411,651	固定負債	26,494
		株主資本	435,150
		資本金	50,000
		資本剰余金	195,486
		資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	182,986
		利益剰余金	189,663
		その他利益剰余金	189,663
		（うち当期純利益）	(54,612)
		評価・換算差額等	31,673
		その他有価証券評価差額金	31,673
資産合計	**3,407,971**	**負債・純資産合計**	**3,407,971**

第６期決算公告

2026年６月12日
大阪市淀川区十三本町三丁目７番36号十三建物２階
株式会社いいなホールディングス
代表取締役社長　梛木　浩二

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	216,289	流動負債	81
固定資産	388,162	**負債合計**	**81**
繰延資産	325	株主資本	608,088
		資本金	1,000
		利益剰余金	607,088
		その他利益剰余金	607,088
		（うち当期純利益）	(119)
		評価・換算差額等	△ 3,393
		その他有価証券評価差額金	△ 3,393
		純資産合計	**604,695**
資産合計	**604,776**	**負債・純資産合計**	**604,776**

第37期決算公告

令和８年６月12日
佐賀県佐賀市大財北町１番１号
株式会社戸上電機ソフト
代表取締役　野中　政則

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	187,572	流動負債	73,163
固定資産	16,298	賞与引当金	14,325
有形固定資産	151	固定負債	41,883
無形固定資産	785	退職給付引当金	18,043
投資その他の資産	15,361	株主資本	88,823
		資本金	20,000
		利益剰余金	68,823
		利益準備金	400
		その他利益剰余金	68,423
		（うち当期純利益）	(11,422)
資産合計	**203,870**	**負債・純資産合計**	**203,870**

第40期決算公告

2026年６月12日
山口県下松市新川二丁目14―23
山九山口ビジネス株式会社
代表取締役　佐々野健二

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,234,063	流動負債	573,045
固定資産	177,886	（賞与引当金）	(235,094)
		固定負債	158,108
		退職給付引当金	152,908
		役員退職慰労引当金	5,200
		株主資本	680,796
		資本金	10,000
		資本剰余金	17,500
		資本準備金	17,500
		利益剰余金	653,296
		利益準備金	41,697
		その他利益剰余金	611,599
		（うち当期純損失）	(9,489)
資産合計	**1,411,949**	**負債・純資産合計**	**1,411,949**

第37期決算公告

令和８年６月12日
佐賀県佐賀市大財５丁目７番25号
株式会社戸上デンソー
代表取締役　古賀　和弘

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,611,020	流動負債	411,247
固定資産	201,290	賞与引当金	85,785
有形固定資産	84,312	固定負債	206,325
無形固定資産	19,120	退職給付引当金	206,325
投資その他の資産	97,857	株主資本	1,185,870
		資本金	99,000
		資本剰余金	4,800
		資本準備金	4,800
		利益剰余金	1,082,070
		利益準備金	23,597
		その他利益剰余金	1,058,473
		（うち当期純利益）	(114,942)
		評価・換算差額等	8,868
資産合計	**1,812,311**	**負債・純資産合計**	**1,812,311**

第49期決算公告

令和８年６月12日
佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉3144番１号
株式会社戸上コントロール
代表取締役　桃崎　貴彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,736,012	流動負債	2,148,093
固定資産	597,083	賞与引当金	116,243
有形固定資産	169,685	固定負債	236,200
無形固定資産	1,731	株主資本	941,783
投資その他の資産	425,666	資本金	98,000
		利益剰余金	843,783
		利益準備金	7,839
		その他利益剰余金	835,944
		（うち当期純利益）	(56,181)
		評価・換算差額等	7,018
資産合計	**3,333,096**	**負債・純資産合計**	**3,333,096**

第 72 期 決 算 公 告

令和８年５月21日　　鹿児島市西千石町１番21号

鹿児島トヨペット株式会社

代表取締役　川邊　安生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,502,460	流動負債	6,011,041
固定資産	13,164,609	（うち賞与引当金）	(226,753)
		固定負債	1,480,093
		（うち退職給付引当金）	(574,355)
		株主資本	11,874,899
		資本金	180,000
		利益剰余金	11,694,899
		利益準備金	45,000
		その他利益剰余金	11,649,899
		（うち当期純利益）	(657,579)
		評価・換算差額等	1,301,036
		その他有価証券評価差額金	1,301,036
資産合計	**20,667,069**	**負債・純資産合計**	**20,667,069**

第 82 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉2778番１号

株式会社戸上化成

代表取締役　古賀　正英

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,441,144	流動負債	729,302
固定資産	432,682	賞与引当金	63,281
有形固定資産	286,155	固定負債	129,755
無形固定資産	3,333	退職給付引当金	129,755
投資その他の資産	143,193	株主資本	987,174
		資本金	90,000
		利益剰余金	897,174
		利益準備金	27,086
		その他利益剰余金	870,088
		（うち当期純利益）	(128,856)
		評価・換算差額等	27,594
資産合計	**1,873,827**	**負債・純資産合計**	**1,873,827**

第 70 期 決 算 公 告

令和８年６月９日　　千葉県成田市古込164番地

コスモ企業株式会社

代表取締役社長　仲野　眞琴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,858	流動負債	1,685
固定資産	3,167	固定負債	1,561
有形固定資産	2,739	**負債合計**	**3,246**
無形固定資産	3	株主資本	1,779
投資その他の資産	424	資本金	180
		利益剰余金	1,643
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	1,598
		（うち当期純利益）	(496)
		自己株式	△43
		純資産合計	**1,779**
資産合計	**5,026**	**負債・純資産合計**	**5,026**

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　　埼玉県北本市荒井六丁目111番地

第一三共バイオテック株式会社

代表取締役　森野　達朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,172,823	流動負債	8,519,982
固定資産	29,288,914	固定負債	16,745,017
		役員退職慰労引当金	18,459
		その他	16,726,558
		株主資本	20,196,737
		資本金	50,000
		資本剰余金	3,605,786
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	3,555,786
		利益剰余金	16,540,950
		その他利益剰余金	16,540,950
		（うち当期純損失）	(82,573)
資産合計	**45,461,737**	**負債・純資産合計**	**45,461,737**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月11日　　東京都中央区日本橋三丁目６番２号

ソーダニッカビジネスサポート株式会社

代表取締役　細谷　巌

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	138,814	流動負債	56,325
固定資産	10,805	固定負債	0
有形固定資産	419	株主資本	93,293
無形固定資産	294	資本金	10,000
投資その他の資産	10,090	利益剰余金	83,293
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	80,793
		（うち当期純利益）	(748)
資産合計	**149,619**	**負債・純資産合計**	**149,619**

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　　千葉市中央区松ケ丘町176番地

株式会社下野酒店

代表取締役　下野　一哉

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	378	流動負債	212
固定資産	788	固定負債	659
繰延資産	0	株主資本	294
		資本金	49
		資本剰余金	49
		その他資本剰余金	49
		利益剰余金	196
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	193
		（うち当期純損失）	(93)
資産合計	**1,166**	**負債・純資産合計**	**1,166**

第 28 期 決 算 公 告

2026年６月12日　　東京都中央区銀座２丁目16番10号

株式会社スワン

代表取締役社長　江浦　聖治

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	947,289	流動負債	83,780
固定資産	51,095	固定負債	7,847
有形固定資産	34,716	**負債合計**	**91,627**
投資その他の資産	11,892	株主資本	906,756
		資本金	200,000
		資本剰余金	44,200
		利益剰余金	662,555
		その他利益剰余金	662,555
		（うち当期純利益）	(50,416)
		純資産合計	**906,756**
資産合計	**998,384**	**負債・純資産合計**	**998,384**

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　　東京都港区芝五丁目26番16号

株式会社ディーツーモンドシュガー・カンパニー

代表取締役　中祖　一夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3	流動負債	1
固定資産	4,580	**負債合計**	**1**
		株主資本	4,583
		資本金	59
		資本剰余金	4,551
		資本準備金	2,314
		その他資本剰余金	2,236
		利益剰余金	△26
		その他利益剰余金	△26
		（うち当期純損失）	(1)
		純資産合計	**4,583**
資産合計	**4,584**	**負債・純資産合計**	**4,584**

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都渋谷区千駄ヶ谷１丁目14番５号
株式会社NTTデータ・ウェーブ
代表取締役社長　溝渕　敬司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,448	流動負債	2,176
固定資産	2,805	固定負債	1,079
		負債合計	**3,255**
		株主資本	7,998
		資本金	100
		資本剰余金	298
		（資本準備金）	（298）
		利益剰余金	7,599
		（その他利益剰余金）	（7,599）
		（うち当期純利益）	（945）
		純資産合計	**7,998**
合計	**11,253**	**合計**	**11,253**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都中央区日本橋本町三丁目５番１号
第一三共ビジネスアソシエ株式会社
代表取締役　高倉　謙爾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,347	流動負債	1,455
固定資産	1,135	固定負債	727
		役員退職慰労引当金	34
		その他	693
		株主資本	6,299
		資本金	50
		資本剰余金	2,722
		その他資本剰余金	2,722
		利益剰余金	3,526
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	3,513
		（うち当期純利益）	（627）
資産合計	**8,482**	**負債・純資産合計**	**8,482**

第 20 期 決 算 公 告

2026年６月８日　東京都港区東新橋二丁目10番４号
株式会社キロニー
代表取締役社長　小西　典昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,219,577	流動負債	1,891,111
固定資産	290,570	（賞与引当金）	（34,200）
		固定負債	88,192
		（退職給付引当金）	（61,073）
		株主資本	417,932
		資本金	50,000
		利益剰余金	367,932
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	366,932
		（うち当期純利益）	（85,629）
		評価・換算差額等	112,912
		その他有価証券評価差額金	112,912
資産合計	**2,510,148**	**負債・純資産合計**	**2,510,148**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都江東区木場一丁目５番15号
株式会社Financial Digital Solutions
代表取締役社長　今井　寛志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,135,040	流動負債	338,372
固定資産	68,113	賞与引当金	111,584
		その他	226,788
		固定負債	7,133
		負債合計	**345,505**
		株主資本	857,648
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	557,648
		その他利益剰余金	557,648
		（うち当期純利益）	（5,889）
		純資産合計	**857,648**
資産合計	**1,203,154**	**負債・純資産合計**	**1,203,154**

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　神奈川県川崎市川崎区千鳥町13番２号
サンケミカル株式会社
代表取締役社長　前田　浩平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	871,459	流動負債	600,244
固定資産	1,588,491	未払金	245,019
有形固定資産	1,424,100	賞与引当金	57,942
無形固定資産	132,707	その他	297,283
投資その他の資産	31,684	**負債合計**	**600,244**
		株主資本	1,859,706
		資本金	400,000
		利益剰余金	1,459,706
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	1,359,706
		（当期純利益）	（558,114）
		純資産合計	**1,859,706**
資産合計	**2,459,950**	**負債・純資産合計**	**2,459,950**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都港区芝三丁目５番２号
フォスジャパン株式会社
代表取締役　渡邉　聡

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,477	流動負債	1,523
固定資産	104	賞与引当金	26
		有給休暇引当金	15
		固定負債	48
		退職給付引当金	48
		株主資本	1,010
		資本金	100
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	860
		その他利益剰余金	860
		（うち当期純利益）	（147）
資産合計	**2,581**	**負債・純資産合計**	**2,581**

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都台東区台東四丁目33番１号
クロスポイント御徒町４階
株式会社バンダイナムコヌイ
代表取締役社長　春山　行夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,938,317	流動負債	504,151
固定資産	193,271	賞与引当金	68,442
		役員賞与引当金	12,340
		その他	423,369
		固定負債	0
		株主資本	1,627,436
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,617,436
		利益準備金	2,700
		その他利益剰余金	1,614,736
		（うち当期純利益）	（562,415）
資産合計	**2,131,588**	**負債・純資産合計**	**2,131,588**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　香川県高松市香南町横井460番地１
第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社
代表取締役　八重樫宏志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,919	流動負債	2,327
固定資産	1,400	固定負債	358
		退職給付引当金	213
		役員退職慰労引当金	7
		その他	137
		株主資本	9,634
		資本金	100
		資本剰余金	2,110
		資本準備金	6
		その他資本剰余金	2,103
		利益剰余金	7,423
		その他利益剰余金	7,423
		（うち当期純利益）	（471）
資産合計	**12,320**	**負債・純資産合計**	**12,320**

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都荒川区西日暮里２丁目22番３号

株式会社ＲＥＣ

代表取締役　有明　芳男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,306,079	流動負債	1,244,942
固定資産	1,457,869	賞与引当金	71,000
		固定負債	172,031
		退職給付引当金	102,300
		株主資本	3,346,975
		資本金	95,000
		資本剰余金	45,000
		資本準備金	45,000
		利益剰余金	3,206,975
		利益準備金	23,750
		その他利益剰余金	3,183,225
		（うち当期純利益）	（169,131）
		自己株式	0
資産合計	4,763,948	負債・純資産合計	4,763,948

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都港区新橋二丁目６番２号

株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム

代表取締役社長　有馬　勲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,614,394	流動負債	308,265
固定資産	439,133	負債合計	308,265
有形固定資産	20,183	株主資本	2,745,262
無形固定資産	294,349	資本金	220,500
投資その他の資産	124,600	資本剰余金	202,500
		資本準備金	202,500
		利益剰余金	2,322,262
		その他利益剰余金	2,322,262
		（うち当期純利益）	（433,246）
		純資産合計	2,745,262
資産合計	3,053,527	負債・純資産合計	3,053,527

第 62 期 決 算 公 告

2026年６月11日

大阪府豊中市若竹町二丁目１番３号

株式会社阪急ドライビングスクール服部緑地

代表取締役社長　小野　浩幸

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	813,633	流動負債	267,072
固定資産	230,612	（うち賞与引当金）	（15,304）
		固定負債	78,046
		退職給付引当金	78,046
		株主資本	699,127
		資本金	15,000
		利益剰余金	684,127
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	680,377
		（うち当期純利益）	（106,946）
資産合計	1,044,245	負債・純資産合計	1,044,245

第 93 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都渋谷区道玄坂一丁目10番７号

渋谷地下街株式会社

代表取締役社長　石川　哲也

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,796	流動負債	191
固定資産	3,508	固定負債	1,489
		退職給付引当金	16
		株主資本	4,624
		資本金	100
		資本剰余金	4,038
		その他資本剰余金	4,038
		利益剰余金	486
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	478
		（うち当期純利益）	（131）
合計	6,304	合計	6,304

第 92 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　大阪市西淀川区歌島三丁目３番６号

シモダＬ＆Ｃ株式会社

代表取締役　下田　寛二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,685	流動負債	13,273
固定資産	20,878	固定負債	768
繰延資産	7	株主資本	52,529
		資本金	470
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	52,096
		利益準備金	140
		その他利益剰余金	51,956
		（うち当期純利益）	（2,927）
		自己株式	△42
資産合計	66,570	負債・純資産合計	66,570

第 104 期 決 算 公 告

令和８年６月11日　大阪市北区東天満２丁目６番５号

宝産業株式会社

代表取締役　神野　文夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,662	流動負債	1,791
固定資産	182	賞与引当金	53
		役員賞与引当金	10
		固定負債	90
		退職給付引当金	76
		役員退職慰労引当金	14
		株主資本	907
		資本金	40
		利益剰余金	867
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	857
		（うち当期純利益）	（178）
		評価・換算差額等	56
資産合計	2,844	負債・純資産合計	2,844

第 107 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　神戸市中央区磯辺通３丁目１番19号

日本測器株式会社

代表取締役社長　明石　仁成

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,013,487	流動負債	7,364,077
固定資産	2,617,503	固定負債	424,861
有形固定資産	499,880	株主資本	4,013,292
無形固定資産	8,138	資本金	230,000
投資その他の資産	2,109,484	資本剰余金	52,149
		資本準備金	52,149
		利益剰余金	3,731,143
		利益準備金	30,760
		その他利益剰余金	3,700,383
		（うち当期純利益）	（491,925）
		評価・換算差額等	828,759
		その他有価証券評価差額金	828,759
資産合計	12,630,990	負債・純資産合計	12,630,990

第 95 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　大阪市淀川区田川三丁目７番６号

株式会社中田製作所

代表取締役社長　中田　充

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,009,400	流動負債	2,479,943
固定資産	1,011,520	固定負債	1,276,537
		株主資本	1,264,440
		資本金	50,000
		資本剰余金	15,361
		資本準備金	15,361
		利益剰余金	1,201,218
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	1,141,218
		（うち当期純利益）	（484,870）
		自己株式	△2,140
資産合計	5,020,921	負債・純資産合計	5,020,921

第55期決算公告

令和８年６月12日
富山市大泉東町一丁目３番７号
中田図書販売株式会社
代表取締役　千石　健一

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,601,751
	固定資産	365,890
	繰延資産	17,230
	合計	1,984,872
負債及び純資産の部	流動負債	1,313,986
	固定負債	331,986
	株主資本	338,899
	資本金	50,000
	利益剰余金	288,899
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	276,399
	(うち当期純損失)	(19,340)
	合計	1,984,872

第35期決算公告

令和８年６月12日
東京都新宿区西新宿三丁目19番２号
東京オペラシティ熱供給株式会社
代表取締役　出口　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,045	流動負債	268
固定資産	1,681	固定負債	20
		退職給付引当金	9
		役員退職慰労引当金	11
		負債合計	289
		株主資本	4,437
		資本金	980
		利益剰余金	3,457
		利益準備金	159
		その他利益剰余金	3,297
		純資産合計	4,437
資産合計	4,727	負債・純資産合計	4,727

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,662
営業費用	1,287
営業利益	375
営業外損益	7
経常利益	383
特別損益	—
税引前当期純利益	383
法人税、住民税及び事業税	120
法人税等調整額	△2
当期純利益	265

第14期決算公告　令和８年５月20日

長崎市大黒町９番22号
エビスマリン株式会社
代表取締役　中野　浩康

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	297,415
	固定資産	168,496
	資産合計	465,911
負債及び純資産の部	流動負債	164,849
	固定負債	272,172
	株主資本	28,890
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△91,110
	その他利益剰余金	△91,110
	(うち当期純利益)	(1,083)
	負債・純資産合計	465,911

第85期決算公告

令和８年６月12日　岩手県盛岡市東安庭二丁目１番30号
株式会社ベルジョイス
代表取締役社長　澤田　司

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,146	流動負債	10,245
固定資産	18,712	(うち賞与引当金)	(400)
		固定負債	3,101
		株主資本	14,394
		資本金	1,052
		資本剰余金	1,417
		資本準備金	968
		利益剰余金	11,925
		利益準備金	168
		その他利益剰余金	11,757
		評価・換算差額等	116
		その他有価証券評価差額金	116
資産合計	27,858	負債・純資産合計	27,858

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	85,945
売上原価	64,606
売上総利益	21,338
販売費及び一般管理費	20,004
営業利益	1,334
営業外収益	240
営業外費用	81
経常利益	1,493
特別利益	86
特別損失	252
税引前当期純利益	1,327
法人税、住民税及び事業税	434
法人税等調整額	△114
当期純利益	1,008

第76期決算公告　令和８年５月21日

長崎県長崎市浪の平町４番２号
長崎造船株式会社
代表取締役社長　古口　裕紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,299,542
	固定資産	1,543,136
	合計	5,842,678
負債及び純資産の部	流動負債	1,139,754
	固定負債	3,167,205
	株主資本	1,535,719
	資本金	175,000
	利益剰余金	1,360,719
	利益準備金	43,750
	その他利益剰余金	1,316,969
	(うち当期純利益)	(219,580)
	合計	5,842,678

第９期決算公告

令和８年６月12日
東京都千代田区九段北一丁目13番12号
ＫＤＤＩデジタルデザイン株式会社
代表取締役社長　酒井　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	15,109	流動負債	7,268
固定資産	254	賞与引当金	419
		その他	6,849
		固定負債	211
		負債合計	7,478
		株主資本	7,884
		資本金	3,500
		資本剰余金	3,500
		資本準備金	3,500
		利益剰余金	884
		その他利益剰余金	884
		純資産合計	7,884
資産合計	15,362	負債・純資産合計	15,362

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,511
売上原価	26,747
売上総利益	2,763
販売費及び一般管理費	2,262
営業利益	502
営業外収益	51
営業外費用	0
経常利益	553
税引前当期純利益	553
法人税、住民税及び事業税	153
法人税等調整額	33
当期純利益	367

令和７年度決算公告　令和８年５月29日

札幌市中央区北２条西３丁目１－21
札幌北２条ビル５Ｆ
一般社団法人北海道農業土木測量設計協会
代表理事　橋本　智史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,202
	固定資産	55,509
	合計	79,711
負債及び正味財産の部	固定負債	17,951
	負債合計	17,951
	一般正味財産	61,760
	正味財産合計	61,760
	合計	79,711

第26期決算公告

2026年６月12日
神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番３号
スチールプランテック株式会社
代表取締役社長　若原　啓司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	31,955	流動負債	14,144
固定資産	1,695	固定負債	1,154
		株主資本	18,269
		資本金	1,995
		資本剰余金	1,995
		資本準備金	1,995
		利益剰余金	17,778
		その他利益剰余金	17,778
		自己株式	△3,498
		評価・換算差額等	82
		繰延ヘッジ損益	82
資産合計	33,650	負債・純資産合計	33,650

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
完成工事高	25,701
完成工事原価	20,256
完成工事総利益	5,444
販売費及び一般管理費	3,918
営業利益	1,526
営業外損益	39
経常利益	1,566
税引前当期純利益	1,566
法人税、住民税及び事業税	437
法人税等調整額	1
当期純利益	1,127

第 63 期 決 算 公 告

2026年６月12日

石川県金沢市無量寺町ハ１番地
明祥株式会社
代表取締役　川尻　洋光

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	57,491	流動負債	40,717
固定資産	25,661	固定負債	5,946
		株主資本	23,571
		資本金	395
		資本剰余金	178
		資本準備金	178
		利益剰余金	22,998
		利益準備金	84
		その他利益剰余金	22,913
		評価・換算差額等	12,917
		その他有価証券評価差額金	12,917
資産合計	83,153	負債・純資産合計	83,153

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	125,406
売上原価	118,478
売上総利益	6,928
販売費及び一般管理費	5,166
営業利益	1,761
営業外収益	393
営業外費用	1
経常利益	2,153
特別利益	4,489
特別損失	67
税引前当期純利益	6,575
法人税、住民税及び事業税	1,919
法人税等調整額	74
当期純利益	4,581

決算公告

令和８年６月12日
東京都千代田区神田錦町一丁目４番地11
Axess Japan株式会社
代表取締役　マティアス・オイットナー

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	106,490,996
	固定資産	22,549,767
	合計	129,040,763
負債及び純資産の部	流動負債	225,440,374
	賞与引当金	5,286,673
	有給休暇引当金	4,426,358
	固定負債	25,930,570
	株主資本	△122,330,181
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△152,330,181
	その他利益剰余金	△152,330,181
	（うち当期純利益）	（1,943,155）
	合計	129,040,763

第 5 期 決 算 公 告

2026年６月12日　大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
株式会社ＮＴＴマーケティングアクトＰｒｏＣＸ
代表取締役社長　長徳慎二郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,218	流動負債	11,121
固定資産	10,467	受注損失引当金	315
有形固定資産	2,665	その他	10,806
無形固定資産	1,137	固定負債	24,847
投資その他の資産	6,665	退職給付引当金	24,568
		その他	279
		株主資本	2,717
		資本金	100
		資本剰余金	3,904
		資本準備金	2,002
		その他資本剰余金	1,902
		利益剰余金	△ 1,287
		その他利益剰余金	△ 1,287
資産合計	38,685	負債・純資産合計	38,685

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	40,993
売上原価	34,795
売上総利益	6,198
販売費及び一般管理費	8,231
営業損失	2,034
営業外収益	51
営業外費用	119
経常損失	2,102
税引前当期純損失	2,102
法人税、住民税及び事業税	713
法人税等調整額	△ 1,346
当期純損失	1,469

第２期決算公告

令和８年６月12日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー30階
Saab Technologies Japan株式会社
代表取締役　宇梶　慧

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,753
	固定資産	205,299
	資産合計	282,052
負債及び純資産の部	流動負債	100,421
	固定負債	115,000
	株主資本	66,631
	資本金	32,500
	資本剰余金	27,500
	資本準備金	27,500
	利益剰余金	6,631
	その他利益剰余金	6,631
	（うち当期純利益）	（5,842）
	負債・純資産合計	282,052

第 27 期 決 算 公 告

2026年６月12日
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
株式会社ＮＴＴフィールドテクノ
代表取締役社長　桂　一詞

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	79,178	流動負債	23,679
固定資産	34,800	固定負債	78,669
有形固定資産	9,316	退職給付引当金	75,913
無形固定資産	2,065	その他	2,756
投資その他の資産	23,419	株主資本	11,630
		資本金	100
		資本剰余金	4,673
		その他資本剰余金	4,673
		利益剰余金	6,857
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	6,832
資産合計	113,979	負債・純資産合計	113,979

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	188,780
売上原価	166,393
売上総利益	22,387
販売費及び一般管理費	20,284
営業利益	2,103
営業外収益	335
営業外費用	280
経常利益	2,158
税引前当期純利益	2,158
法人税、住民税及び事業税	982
法人税等調整額	86
当期純利益	1,091

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
東京都港区麻布十番一丁目８番11号
株式会社カレイディスト
代表取締役　塚原　月子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,494
	固定資産	4,643
	資産合計	39,137
負債及び純資産の部	流動負債	6,759
	固定負債	25,768
	株主資本	6,609
	資本金	500
	利益剰余金	6,109
	その他利益剰余金	6,109
	（うち当期純損失）	（5,332）
	負債・純資産合計	39,137

第 25 期 決 算 公 告

2026年６月12日
大阪市福島区海老江１丁目１番24号
西大阪高速鉄道株式会社
代表取締役社長　原田　大

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	105,519	流動負債	1,923,049
固定資産	26,804,032	（うち賞与引当金）	（1,246）
鉄道事業固定資産	26,634,423	固定負債	9,783,534
その他事業固定資産	634	負債合計	11,706,584
各事業関連固定資産	15	株主資本	15,202,967
投資その他の資産	168,958	資本金	17,799,700
		利益剰余金	△2,596,732
		その他利益剰余金	△2,596,732
		純資産合計	15,202,967
資産合計	26,909,552	負債・純資産合計	26,909,552

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,502,499
営業費	1,057,389
営業利益	445,109
営業外収益	6,685
営業外費用	141,835
経常利益	309,959
税引前当期純利益	309,959
法人税、住民税及び事業税	49,987
法人税等調整額	42,273
当期純利益	217,697

第 56 期決算公告

令和８年６月１日
山形県長井市草岡字境田2558～２番地
山形日信電子株式会社
代表取締役社長　新井　衛

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	717,491
	固定資産	306,285
	合計	1,023,776
負債及び純資産の部	流動負債	222,846
	固定負債	149,327
	株主資本	651,603
	資本金	45,000
	資本剰余金	83,500
	利益剰余金	523,103
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	511,853
	（うち当期純利益）	（89,822）
	合計	1,023,776

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
虎ノ門アルセアタワー22階

丸紅リートアドバイザーズ株式会社

代表取締役　社長執行役員　馬躰　純一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）

（単位：千円、千円未満の端数は切り捨て）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,231,637
	固定資産	1,343,863
	有形固定資産	216,268
	無形固定資産	9,845
	投資その他の資産	1,117,749
	資産合計	**4,575,501**
負債及び純資産の部	流動負債	910,708
	固定負債	56,767
	負債合計	**967,476**
	株主資本	3,314,523
	資本金	425,000
	利益剰余金	2,889,523
	利益準備金	106,250
	その他利益剰余金	2,783,273
	（うち当期純利益）	(2,402,810)
	評価・換算差額等	293,501
	その他有価証券評価差額金	293,501
	純資産合計	**3,608,025**
	負債・純資産合計	**4,575,501**

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

福岡県宮若市上有木１番地
トヨタ自動車九州株式会社
取締役社長　長木　哲朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	211,208	流動負債	262,477
固定資産	176,984	固定負債	25,355
有形固定資産	151,306	（退職給付引当金）	(13,445)
投資その他の資産	25,678	株主資本	100,326
		資本金	7,750
		資本剰余金	7,750
		資本準備金	7,750
		利益剰余金	84,826
		利益準備金	1,937
		その他利益剰余金	82,888
		評価・換算差額等	33
		その他有価証券評価差額金	33
資産合計	**388,193**	**負債・純資産合計**	**388,193**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,396,967
売上原価	1,365,072
売上総利益	31,895
販売費及び一般管理費	13,501
営業利益	18,393
営業外収益	867
営業外費用	1,140
経常利益	18,120
税引前当期純利益	18,120
法人税、住民税及び事業税	4,836
法人税等調整額	△329
当期純利益	13,613

第 56 期 決 算 公 告

2026年６月11日

福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目８番10号
パシフィックグレーンセンター株式会社
代表取締役社長　宮田　和幸

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,200	流動負債	1,493
固定資産	7,782	固定負債	2,942
有形固定資産	5,364	**負債合計**	**4,436**
無形固定資産	144	株主資本	10,960
投資その他の資産	2,273	資本金	629
		利益剰余金	10,331
		利益準備金	157
		その他利益剰余金	10,174
		評価・換算差額等	585
		その他有価証券評価差額金	585
		純資産合計	**11,546**
資産合計	**15,982**	**負債・純資産合計**	**15,982**

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,894
売上原価	4,115
売上総利益	1,779
販売費及び一般管理費	382
営業利益	1,397
営業外収益	165
営業外費用	0
経常利益	1,562
特別利益	10
特別損失	55
税引前当期純利益	1,517
法人税、住民税及び事業税	487
法人税等調整額	△57
当期純利益	1,087

第 68 期 決 算 公 告

2026年６月12日

茨城県水戸市笠原町1414番地

いばらく乳業株式会社

代表取締役社長　和泉　　洋

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,703
	固定資産	1,225
	資産合計	**4,928**
負債及び純資産の部	流動負債	1,696
	（うち賞与引当金）	(68)
	固定負債	496
	（うち退職給付引当金）	(384)
	負債合計	**2,193**
	株主資本	2,725
	資本金	117
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	2,558
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	2,541
	（うち当期純利益）	(170)
	評価・換算差額等	9
	その他有価証券評価差額金	9
	純資産合計	**2,735**
	負債・純資産合計	**4,928**

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

福岡市中央区天神一丁目13番２号
大名プロジェクト特定目的会社
取締役　藤本　周二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	**2,284,299**	流動負債	2,749,877
固定資産	2,284,299	固定負債	277,856
有形固定資産	1,834,862	**負債合計**	**3,027,733**
無形固定資産	47,991	社員資本	32,218,838
投資その他の資産	401,446	特定資本金	2,000
その他の資産の部	**32,962,272**	優先資本金	19,829,000
流動資産	32,962,272	剰余金	12,387,838
		当期未処分利益	12,387,838
		純資産合計	**32,218,838**
資産合計	**35,246,571**	**負債・純資産合計**	**35,246,571**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,671,528
営業費用	2,409,100
営業損失	737,573
営業外収益	39,372
営業外費用	28,336
経常損失	726,536
特別利益	15,772,012
特別損失	1,502
税引前当期純利益	15,043,973
法人税、住民税及び事業税	22,587
法人税等調整額	△324,911
当期純利益	15,346,297
前期繰越損失	2,958,459
当期未処分利益	12,387,838

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

福岡市中央区地行浜二丁目２番２号
福岡ソフトバンクホークス株式会社
代表取締役社長　後藤　芳光

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,975	流動負債	17,555
固定資産	97,787	（賞与引当金）	(535)
		固定負債	54,412
		負債合計	**71,967**
		株主資本	31,795
		資本金	100
		資本剰余金	32,714
		その他資本剰余金	32,714
		利益剰余金	△1,018
		その他利益剰余金	△1,018
		純資産合計	**31,795**
資産合計	**103,763**	**負債・純資産合計**	**103,763**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	50,938
売上原価	25,791
売上総利益	25,146
販売費及び一般管理費	17,168
営業利益	7,978
営業外収益	27
営業外費用	1,864
経常利益	6,142
税引前当期純利益	6,142
法人税、住民税及び事業税	510
法人税等調整額	△89
当期純利益	5,720

第６期決算公告

令和８年６月12日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目３番地
テクノガーデンＣＢ棟３階
ＬＵＭＡＳ株式会社
代表取締役　今井　　正

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,079
	固定資産	4,861
	資産合計	**136,940**
負債及び純資産の部	流動負債	89,931
	負債合計	**89,931**
	株主資本	47,009
	資本金	43,190
	利益剰余金	3,819
	その他利益剰余金	3,819
	（うち当期純利益）	(9,994)
	純資産合計	**47,009**
	負債・純資産合計	**136,940**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百十八万円減少し一万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地
テクノガーデンＣＢ棟三階
ＬＵＭＡＳ株式会社
代表取締役　今井　正

第38期決算公告

令和８年６月12日

大阪市北区浪花町13番38号
株式会社タカギ
代表取締役　松本　理香

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	82,962
	固定資産	101,187
	合計	**184,150**
負債及び純資産の部	流動負債	10,590
	固定負債	120,063
	株主資本	53,495
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	38,495
	その他利益剰余金	38,495
	（うち当期純損失）	(13,016)
	合計	**184,150**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日

大阪市北区浪花町一三番三八号
株式会社タカギ
代表取締役　松本　理香

第10期決算公告

令和８年６月12日

福岡市中央区西中洲６番27号
ｉＢａｎｋマーケティング株式会社
代表取締役　福田　公威

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,085,181
	固定資産	2,439,158
	資産合計	**5,524,339**
負債及び純資産の部	流動負債	3,448,799
	株主資本	2,075,540
	資本金	55,000
	資本剰余金	2,560,950
	資本準備金	2,560,950
	利益剰余金	△540,409
	その他利益剰余金	△540,409
	（うち当期純利益）	(86,413)
	負債・純資産合計	**5,524,339**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日

福岡市中央区西中洲六番二七号
ｉＢａｎｋマーケティング株式会社
代表取締役　福田　公威

第27期決算公告

2026年６月12日

東京都港区芝浦３丁目１番１号
株式会社ゼンリンデータコム
代表取締役　清水　辰彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,895	流動負債	3,300
固定資産	4,450	固定負債	158
有形固定資産	304	**負債合計**	**3,458**
無形固定資産	2,555	株主資本	8,872
投資その他の資産	1,590	資本金	2,283
		資本剰余金	1,821
		資本準備金	1,821
		利益剰余金	4,768
		その他利益剰余金	4,768
		評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	15
		純資産合計	**8,886**
資産合計	**12,344**	**負債・純資産合計**	**12,344**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,311
売上原価	13,375
売上総利益	3,937
販売費及び一般管理費	3,069
営業利益	867
営業外収益	33
営業外費用	21
経常利益	879
特別利益	10
特別損失	49
税引前当期純利益	840
法人税、住民税及び事業税	247
法人税等調整額	10
当期純利益	584

第20期決算公告

令和８年６月12日

埼玉県入間郡三芳町上富504番地２
株式会社関東ダイエットクック
代表取締役社長　関根　克之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,645
	固定資産	3,588
	合計	**5,233**
負債及び純資産の部	流動負債	1,499
	賞与引当金	32
	その他	1,467
	固定負債	2,497
	その他	2,497
	負債の部合計	**3,996**
	株主資本	1,238
	資本金	50
	資本剰余金	350
	資本準備金	350
	利益剰余金	838
	その他利益剰余金	838
	（うち当期純利益）	(330)
	純資産の部合計	**1,238**
	合計	**5,233**

第38期決算公告

令和８年６月12日

千葉市美浜区新港184番地
日産部品千葉販売株式会社
代表取締役　田島　　司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	7,812
	固定資産	3,790
	資産合計	**11,602**
負債及び純資産の部	流動負債	3,322
	賞与引当金	92
	役員賞与引当金	6
	その他	3,223
	固定負債	423
	退職給付引当金	272
	役員退職慰労引当金	3
	その他	146
	株主資本	7,856
	資本金	300
	利益剰余金	7,556
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	7,481
	（うち当期純利益）	(396)
	負債・純資産合計	**11,602**

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

千葉県千葉市中央区村田町888番地４号

千葉ニチレキ株式会社

代表取締役　安井由喜夫

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	490
	固定資産	67
	資産合計	**557**
負債及び純資産の部	流動負債	191
	賞与引当金	5
	役員賞与引当金	0
	完成工事補償引当金	1
	その他	185
	固定負債	26
	退職給付引当金	26
	負債合計	**217**
	株主資本	340
	資本金	20
	利益剰余金	331
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	326
	（うち当期純利益）	(26)
	自己株式	△11
	純資産合計	**340**
	負債・純資産合計	**557**

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

長野県長野市大字北長池1932番地

長野ニチレキ株式会社

代表取締役　山森　香

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	498
	固定資産	97
	資産合計	**595**
負債及び純資産の部	流動負債	148
	賞与引当金	6
	役員賞与引当金	1
	完成工事補償引当金	1
	その他	140
	固定負債	3
	その他	3
	負債合計	**151**
	株主資本	444
	資本金	30
	利益剰余金	430
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	423
	（うち当期純利益）	(43)
	自己株式	△16
	純資産合計	**444**
	負債・純資産合計	**595**

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

東京都千代田区九段北四丁目３番29号

日瀝道路株式会社

代表取締役　池田　直史

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,578
	固定資産	486
	資産合計	**4,064**
負債及び純資産の部	流動負債	1,448
	賞与引当金	60
	役員賞与引当金	3
	完成工事補償引当金	8
	その他	1,377
	固定負債	8
	その他	8
	負債合計	**1,456**
	株主資本	2,600
	資本金	80
	資本剰余金	27
	資本準備金	27
	利益剰余金	2,495
	利益準備金	36
	その他利益剰余金	2,458
	（うち当期純利益）	(502)
	自己株式	△2
	評価・換算差額等	8
	その他有価証券評価差額金	8
	純資産合計	**2,608**
	負債・純資産合計	**4,064**

第 70 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

長野県松本市村井町南三丁目15番37号

株式会社ナガノトマト

代表取締役社長　井垣　孝夫

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,525
	固定資産	2,897
	繰延資産	98
	資産合計	**6,521**
負債及び純資産の部	流動負債	1,548
	（うち賞与引当金）	(115)
	固定負債	304
	（うち退職給付引当金）	(210)
	（うち役員退職慰労引当金）	(57)
	負債合計	**1,853**
	株主資本	4,593
	資本金	100
	資本剰余金	962
	資本準備金	351
	その他資本剰余金	611
	利益剰余金	3,531
	利益準備金	128
	その他利益剰余金	3,403
	（うち当期純利益）	(355)
	評価・換算差額等	74
	純資産合計	**4,668**
	負債・純資産合計	**6,521**

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

東京都港区虎ノ門一丁目23番１号

虎ノ門ヒルズ森タワー８階

オートデスク株式会社

代表取締役　中西　智行

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,189,086
	固定資産	1,293,119
	資産合計	**18,482,206**
負債及び純資産の部	流動負債	16,584,702
	（変動手当引当金）	(1,321,340)
	（有給休暇引当金）	(479,992)
	固定負債	972,949
	（給与手当引当金）	(91,115)
	負債合計	**17,557,651**
	株主資本	924,554
	資本金	100,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	814,554
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	789,554
	（うち当期純利益）	(789,554)
	純資産合計	**924,554**
	負債・純資産合計	**18,482,206**

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

東京都港区芝浦四丁目13番23号

株式会社

徳間ジャパンコミュニケーションズ

代表取締役社長　北島　浩明

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,053,744
	固定資産	347,823
	資産合計	**3,401,567**
負債及び純資産の部	流動負債	787,156
	固定負債	264,492
	退職給付引当金	139,073
	役員退職慰労引当金	79,298
	その他	46,120
	負債合計	**1,051,648**
	株主資本	2,349,918
	資本金	270,000
	資本剰余金	136,712
	資本準備金	36,712
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,943,206
	利益準備金	7,236
	その他利益剰余金	1,935,970
	（うち当期純利益）	(69,703)
	純資産合計	**2,349,918**
	負債・純資産合計	**3,401,567**

第 68 期 決 算 公 告

令和８年６月11日

埼玉県狭山市広瀬台二丁目２番１号

コニカミノルタテクノプロダクト株式会社

代表取締役社長　西藤　信司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,806
	固定資産	1,636
	資産合計	**7,442**
負債及び純資産の部	流動負債	3,151
	賞与引当金	183
	その他	2,968
	固定負債	513
	退職給付引当金	513
	役員退職慰労金	0
	負債合計	**3,665**
	株主資本	3,777
	資本金	350
	資本剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	3,397
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	3,061
	（当期純利益）	(254)
	純資産合計	**3,777**
	負債・純資産合計	**7,442**

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月11日

福岡県北九州市門司区大里本町１－２－１

日 糖 産 業 株 式 会 社

代表取締役社長　廣瀬　良治

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	546,783
	固定資産	34,790
	資産合計	**581,573**
負債及び純資産の部	流動負債	193,199
	賞与引当金	16,713
	その他	176,486
	固定負債	111,395
	退職給付引当金	108,267
	リース債務	3,128
	負債合計	**304,594**
	株主資本	276,979
	資本金	30,000
	利益剰余金	246,979
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	239,479
	（うち当期純損失）	(2,891)
	純資産合計	**276,979**
	負債・純資産合計	**581,573**

第 70 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

愛知県豊田市衣ヶ原三丁目31番地

菱栄工機株式会社

代表取締役社長　櫻庭　正樹

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,941,326
	固定資産	1,197,193
	資産合計	**3,138,519**
負債及び純資産の部	流動負債	354,219
	固定負債	193,713
	負債合計	**547,933**
	株主資本	2,543,632
	資本金	77,000
	資本剰余金	70,648
	資本準備金	28,000
	その他資本剰余金	42,648
	利益剰余金	2,395,983
	利益準備金	15,820
	その他利益剰余金	2,380,163
	（うち当期純利益）	(299,383)
	評価・換算差額等	46,954
	その他有価証券評価差額金	46,954
	純資産合計	**2,590,586**
	負債・純資産合計	**3,138,519**

第 86 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

東京都港区芝浦四丁目13番23号

株式会社クラウンミュージック

代表取締役社長　片岡　恵介

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	943,732
	固定資産	49,567
	資産合計	**993,299**
負債及び純資産の部	流動負債	119,946
	固定負債	4,286
	退職給付引当金	4,253
	負債合計	**124,233**
	株主資本	869,066
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	854,066
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	851,566
	（うち当期純利益）	(49,948)
	純資産合計	**869,066**
	負債・純資産合計	**993,299**

第 87 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

東京都新宿区内藤町１番地

株式会社カンドー

代表取締役社長　松田　　哲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	23,205
	固定資産	9,765
	有形固定資産	6,935
	無形固定資産	50
	投資その他の資産	2,779
	資産合計	**32,970**
負債及び純資産の部	流動負債	10,479
	賞与引当金	1,169
	役員賞与引当金	11
	その他	9,298
	固定負債	2,773
	退職給付引当金	2,478
	役員退職慰労引当金	34
	その他	260
	負債合計	**13,253**
	株主資本	19,073
	資本金	448
	資本剰余金	186
	資本準備金	186
	利益剰余金	18,439
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	18,326
	（うち当期純利益）	(1,954)
	評価・換算差額等	643
	その他有価証券評価差額金	643
	純資産合計	**19,716**
	負債・純資産合計	**32,970**

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月11日

東京都港区新橋二丁目12番17号

株式会社ジェイ・ブロード

代表取締役　木村　元彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,545,952
	固定資産	85,176
	資産合計	**1,631,129**
負債及び純資産の部	流動負債	87,042
	役員賞与引当金	7,369
	賞与引当金	15,000
	株式報酬引当金	2,320
	株式給付引当金	2,320
	その他	60,032
	固定負債	77,246
	退職給付引当金	70,754
	その他	6,491
	負債合計	**164,288**
	株主資本	1,466,840
	資本金	300,000
	資本剰余金	806
	資本準備金	806
	利益剰余金	1,167,921
	利益準備金	80,000
	その他利益剰余金	1,087,921
	（うち当期純利益）	(23,935)
	自己株式	△1,888
	純資産合計	**1,466,840**
	負債・純資産合計	**1,631,129**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

新潟県長岡市城岡３丁目２番20号

エヌエスアドバンテック株式会社

代表取締役　速水　敬喜

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,958
	固定資産	6,450
	資産合計	**13,408**
負債及び純資産の部	流動負債	3,537
	賞与引当金	248
	役員賞与引当金	14
	固定負債	81
	役員退職慰労引当金	63
	負債合計	**3,619**
	株主資本	9,789
	資本金	162
	資本剰余金	253
	資本準備金	93
	その他資本剰余金	161
	利益剰余金	9,374
	利益準備金	74
	その他利益剰余金	9,301
	（うち当期純利益）	（138）
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産合計	**9,790**
	負債・純資産合計	**13,408**

第 17 期 決 算 公 告

2026年６月11日

横浜市西区高島２丁目７番１号

株式会社グリップ

取締役社長　濱田　真行

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,476
	現金・預金	63
	未収入金	4
	棚卸資産	3,306
	その他	2,102
	固定資産	712
	有形固定資産	153
	投資その他の資産	559
	資産合計	**6,189**
負債及び純資産の部	流動負債	1,247
	賞与引当金	7
	役員賞与引当金	9
	その他	1,230
	固定負債	3,059
	退職給付引当金	52
	役員退職慰労引当金	216
	その他	2,789
	負債計	**4,306**
	株主資本	1,861
	資本金	50
	利益剰余金	1,811
	その他利益剰余金	1,811
	（うち当期純利益）	（81）
	評価・換算差額等	20
	その他有価証券評価差額金	20
	純資産計	**1,882**
	負債・純資産合計	**6,189**

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月11日

東京都江東区豊洲６丁目３番１号

東京シティ青果株式会社

代表取締役　森　竜哉

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,420,255
	固定資産	754,330
	資産合計	**6,174,585**
負債及び純資産の部	流動負債	1,935,847
	固定負債	142,471
	負債合計	**2,078,318**
	株主資本	4,096,212
	資本金	400,000
	資本剰余金	850,000
	資本準備金	850,000
	利益剰余金	2,846,212
	その他利益剰余金	2,846,212
	評価・換算差額等	55
	その他有価証券評価差額金	55
	純資産合計	**4,096,267**
	負債・純資産合計	**6,174,585**

（注）当期純利益　297,226千円

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月29日

愛知県名古屋市港区明正一丁目181番地

キャリーネット株式会社

代表取締役　社長執行役員　山本　大介

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,537
	固定資産	1,058
	合計	**2,595**
負債及び純資産の部	流動負債	1,142
	賞与引当金	63
	役員賞与引当金	5
	固定負債	50
	株主資本	1,292
	資本金	42
	資本剰余金	64
	資本準備金	64
	利益剰余金	1,186
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	1,176
	（うち当期純利益）	（232）
	評価・換算差額等	110
	その他有価証券評価差額金	110
	合計	**2,595**

第 27 期 決 算 公 告

2026年６月11日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号

ニンテンドーキューブ株式会社

代表取締役社長　西谷衆一郎

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,147,634
	固定資産	649,757
	資産合計	**8,797,391**
負債及び純資産の部	流動負債	823,296
	賞与引当金	37,306
	その他	785,990
	固定負債	229,919
	退職給付引当金	212,403
	その他	17,516
	株主資本	7,744,175
	資本金	483,750
	資本剰余金	325,500
	資本準備金	254,625
	その他資本剰余金	70,875
	利益剰余金	7,097,328
	その他利益剰余金	7,097,328
	（うち当期純利益）	（149,488）
	自己株式	△162,402
	負債・純資産合計	**8,797,391**

第35期決算公告

2026年６月11日

東京都千代田区神田鍛冶町３丁目５番２号

株式会社ディースリー・パブリッシャー

代表取締役社長　今西　智明

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,702,356
	固定資産	578,614
	資産合計	**5,280,970**
負債及び純資産の部	流動負債	143,866
	（うち役員賞与引当金）	（12,578）
	（うち株式給付引当金）	（2,088）
	（うち株式報酬引当金）	（1,546）
	固定負債	73,060
	退職給付引当金	73,060
	株主資本	5,064,043
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,253,054
	その他資本剰余金	3,253,054
	利益剰余金	1,710,989
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,685,989
	（うち当期純利益）	（228,894）
	負債・純資産合計	**5,280,970**

第56期決算公告

令和８年６月12日
東京都大田区北千束二丁目９番10号
誠伸商事株式会社
代表取締役　福田　和也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,238,520
	固定資産	1,033,645
	資産合計	3,272,166
負債及び純資産の部	流動負債	2,764,165
	固定負債	398,804
	株主資本	109,196
	資本金	54,000
	利益剰余金	55,196
	利益準備金	4,233
	その他利益剰余金	50,963
	（うち当期純損失）	(151,831)
	負債・純資産合計	3,272,166

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億一千四百万円、資本準備金の額を六億五千万円減少し、それぞれ九千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月十二日
東京都大田区北千束二丁目九番一〇号
誠伸商事株式会社
代表取締役　福田　和也

第117期決算公告

令和８年６月11日
神戸市北区道場町生野96番地の１
富士チタン工業株式会社
代表取締役　下條　正樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,977
	固定資産	4,247
	資産合計	12,224
負債及び純資産の部	流動負債	4,650
	賞与引当金	134
	株式報酬引当金	5
	工場閉鎖損失引当金	57
	その他	4,454
	固定負債	1,961
	退職給付引当金	953
	工場閉鎖損失引当金	135
	その他	873
	負債合計	6,612
	株主資本	4,802
	資本金	450
	資本剰余金	2,963
	資本準備金	1,487
	その他資本剰余金	1,476
	利益剰余金	1,389
	利益準備金	236
	その他利益剰余金	1,154
	（うち当期純損失）	(754)
	評価・換算差額等	810
	その他有価証券評価差額金	240
	土地再評価差額金	570
	純資産合計	5,612
	負債・純資産合計	12,224

第６期決算公告

2026年６月12日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー本館５階
RWE Supply＆Trading Japan株式会社
代表取締役　フランククレプツィヒ

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		11,288,133	流動負債	2,763,556
固定資産		250,672	固定負債	110,281
			負債合計	2,873,837
			株主資本	8,664,968
			資本金	1,001,000
			利益剰余金	7,663,968
			その他利益剰余金	7,663,968
			純資産合計	8,664,968
資産合計		11,538,805	負債・純資産合計	11,538,805

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,592,530
販売費及び一般管理費	961,861
営業利益	1,630,669
営業外収益	1,277,232
営業外費用	104,954
経常利益	2,802,947
税引前当期純利益	2,802,947
法人税、住民税及び事業税	861,482
法人税等調整額	12,544
当期純利益	1,928,921

第21期決算公告

2026年６月12日
東京都渋谷区渋谷二丁目12番９号
株式会社ゼネラルリンク
代表取締役　廣瀬真一郎

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		1,548,490,150	流動負債	542,445,211
固定資産		1,371,465,826	固定負債	1,380,044,149
			株主資本	997,466,616
			資本金	91,523,151
			資本剰余金	52,604,174
			資本準備金	51,723,151
			その他資本剰余金	881,023
			利益剰余金	989,658,211
			その他利益剰余金	989,658,211
			（うち当期純利益）	(91,269,428)
			自己株式	△136,318,920
資産合計		2,919,955,976	負債・純資産合計	2,919,955,976

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百五十二万三千百五十一円減少し、その全額をその他資本剰余金とするとともに、資本準備金の額を百七十二万三千百五十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日
東京都渋谷区渋谷二丁目一二番九号
株式会社ゼネラルリンク
代表取締役　廣瀬真一郎

第２期決算公告

令和８年６月12日　　宮城県栗原市築館字上高森53番地１
株式会社ワンリッチ
代表取締役　菊地　健太

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	555,075	流動負債	77,338
固定資産	3,250,542	固定負債	3,472,795
繰延資産	17,112	株主資本	377,812
		資本金	5,000
		資本剰余金	607,538
		資本準備金	1,250
		その他資本剰余金	606,288
		利益剰余金	△234,725
		その他利益剰余金	△234,725
		（うち当期純損失）	(167,687)
		評価・換算差額等	△105,215
		その他有価証券評価差額金	△105,215
資産合計	3,822,731	負債・純資産合計	3,822,731

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ソーサリー（住所　宮城県栗原市築館字上高森下二〇番地一）に対して当社の岩手県所在の不動産にかかる賃貸借事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日
宮城県栗原市築館字上高森五三番地一
株式会社ワンリッチ
代表取締役　菊地　健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十五日であり、株主総会の決議は令和八年五月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日

長野市上野一丁目二〇二八番地二

株式会社鎌倉庭園

代表取締役　鎌倉　彬

第31期決算公告

令和８年６月12日

長野市上野１丁目2028番地２

株式会社鎌倉庭園

代表取締役　鎌倉　彬

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,882
	固定資産	67,053
	合計	68,935
負純資産の債及び部	流動負債	66,542
	固定負債	12,018
	株主資本	△9,625
	資本金	26,500
	利益剰余金	△36,125
	その他利益剰余金	△36,125
	（うち当期純損失）	(498)
	合計	68,935

第５期決算公告

令和８年６月12日

岐阜市西鶉一丁目31番地ＺＯＡビル４Ｆ－Ａ

株式会社M．Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ

代表取締役　松下　剛

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,934
	繰延資産	33,000
	合計	43,934
負純資産の債及び部	流動負債	283
	固定負債	500,000
	株主資本	△456,349
	資本金	7,770
	利益剰余金	△464,119
	その他利益剰余金	△464,119
	（うち当期純損失）	(2,149)
	合計	43,934

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日

千葉市花見川区宇那谷町一五〇四番地七

（甲）株式会社ＳＣミート

代表取締役　鈴木　良夫

千葉市花見川区宇那谷町一五〇四番地七

（乙）東栄フーズ株式会社

代表取締役　鈴木　良夫

第45期決算公告

令和８年６月12日

千葉市花見川区宇那谷町1504番地７

株式会社ＳＣミート

代表取締役　鈴木　良夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,057,508
	固定資産	832,782
	資産合計	4,890,290
負純資産の債及び部	流動負債	3,568,506
	固定負債	398,090
	（引当金）	(9,371)
	株主資本	923,693
	資本金	20,000
	利益剰余金	903,693
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	901,193
	（うち当期純利益）	(15,239)
	負債・純資産合計	4,890,290

第52期決算公告

令和８年６月12日

千葉市花見川区宇那谷町1504番地７

東栄フーズ株式会社

代表取締役　鈴木　良夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,351
	固定資産	65,221
	資産合計	150,572
負純資産の債及び部	流動負債	59,036
	固定負債	30,915
	株主資本	60,620
	資本金	20,000
	利益剰余金	40,620
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	35,620
	（うち当期純利益）	(884)
	負債・純資産合計	150,572

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日

東京都大田区鵜の木三丁目一二番一二号

（甲）株式会社Ｅｉｇｈｔ

代表取締役　林　秀樹

東京都大田区鵜の木三丁目一二番一二号

（乙）株式会社Ｅ－ＬＡＢ

代表取締役　林　秀樹

第９期決算公告

令和８年６月12日

東京都大田区鵜の木三丁目12番12号

株式会社Ｅｉｇｈｔ

代表取締役　林　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	91,218
	固定資産	407,782
	合計	499,000
負純資産の債及び部	流動負債	12,296
	固定負債	365,000
	株主資本	121,704
	資本金	70,000
	資本剰余金	139,606
	資本準備金	40,000
	その他資本剰余金	99,606
	利益剰余金	△ 87,901
	その他利益剰余金	△ 87,901
	（うち当期純損失）	(12,691)
	合計	499,000

第２期決算公告

令和８年６月12日

東京都大田区鵜の木三丁目12番12号

株式会社Ｅ－ＬＡＢ

代表取締役　林　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,111
	固定資産	13,544
	合計	37,655
負純資産の債及び部	流動負債	6,247
	固定負債	10,000
	株主資本	21,408
	資本金	10,000
	資本剰余金	40,000
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	△ 28,591
	その他利益剰余金	△ 28,591
	（うち当期純損失）	(20,114)
	合計	37,655

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフィールドマネージャー事業及びロジヒーローの営業に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）金融証券取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年六月十二日

東京都港区芝浦三丁目一四番一五号タチバナビル

（甲）スキマワークス株式会社

代表取締役　赤荻　心

東京都港区東新橋一丁目五番二号

（乙）株式会社タイミー

代表取締役　小川　嶺

第11期決算公告

令和８年６月12日

東京都港区芝浦三丁目14番15号タチバナビル

スキマワークス株式会社

代表取締役　赤荻　心

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	310,121	流動負債	173,943
固定資産	13,162	（賞与引当金）	(1,056)
		（役員賞与引当金）	(23,058)
		固定負債	43,786
		株主資本	105,554
		資本金	175,000
		資本剰余金	175,000
		資本準備金	175,000
		利益剰余金	△244,446
		その他利益剰余金	△244,446
		（うち当期純損失）	(50,317)
資産合計	323,283	負債・純資産合計	323,283

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社四孝（乙、住所大阪市北区天神橋四丁目一一番二号プラザオトノビル四〇一号室）から乙の営む遊技場（住所大阪市北区天神橋四丁目一一番二号プラザオトノビル一階・二階・地下一階所在の天満Sビジョン鶴橋）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日
大阪府門真市上島町四四番一二号
株式会社岩商
代表取締役　岩本　昭司

第20期決算公告

令和８年６月12日
大阪市北区天神橋四丁目11番２号
プラザオトノビル401号室
株式会社四孝
代表取締役　坂平　孝寛

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,076
	固定資産	239,659
	合計	272,735
負純資産債及びの部	流動負債	204,117
	固定負債	233,928
	株主資本	△ 165,311
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 168,311
	その他利益剰余金	△ 168,311
	（うち当期純損失）	(11,066)
	合計	272,735

第37期決算公告

令和８年６月12日
大阪府門真市上島町44番12号
株式会社岩商
代表取締役　岩本　昭司

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	380,814
	固定資産	858,789
	合計	1,239,603
負純資産債及びの部	流動負債	80,224
	固定負債	797,787
	株主資本	361,591
	資本金	10,000
	資本剰余金	532,959
	資本準備金	532,959
	利益剰余金	△ 181,368
	その他利益剰余金	△ 181,368
	（うち当期純損失）	(82,678)
	合計	1,239,603

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年六月十二日
東京都杉並区和泉一丁目三二番一八号
（甲）株式会社スズキ自販東京
代表取締役　齊藤　隆
東京都立川市柏町一丁目一八番地
（乙）株式会社スズキ自販南東京
代表取締役　渡辺　久彰

決算公告

令和８年６月12日
東京都杉並区和泉一丁目32番18号
株式会社スズキ自販東京
代表取締役　齊藤　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,536,780
	固定資産	5,886,614
	合計	12,423,394
負純資産債及びの部	流動負債	3,996,533
	固定負債	627,827
	株主資本	7,799,033
	資本金	50,000
	資本剰余金	765,000
	資本準備金	335,000
	その他利益剰余金	430,000
	利益剰余金	6,984,033
	その他利益剰余金	6,984,033
	（うち当期純利益）	(848,728)
	合計	12,423,394

決算公告

令和８年６月12日
東京都立川市柏町一丁目18番地
株式会社スズキ自販南東京
代表取締役　渡辺　久彰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,883,732
	固定資産	2,576,845
	合計	11,460,578
負純資産債及びの部	流動負債	4,150,502
	固定負債	568,243
	株主資本	6,741,832
	資本金	50,000
	資本剰余金	330,000
	その他資本剰余金	330,000
	利益剰余金	6,361,832
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	6,349,332
	（うち当期純利益）	(1,174,246)
	合計	11,460,578

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十九日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日
東京都豊島区池袋二丁目五六番一号
（甲）株式会社グッド・スマイル
代表取締役　佐久間拓也
札幌市厚別区厚別中央二条五丁目三番三一号新札幌第一生命ビルディング四階
（乙）株式会社メディテック
代表取締役　佐久間拓也

第11期決算公告

令和８年６月12日
東京都豊島区池袋二丁目56番１号
株式会社グッド・スマイル
代表取締役　佐久間拓也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	92,439,981
	資産合計	92,439,981
負純資産債及びの部	流動負債	15,476,857
	負債合計	15,476,857
	株主資本	76,963,124
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	66,963,124
	その他利益剰余金	66,963,124
	（うち当期純利益）	(19,685,135)
	純資産合計	76,963,124
	負債・純資産合計	92,439,981

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十二日
長野県松本市双葉一四番一八号
（甲）カガミ・ホールディングス株式会社
代表取締役　太田　英行
東京都中央区銀座六丁目六番一号
（乙）あずさ株式会社
代表取締役　永濵　健

第10期決算公告

令和８年６月12日
札幌市厚別区厚別中央二条五丁目３番31号
新札幌第一生命ビルディング４階
株式会社メディテック
代表取締役　佐久間拓也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	15,139,095
	資産合計	15,139,095
負純資産債及びの部	流動負債	517,207
	負債合計	517,207
	株主資本	14,621,888
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	4,621,888
	その他利益剰余金	4,621,888
	（うち当期純利益）	(700,427)
	純資産合計	14,621,888
	負債・純資産合計	15,139,095

決算公告

令和８年６月12日
東京都中央区銀座六丁目６番１号
あずさ株式会社
代表取締役　永濵　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	342,936
	固定資産	1,580,002
	合計	1,922,938
負純資産債及びの部	流動負債	139,433
	固定負債	1,806,371
	株主資本	△22,866
	資本金	1,000
	利益剰余金	△23,866
	繰越利益剰余金	△23,866
	（うち当期純損失）	(25,920)
	合計	1,922,938

決算公告

令和８年６月12日
長野県松本市双葉14番18号
カガミ・ホールディングス株式会社
代表取締役　太田　英行

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,537,869
	固定資産	1,432,367
	合計	2,970,236
負純資産債及びの部	流動負債	1,102,822
	株主資本	1,867,414
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,192,420
	その他資本剰余金	2,192,420
	利益剰余金	138,353
	その他利益剰余金	138,353
	（うち当期純損失）	(54,000)
	自己株式	△473,359
	合計	2,970,236

第 29 期 決 算 公 告

2026年６月11日

岡山県赤磐市多賀2056
大和コアファクトリー株式会社
代表取締役　二階堂和紀

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,048,256	流動負債	346,373
固定資産	105,731	（うち引当金）	(169,752)
有形固定資産	28,129	固定負債	380,679
無形固定資産	2,511	（うち引当金）	(359,728)
投資その他の資産	75,090	株主資本	426,935
		資本金	10,000
		利益剰余金	416,935
		利益準備金	4,300
		その他利益剰余金	412,635
		（うち当期純利益）	(83,646)
資産合計	1,153,988	負債・純資産合計	1,153,988

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

神戸市東灘区深江浜町１番１　神戸市中央卸売市場東部市場内
神戸中央青果株式会社
代表取締役社長　多田　哲仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	789,813	流動負債	311,003
固定資産	60,836	賞与引当金	2,000
		固定負債	108,465
		退職給付引当金	80,222
		役員退職慰労引当金	14,445
		株主資本	431,181
		資本金	100,000
		利益剰余金	331,181
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	306,181
		（うち当期純利益）	(5,882)
合計	850,649	合計	850,649

第 37 期 決 算 公 告

令和８年５月18日　北海道旭川市東鷹栖東３条３丁目1927番地
株式会社ニューアクシス
代表取締役　山崎　辰雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	82,486	流動負債	18,013
固定資産	2,272	（賞与引当金）	(612)
		固定負債	1,876
		（退職給付引当金）	(834)
		株主資本	64,869
		資本金	15,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	44,869
		利益準備金	740
		その他利益剰余金	44,128
		（うち当期純利益）	(8,362)
資産合計	84,758	負債・純資産合計	84,758

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月18日　北海道旭川市東鷹栖東３条４丁目2163番地
株式会社旭ダンケ
代表取締役　山下　弘純

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,746	流動負債	4,121
固定資産	7,621	（賞与引当金）	(24)
		固定負債	1,431
		（退職給付引当金）	(117)
		株主資本	6,727
		資本金	100
		資本剰余金	772
		資本準備金	337
		その他資本剰余金	435
		利益剰余金	5,854
		その他利益剰余金	5,854
		（うち当期純利益）	(592)
		評価・換算差額等	87
資産合計	12,367	負債・純資産合計	12,367

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月11日

東京都千代田区丸の内２丁目７番２号　ＪＰタワー
株式会社ＮＴＴデータ先端技術
代表取締役社長　藤原　　遠

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,630,276	流動負債	32,653,256
固定資産	13,761,023	賞与引当金	16,626
		その他	32,636,630
		固定負債	2,592,183
		退職給付引当金	1,320,949
		その他	1,271,233
		負債合計	35,245,439
		株主資本	16,145,925
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,052,393
		資本準備金	64,498
		その他資本剰余金	987,895
		利益剰余金	14,993,532
		その他利益剰余金	14,993,532
		評価・換算差額等	△ 65
		その他有価証券評価差額金	△ 65
		純資産合計	16,145,860
資産合計	51,391,300	負債・純資産合計	51,391,300

損 益 計 算 書 の 要 旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	79,552,421	経常利益	7,495,731
売上原価	61,200,920	税引前当期純利益	7,495,731
売上総利益	18,351,500	法人税、住民税及び事業税	2,351,211
販売費及び一般管理費	11,125,734	法人税等調整額	38,039
営業利益	7,225,766	当期純利益	5,106,480
営業外収益	366,523		
営業外費用	96,558		

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都中央区日本橋三丁目14番10号
第一三共ヘルスケア株式会社
代表取締役　内田　高広

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74,344	流動負債	30,096
固定資産	31,089	固定負債	90
		役員退職慰労引当金	50
		その他	40
		負債合計	30,186
		株主資本	68,159
		資本金	100
		資本剰余金	23,284
		その他資本剰余金	23,284
		利益剰余金	44,775
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	44,750
		評価・換算差額等	7,088
		その他有価証券評価差額金	7,088
		純資産合計	75,247
資産合計	105,433	負債・純資産合計	105,433

損 益 計 算 書 の 要 旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	78,887	経常利益	14,371
売上原価	38,146	特別利益	2,429
売上総利益	40,741	特別損失	2
販売費及び一般管理費	26,657	税引前当期純利益	16,798
営業利益	14,083	法人税、住民税及び事業税	5,148
営業外収益	334	法人税等調整額	624
営業外費用	46	当期純利益	11,025

第２期決算公告

令和８年６月12日　　三重県桑名市大字大福２番地
桑名金属工業株式会社
代表取締役社長　伊藤　克倫

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,239	流動負債	16,613
固定資産	20,339	（うち賞与引当金）	(373)
		固定負債	12,450
		（うち退職給付引当金）	(1,378)
		（うち役員退職慰労引当金）	(1)
		（うち製品保証等引当金）	(85)
		負債合計	29,064
		株主資本	5,504
		資本金	260
		資本剰余金	4,825
		資本準備金	4,750
		その他資本剰余金	75
		利益剰余金	418
		その他利益剰余金	418
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
		純資産合計	5,514
資産合計	34,579	負債・純資産合計	34,579

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	26,830	特別損失	6
売上原価	22,364	税引前当期純利益	104
売上総利益	4,466	法人税、住民税及び事業税	△8
販売費及び一般管理費	4,066	法人税等調整額	26
営業利益	400	当期純利益	86
営業外収益	215		
営業外費用	505		
経常利益	110		

第22期決算公告

2026年６月12日　　東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社メディセオ
代表取締役社長　今川　国明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	790,722	流動負債	773,776
固定資産	135,391	賞与引当金	3,196
		その他	770,579
		固定負債	13,540
		退職給付引当金	7,704
		その他	5,836
		負債合計	787,317
		株主資本	145,755
		資本金	100
		資本剰余金	20,853
		資本準備金	18,418
		その他資本剰余金	2,435
		利益剰余金	124,801
		利益準備金	33
		その他利益剰余金	124,767
		評価・換算差額等	△ 6,957
		その他有価証券評価差額金	2,838
		土地再評価差額金	△ 9,796
		純資産合計	138,797
資産合計	926,114	負債・純資産合計	926,114

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,944,691	経常利益	28,479
売上原価	1,843,778	特別利益	1,064
売上総利益	100,912	特別損失	4,091
販売費及び一般管理費	79,733	税引前当期純利益	25,452
営業利益	21,179	法人税、住民税及び事業税	9,282
営業外収益	9,692	法人税等調整額	△ 104
営業外費用	2,391	当期純利益	16,274

第71期決算公告

令和８年６月12日　　名古屋市昭和区滝川町47番地の24
光洋マテリカ株式会社
代表取締役　立松　　武

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	40,584	流動負債	33,350
固定資産	6,629	（うち賞与引当金）	(204)
		固定負債	792
		（うち退職給付引当金）	(43)
		負債合計	34,143
		株主資本	11,587
		資本金	350
		資本剰余金	60
		利益剰余金	11,177
		利益準備金	87
		その他利益剰余金	11,089
		評価・換算差額等	1,483
		その他有価証券評価差額金	1,507
		繰延ヘッジ損益	△ 23
		純資産合計	13,071
資産合計	47,214	負債・純資産合計	47,214

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	100,294	経常利益	2,456
売上原価	94,928	特別利益	622
売上総利益	5,365	特別損失	12
販売管理費及び一般管理費	2,706	税引前当期純利益	3,066
営業利益	2,659	法人税、住民税及び事業税	926
営業外収益	273	法人税等調整額	△ 13
営業外費用	476	当期純利益	2,153

第14期決算公告

2026年６月12日　　宮城県黒川郡大衡村中央平１番地
トヨタ自動車東日本株式会社
取締役社長　石川　洋之

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	117,942	流動負債	174,970
固定資産	176,855	役員賞与引当金	104
		製品保証引当金	10,958
		その他	163,906
		固定負債	11,468
		退職給付引当金	4,974
		その他	6,493
		負債合計	186,438
		株主資本	108,359
		資本金	6,850
		資本剰余金	38,204
		資本準備金	5,144
		その他資本剰余金	33,060
		利益剰余金	63,303
		利益準備金	2,037
		その他利益剰余金	61,265
		純資産合計	108,359
資産合計	294,797	負債・純資産合計	294,797

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,087,725	特別利益	170
売上原価	1,054,603	特別損失	784
売上総利益	33,121	税引前当期純利益	24,525
販売費及び一般管理費	10,173	法人税、住民税及び事業税	4,084
営業利益	22,948	法人税等調整額	418
営業外収益	6,242	当期純利益	20,022
営業外費用	4,052		
経常利益	25,139		

第 46 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都港区西新橋二丁目３番１号

日本コンピュータシステム株式会社

代表取締役　川部　弘明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,589,690	流動負債	1,851,617
固定資産	579,172	賞与引当金	491,672
		役員賞与引当金	13,400
		固定負債	418,328
		退職給付引当金	418,328
		負債合計	2,269,946
		株主資本	3,836,433
		資本金	1,089,162
		資本剰余金	272,291
		資本準備金	272,291
		利益剰余金	2,474,979
		その他利益剰余金	2,474,979
		評価・換算差額等	62,483
		その他有価証券評価差額金	62,483
		純資産合計	3,898,916
資産合計	6,168,863	負債・純資産合計	6,168,863

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	8,661,457	経常利益	583,314
売上原価	6,938,226	特別利益	125,399
売上総利益	1,723,231	特別損失	250
販売費及び一般管理費	1,149,536	税引前当期純利益	708,464
営業利益	573,694	法人税、住民税及び事業税	200,242
営業外収益	11,448	法人税等調整額	△13,586
営業外費用	1,827	当期純利益	521,808

第 90 期 決 算 公 告

2026年６月11日　名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

トヨタ不動産株式会社

代表取締役社長　山村　知秀

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**36,725**	**流動負債**	**145,692**
固定資産	**1,842,351**	役員賞与引当金	49
有形固定資産	264,346	その他	145,643
無形固定資産	30,909	**固定負債**	**441,648**
投資その他の資産	1,547,095	**負債合計**	**587,341**
		株主資本	**610,956**
		資本金	59,450
		資本剰余金	54,450
		資本準備金	54,450
		利益剰余金	497,056
		利益準備金	5,937
		その他利益剰余金	491,118
		評価・換算差額等	**680,779**
		その他有価証券評価差額金	680,779
		純資産合計	**1,291,736**
資産合計	**1,879,077**	**負債・純資産合計**	**1,879,077**

損益計算書の要旨　（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	**26,973**	**経常利益**	**36,066**
売上原価	19,657	特別利益	282,658
売上総利益	**7,316**	特別損失	879
販売費及び一般管理費	7,979	**税引前当期純利益**	**317,845**
営業利益	**△ 663**	法人税、住民税及び事業税	104,582
営業外収益	38,633	法人税等調整額	△ 10,269
営業外費用	1,904	**当期純利益**	**223,531**

第31期決算公告

2026年６月12日　東京都千代田区丸の内２丁目４番１号

日本ベンチャーキャピタル株式会社

代表取締役社長　多賀谷　実

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,891	流動負債	266
固定資産	186	（うち賞与引当金）	(5)
有形固定資産	24	固定負債	99
無形固定資産	12	（うち役員退職慰労引当金）	(99)
投資その他の資産	149	株主資本	4,688
		資本金	2,050
		資本剰余金	45
		その他資本剰余金	45
		利益剰余金	2,610
		利益準備金	291
		その他利益剰余金	2,319
		自己株式	△17
		評価・換算差額等	23
		その他有価証券評価差額金	23
資産合計	5,077	負債・純資産合計	5,077

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,147	経常利益	236
売上原価	139	税引前当期純利益	236
売上総利益	1,008	法人税、住民税及び事業税	82
販売費及び一般管理費	778	法人税等調整額	△2
営業利益	229	当期純利益	156
営業外収益	8		
営業外費用	0		

第 49 期 決 算 公 告

2026年６月12日　東京都港区六本木１丁目６－１

双日インフィニティ株式会社

代表取締役社長　中村　靖明

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,198	流動負債	3,675
固定資産	437	（賞与引当金）	(47)
有形固定資産	109	固定負債	789
無形固定資産	76	（退職給付引当金）	(43)
投資その他の資産	250	負債合計	4,465
		株主資本	2,125
		資本金	100
		資本剰余金	1,020
		（資本準備金）	(324)
		（その他資本剰余金）	(695)
		利益剰余金	1,005
		（利益準備金）	(283)
		（その他利益剰余金）	(722)
		評価・換算差額等	44
		繰延ヘッジ損益	44
		純資産合計	2,170
資産合計	6,635	負債・純資産合計	6,635

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,075	経常利益	326
売上原価	6,398	特別損失	4
売上総利益	3,677	税引前当期純利益	322
販売費及び一般管理費	3,331	法人税、住民税及び事業税	2
営業利益	345	法人税等調整額	100
営業外収益	4	当期純利益	219
営業外費用	22		

第58期決算公告

令和８年６月12日

横浜市保土ケ谷区狩場町169番地６号

株式会社スズキ自販神奈川

代表取締役　田中　章泰

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,929,709
	固定資産	6,333,713
	資産合計	**12,263,422**
負債及び純資産の部	流動負債	3,783,737
	固定負債	415,420
	退職給付引当金	347,069
	負債合計	**4,199,158**
	株主資本	8,064,264
	資本金	50,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	200,000
	利益剰余金	7,714,264
	その他利益剰余金	7,714,264
	（うち当期純利益）	(736,966)
	純資産合計	**8,064,264**
	負債・純資産合計	**12,263,422**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年六月十二日

横浜市保土ケ谷区狩場町一六九番地六号

（甲）株式会社スズキ自販神奈川

代表取締役　田中　章泰

神奈川県平塚市田村六丁目二三番二号

（乙）株式会社スズキ自販湘南

代表取締役　荒川　克俊

第23期決算公告

令和８年６月12日

神奈川県平塚市田村六丁目23番２号

株式会社スズキ自販湘南

代表取締役　荒川　克俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,824,360
	固定資産	2,583,986
	合計	**10,408,346**
負債及び純資産の部	流動負債	3,547,557
	固定負債	503,182
	退職給付引当金	333,953
	株主資本	6,357,606
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	6,257,606
	その他利益剰余金	6,257,606
	（うち当期純利益）	(827,997)
	合計	**10,408,346**

第８期決算公告

令和８年６月12日

岐阜市西鶉一丁目31番地ＺＯＡビル４Ｆ－Ａ

株式会社ＭＦ

代表取締役　松下　剛

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	521,477
	固定資産	444,902
	繰延資産	54,069
	合計	**1,020,449**
負債及び純資産の部	流動負債	944
	固定負債	1,063,433
	株主資本	△43,929
	資本金	7,770
	利益剰余金	△51,699
	その他利益剰余金	△51,699
	（うち当期純損失）	(8,051)
	合計	**1,020,449**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億四百九十二万五千円、資本準備金の額を六億四百九十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年六月十二日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

ＫＡＮＤＡＳＱＵＡＲＥ

フィスラージャパン株式会社

代表取締役　フランク・ピーター・ベッチャー

決算公告

令和８年６月12日

東京都千代田区神田錦町二丁目２番１号

ＫＡＮＤＡＳＱＵＡＲＥ

フィスラージャパン株式会社

代表取締役　フランク・ピーター・ベッチャー

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	534,907
	固定資産	39,405
	資産合計	**574,312**
負債及び純資産の部	流動負債	1,575,697
	有給休暇引当金	6,562
	賞与引当金	7,637
	リストラクチャリング引当金	286,982
	その他引当金	2,756
	負債合計	**1,575,697**
	株主資本	△1,001,385
	資本金	100,000
	資本剰余金	800,000
	資本準備金	800,000
	利益剰余金	△1,901,385
	利益準備金	5,100
	その他利益剰余金	△1,906,485
	（うち当期純損失）	(507,482)
	純資産合計	**△1,001,385**
	負債・純資産合計	**574,312**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲の株主総会承認決議は令和八年七月二十四日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年六月十二日

堺市南区野々井二五五番地

（甲）株式会社名代秘伝の味たこ一

代表取締役　上村　克郎

堺市南区野々井二五五番地

（乙）株式会社寿限無

代表取締役　上村　克郎

第７期決算公告

令和８年６月12日

堺市南区野々井255番地

株式会社寿限無

代表取締役　上村　克郎

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,385
	固定資産	24,887
	合計	**51,273**
負債及び純資産の部	流動負債	27,388
	固定負債	21,942
	株主資本	1,941
	資本金	8,000
	利益剰余金	△6,058
	その他利益剰余金	△6,058
	（うち当期純利益）	(21,460)
	合計	**51,273**

第10期決算公告

令和８年６月12日

堺市南区野々井255番地

株式会社名代秘伝の味たこ一

代表取締役　上村　克郎

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	44,223
	固定資産	38,941
	合計	**83,164**
負債及び純資産の部	流動負債	19,468
	固定負債	93,595
	株主資本	△29,898
	資本金	1,000
	利益剰余金	△30,898
	その他利益剰余金	△30,898
	（うち当期純損失）	(12,831)
	合計	**83,164**